

法律学小辞典(第5版)解説基準日*以降の

主要成立法律

目 次

I 題名改正・全部改正・廃止法律

本辞典の項目名に採用されているもの、解説中に引用されているものについて、五十音順に並べ、題名改正については改正後の法律名を示した。

II 主要成立法律解説

国国会期ごとに、主にジュリスト誌の「国会の概観」より抜粋・転載した。

各法の解説末尾に、関連する本辞典収録の主要項目名を掲げ、最後にそれらの関連項目を五十音順に並べた。

*詳細は本辞典「凡例」I 8 を参照。

I 題名改正・全部改正・廃止法律

- ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律(令和4法46で題名改正。「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に)
- ・外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(令和2法33で題名改正。「外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律」に)
- ・覚せい剤取締法(令和元法63で題名改正。「覚醒剤取締法」に)
- ・行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(令和3法37で廃止)
- ・行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(令和元法16で題名改正。「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に)
- ・金融商品の販売等に関する法律(令和2法50で題名改正。「金融サービスの提供に関する法律」に)
- ・国税犯則取締法(平成29法4で廃止)
- ・雇用対策法(平成30法71で題名改正。「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に)
- ・消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(令和4法59で題名改正。「消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」に)
- ・食品流通構造改善促進法(平成30法62で題名改正。「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に)
- ・船舶油濁損害賠償保障法(令和元法18で題名改正。「船舶油濁等損害賠償保障法」に)
- ・短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成30法71で題名改正。「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」に)
- ・中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成28法58で題名改正。「中小企業等経営強化法」に)
- ・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(令和2法49で題名改正。「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に)
- ・特定商品等の預託等取引契約に関する法律(令和3法72で題名改正。「預託等取引に関する法律」に)
- ・特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(平成30法69で題名改正。「特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」に)
- ・独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(令和3法37で廃止)
- ・農業災害補償法(平成29法74で題名改正。「農業保険法」に)
- ・婦人補導院法(令和4法52で廃止)
- ・未成年者喫煙禁止法(平成30法59で題名改正。「二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律」に)
- ・未成年者飲酒禁止法(平成30法59で題名改正。「二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律」に)

II 主要成立法律解説

第 190 回国会

(平成 28 年 1 月 4 日～6 月 1 日)

〈國 民〉

- 行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律
(平成 28 法 51)

個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出や活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることを踏まえ、行政及び独立行政法人等の事務事業の適正かつ円滑な運営並びに個人の権利利益の保護に支障がない範囲内において、行政機関及び独立行政法人等の保有する個人情報を加工して作成する非識別加工情報を、事業の用に供しようとする者に提供するための仕組みを設けるほか、個人情報の定義の明確化などの整備を行う。

⇒行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
⇒個人情報の保護

- 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律
(平成 28 法 70)

特定非営利活動の一層の健全な発展を図るとともに、特定非営利活動法人の運営の透明性を確保するため、仮認定特定非営利活動法人の名称を特例認定特定非営利活動法人に改め、特定非営利活動法人の認証の申請手続における添付書類の縦覧期間を短縮し、及び認定特定非営利活動法人等の海外への送金又は金銭の持出しに係る書類の所轄庁への事前の提出を不要とともに、特定非営利活動法人における事業報告書等の備置期間を延長し、及び特定非営利活動法人に対する貸借対照表の公告を義務付けるなどの措置を講じる。

⇒特定非営利活動促進法
⇒特定非営利活動法人

- 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(平成 28 法 68)

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、当該言動は許されないことを前文において宣言するほか、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、

基本的施策を定め、これを推進する。

⇒人種差別撤廃条約
⇒ヘイト・スピーチ

〈選 挙〉

- 公職選挙法の一部を改正する法律(平成 28 法 8)

国政選挙の選挙権を有しているにもかかわらず市町村の区域を超えて住所を移したことにより選挙人名簿に登録されないために国政選挙の投票をすることができない者が、投票をすることができるようにするために、選挙人名簿の登録制度を改めるなどの措置を講じる。

⇒公職選挙法
⇒選挙人名簿

- 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律
(平成 28 法 24)

最近における物価の変動、選挙等の執行状況等を考慮し、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定するとともに、選挙人の投票しやすい環境を整えるため、共通投票所における投票及び期日前投票の投票時間の弾力的な設定を可能とし、投票所に入ることができる選挙人の同伴する子供の範囲を拡大するなどの措置を講じる。

⇒公職選挙法

- 衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律(平成 28 法 49)

衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差に係る累次の最高裁判所大法廷判決及び平成 28 年 1 月に行われた「衆議院選挙制度に関する調査会」の答申を踏まえ、衆議院議員の定数を 10 人削減するとともに、衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差の是正措置について、各都道府県の区域内の選挙区の数を平成 32 年以降 10 年ごとに行われる国勢調査の結果に基づきいわゆるアダムズ方式により配分することとし、あわせて平成 27 年の国勢調査の結果に基づく特例措置などを講じる。

⇒公職選挙法
⇒国会議員
⇒定数不均衡(訴訟)

⇒普選運動
⇒小選挙区比例代表並立制

- 公職選挙法の一部を改正する法律(平成 28 法 25)

船員の投票の機会を拡充するため、洋上投票制度の対象となる船舶の範囲を拡大するとともに、選挙において候補者の政策等を有権者が知

る機会を拡充するため、選挙運動に従事する者のうち専ら要約筆記のために使用する者に対して報酬を支給することができる」とする。

⇒供与 ⇒公職選挙法 ⇒選挙運動

〈租 稅〉

○所得税法等の一部を改正する法律(平成 28 法 15)

現下の経済情勢等を踏まえ、経済の好循環を確実なものとする観点から法人税率の引下げ及び生産性向上設備投資促進税制の廃止・欠損金繰越控除制度の見直し等を行うとともに、消費税率引上げに伴う低所得者への配慮のための消費税の軽減税率制度の創設等、少子化対策及び教育再生のための特定多世帯同居改修工事等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例の創設・公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除制度の見直し等、地方創生の推進のための認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除制度(企業版ふるさと納税)の創設、外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充、被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除制度の創設・地方法人税率の引上げ等、国際課税の枠組みの再構築を行うための多国籍企業情報の報告制度の創設等、震災復興を支援するための被災関連市町村から特定の支援により土地を取得した場合の登録免許税の特例の創設等、クレジットカードによる国税の納付制度の創設などを行うほか、既存の特別措置の整理合理化を図り、あわせて期限の到来する特別措置について実情に応じ適用期限を延長するなどの措置を一体として講じる。

⇒所得税 ⇒所得税法 ⇒国税・地方税 ⇒事業税 ⇒消費税 ⇒法人税

○地方税法等の一部を改正する等の法律(平成 28 法 13)

現下の経済情勢等を踏まえ、経済の好循環を確実なものとする観点から法人税改革の一環として法人事業税の所得割の税率の引下げ及び外形標準課税の拡大等を行い、地方創生の推進に向けて、税源の偏在性を是正するための法人住民税の法人税割の税率の引下げ及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の廃止と認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人住民税の法人税割・法人事業税の税額控除制度(企業版ふるさと納税)の創設を行うとともに、自動車取得税の廃止及び自動車税・軽自動車税における環境性能割の導入等、遊休農地等に係る固定資産税及び都市計画税の価格の特例及び課税標準の特例の創設などを行うほか、

個人住民税に係る徵収及び滞納処分の特例の拡充等の納税環境の整備、税負担軽減措置等の整理合理化などをを行う。

⇒外形標準課税 ⇒国税・地方税 ⇒事業税 ⇒自動車税 ⇒住民税 ⇒所得割

○関税率法等の一部を改正する法律(平成 28 法 16)

個別品目の関税率の見直し、輸出・輸入をしてはならない貨物への営業秘密侵害品の追加、輸出申告・輸入申告を行う税関官署の自由化、暫定関税率の適用期限の延長、関税率表の品目分類の調整などの措置を講じる。

⇒営業秘密 ⇒関税率法

〈地方自治〉

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成 28 法 47)

第 6 次地方分権一括法として、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方公共団体等の提案等を踏まえ、国から地方公共団体又は都道府県から市町村への事務・権限の移譲、地方版ハローワークの創設等を行うとともに、地方公共団体に対する義務付けを緩和するなどの措置を講じる。

⇒義務付け・権付け ⇒公共職業安定所 ⇒地方分権

〈法 務〉

○成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律(平成 28 法 27)

成年後見の事務がより円滑に行われるようになるため、成年後見人が、成年被後見人に宛てた郵便物等の転送を受け、これを開いて見ることができることとともに、成年被後見人の死亡後の相続財産の保存に必要な行為を行うことができるようとする。

⇒家事事件手続法 ⇒成年後見 ⇒成年被後見人

○成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成 28 法 29)

成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会を設置するなどの措置を講じる。

⇒成年後見

○民法の一部を改正する法律(平成 28 法 71)

女性に係る再婚禁止期間を前婚の解消又は取消しの日から6箇月と定める民法の規定のうち100日を超える部分は憲法違反であるとの最高裁判決(最大判平成27・12・16民集69・8・2427)があつたことに鑑み、当該期間を100日に改めるとともに、女性が前婚の解消若しくは取消しのときに懐胎していなかった場合又は女性が前婚の解消若しくは取消しの後に出産した場合には再婚禁止期間の規定を適用しないものとするなどの措置を講じる。

⇒婚姻の自由 ⇒再婚禁止期間 ⇒父を定める訴え

○総合法律支援法の一部を改正する法律(平成28法53)

法的援助を要する者の多様化により的確に対応するため、日本司法支援センター(法テラス)の業務として、認知機能が十分でない者及び大規模な災害の被災者等を援助する業務を追加するなどの措置を講じる。

⇒総合法律支援法

○刑事訴訟法等の一部を改正する法律(平成28法54)

刑事手続における証拠の収集方法の適正化及び多様化並びに公判審理の充実化を図るため、取調べの録音・録画制度、証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度と刑事免責制度、証人等の氏名等の情報を保護するための制度等を創設するとともに、犯罪捜査のための通信傍受の対象事件の範囲の拡大及び手続の効率化、被疑者国選弁護制度の対象事件の範囲の拡大、証拠開示制度の拡充などの措置を講じる。

⇒協議・合意(刑事手続における) ⇒共犯者の自白 ⇒刑事免責 ⇒国選弁護人 ⇒証拠隠滅罪 ⇒証拠開示 ⇒証人威迫罪 ⇒通信傍受 ⇒取調べの可視化 ⇒犯人蔵匿罪

○国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律(平成28法73)

国外犯罪行為により不慮の死を遂げた日本国民の遺族又は障害が残った日本国民に対する国外犯罪被害弔慰金・国外犯罪被害障害見舞金の支給について、要件・手続、金額その他の必要な事項を定める。

⇒被害者(犯罪の) ⇒被害者補償

〈教育〉

○国立大学法人法の一部を改正する法律(平成28法38)

我が国の大学における教育研究水準の著しい向上とイノベーション創出を図るため、文部科学大臣が指定する国立大学法人について、世界最高水準の教育研究活動が展開されるよう、高

い次元の目標設定に基づき、大学運営を行うこととする指定国立大学法人制度を創設とともに、国立大学法人等の資産の有効活用を図るための措置を講じる。

⇒国立大学法人

〈厚生〉

○社会福祉法等の一部を改正する法律(平成28法21)

福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、介護福祉士の資格の取得に関する特例等について定め、社会福祉施設職員等退職手当共済の退職手当金の額の算定方法を変更するなど社会福祉事業等に従事する者の確保を促進するための措置を講じるとともに、社会福祉法人に評議員会の設置や財務諸表等の公表を義務付けるなど社会福祉法人の管理に関する規定を整備し、社会福祉法人が社会福祉事業及び公益事業を行う場合の責務について定めるなどの措置を講じる。

⇒社会福祉法人

○子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(平成28法22)

子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業を創設するとともに、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げるなどの措置を講じる。

⇒保育所

○児童扶養手当法の一部を改正する法律(平成28法37)

父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当の支給要件に該当する児童であって母が監護するもの等が2人以上である場合における加算額の増額等の措置を講じる。

⇒児童扶養手当

○児童福祉法等の一部を改正する法律(平成28法63)

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化等を図るため、児童の福祉を保障するための原理の明確化、母子健康包括支援センターの全国展開、児童相談所の体制の整備、里親委託の推進、児童福祉法による施設入所等の措置の対象となる者の範囲の拡大などの措置を講じる。

⇒児童福祉法

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支

援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(平成 28 法 65)

全ての国民が障害の有無にかかわらず共生する社会の実現を図る観点から、障害者及び障害児の支援に係る施策の充実を図るために、自立支援給付及び障害児通所支援の充実、事業者に係る情報の公表制度の創設、市町村障害児福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の策定の義務付けなどの措置を講じる。

⇒障害児通所支援 ⇒障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 ⇒自立支援給付

○発達障害者支援法の一部を改正する法律(平成 28 法 64)

発達障害者の支援の一層の充実を図るために、発達障害者の定義を見直し、基本理念を定めるほか、発達障害者及びその家族等の支援のための施策を強化し、あわせて、発達障害者支援地域協議会に関する規定の新設等を行う。

⇒障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

○自殺対策基本法の一部を改正する法律(平成 28 法 11)

自殺対策の一層の推進を図るために、自殺対策が生きることの包括的な支援として実施されるべきこと等を基本理念に明記するとともに、都道府県自殺対策計画及び市町村自殺対策計画の策定等について定めるほか、基本的施策の拡充と必要な組織の整備を図る。

⇒過労死・過労自殺 ⇒自殺

○確定拠出年金法等の一部を改正する法律(平成 28 法 66)

企業年金制度等について、働き方の多様化をはじめ社会経済構造の変化に対応するとともに、老後に向けた個人の自助努力を行う環境を整備するため、個人型確定拠出年金の加入者の範囲の見直し(国民年金の第三号被保険者、企業年金加入者及び公務員等共済加入者の追加)、小規模事業所の事業主による個人型確定拠出年金への掛金の納付制度の創設、個人型確定拠出年金の実施主体である国民年金基金連合会の業務の追加などの措置を講じる。

⇒確定拠出年金

〈労 働〉

○雇用保険法等の一部を改正する法律(平成 28 法 17)

少子高齢化が進展する中で高齢者、女性等の就業促進及び雇用継続を図るために、65 歳以上の者への雇用保険の適用拡大、雇用保険の就職

促進給付の拡充、シルバー人材センターの業務拡大、育児休業及び介護休業の取得要件の緩和、介護休業給付の給付率の引上げ、妊娠・出産・育児期を通じた事業主への雇用管理上の措置(いわゆるマタハラ防止措置)の義務付け等を行うとともに、失業等給付に係る保険料率の引下げなどの措置を講じる。

⇒育児介護休業法 ⇒介護休業給付 ⇒高齢者等の雇用の安定等に関する法律 ⇒雇用保険 ⇒雇用保険法 ⇒失業等給付 ⇒シルバー人材センター

〈環 境〉

○地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成 28 法 50)

地球温暖化対策の強化を図るために、地球温暖化対策計画に定める事項に温室効果ガスの排出の抑制等のための普及啓発の推進及び国際協力に関する事項を追加するとともに、地域における地球温暖化対策の推進に係る規定の整備、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書に基づく約束の履行に係る規定の整理などの措置を講じる。

⇒環境法 ⇒気候変動に関する国際連合枠組条約

○ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(平成 28 法 34)

最近におけるポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の処理の状況を踏まえ、ポリ塩化ビフェニル廃棄物が早期に確実かつ適正に処理されるよう、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業者によるその処分及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を所有する事業者によるその廃棄を一定期間内に行うことの義務付けるなどの措置を講じる。

⇒環境法

〈経済産業〉

○中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成 28 法 58)

労働力人口の減少、企業間の国際的な競争の活発化等の経済社会情勢の変化に対応して、中小企業者等の経営の強化を図ることが重要であることに鑑み、事業分野別に新たに経営力の向上のための取組等を示した指針を主務大臣において定めることとともに、認定を受けた経営力向上計画による当該取組を支援するための措置などを講じる。法律の題名が「中小企業等経営強化法」に改められた。

⇒中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律

⇒ベンチャー企業

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律(平成 28 法 59)

最近の再生可能エネルギー電気を取り巻く環境の変化を踏まえ、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用の促進を図るとともに、再生可能エネルギー発電事業の適正な実施を確保するため、再生可能エネルギー発電事業についてその事業計画を認定する制度の創設、再生可能エネルギー電気の調達価格等の決定方法の見直し、再生可能エネルギー電気の調達義務対象者の見直しなどの措置を講じる。

⇒環境法

〈金融〉

○情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律(平成 28 法 62)

情報通信技術の急速な進展等、最近における金融を取り巻く環境の変化に対応し、金融機能の強化を図るため、金融グループの経営管理機能の充実、金融グループ内の共通・重複業務の集約及び金融グループと金融関連 IT 企業等との提携の容易化、仮想通貨交換業に関する制度の整備などの措置を講じる。

⇒銀行法

〈消費者〉

○特定商取引に関する法律の一部を改正する法律(平成 28 法 60)

特定商取引における取引の公正及び購入者等の利益の保護を図るために、業務停止を命ぜられた法人の役員等が当該停止を命ぜられた範囲の業務について一定の期間は新たな業務の開始等を禁止することができる」とするとともに、電話勧誘販売について通常必要とされる分量を著しく超える商品の売買契約の申込みの撤回等の制度の創設などの措置を講じる。

⇒特定商取引に関する法律

○消費者契約法の一部を改正する法律(平成 28 法 61)

消費者の利益の擁護を図るために、無効とする消費者契約の条項の類型を追加するとともに、過量な内容の消費者契約に係る意思表示の取消しを認め、取消権の行使期間を伸長するなどの措置を講じる。

⇒消費者契約法

(川崎政司「第 190 回国会の概観」 ジュリスト

第 192 回国会

(平成 28 年 9 月 26 日～12 月 17 日)

〈選挙〉

○公職選挙法の一部を改正する法律(平成 28 法 93)

実習を行うため航海する学生、生徒その他の者の投票の機会を拡充するため、これらの者を洋上投票制度の対象とする。

⇒公職選挙法

○公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律(平成 28 法 94)

選挙人等の投票しやすい環境を整えるため、同一都道府県の区域内で住所を移した者に係る都道府県の議会の議員及び長の選挙権の取扱いの見直し、国外に転出する選挙人名簿に登録されている者等に係る在外選挙人名簿への登録の移転制度の創設、最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票期間の伸長等を行うほか、選挙人名簿に関する事務の合理化などを行う。

⇒公職選挙法 ⇒国民審査 ⇒在外投票 ⇒選挙人名簿

〈行政一般〉

○官民データ活用推進基本法(平成 28 法 103)

官民データの適正かつ効果的な活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、官民データの適正かつ効果的な活用の推進に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及び事業者の責務を明らかにし、並びに官民データ活用推進基本計画の策定その他官民データの適正かつ効果的な活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、官民データ活用推進戦略会議を設置する。

〈公務員〉

○一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成 28 法 80)

一般職の国家公務員について、俸給月額、初任給調整手当、扶養手当及び勤勉手当の額の改定のほか、育児休業等の対象となる子の範囲の拡大並びに介護のため一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇の新設などの措置を講じる。育児休業等につき同様の措置を講じるため、国

会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律(平成 28 法 83), 裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律(平成 28 法 96), 地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業, 介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律(平成 28 法 95)も制定された。

⇒育児介護休業法 ⇒育児休業 ⇒介護休業

〈租 稅〉

○社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律(平成 28 法 85)

世界経済の不透明感が増す中で新たな危機に陥ることを回避するためにあらゆる政策を講ずることが必要となっていることを踏まえ, 消費税率の引上げの実施時期を平成 31 年 10 月 1 日とするとともに, 消費税の軽減税率制度及び適格請求書等保存方式等の導入時期の変更, 地方法人税率引上げの実施時期の変更, 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除制度及び住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の適用期限の延長などの措置を講じる。

⇒国税・地方税 ⇒消費税 ⇒所得税 ⇒贈与税

○社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律(平成 28 法 86)

地方消費税率引上げの実施時期を平成 31 年 10 月 1 日とするとともに, 法人住民税の法人税割の税率の引下げの実施時期及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の廃止時期の変更, 自動車取得税の廃止時期及び自動車税・軽自動車税における環境性能割の導入時期の変更, 個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長などの措置を講じる。

⇒国税・地方税 ⇒事業税 ⇒自動車税制 ⇒地方消費税

〈科学技術〉

○人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律(平成 28 法 76)

宇宙基本法の基本理念にのっとり, 我が国における人工衛星等の打上げ・人工衛星の管理に係る許可に関する制度と人工衛星等の落下等により生ずる損害の賠償に関する制度を設けることにより, 宇宙の開発及び利用に関する諸条約を的確かつ円滑に実施するとともに, 公共の安全を確保し, あわせて, 当該損害の被害者の保

護を図る。

⇒宇宙 ⇒宇宙条約

○衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律(平成 28 法 77)

宇宙基本法の基本理念にのっとり, 人工衛星に搭載された装置により地球表面を観測した衛星リモートセンシング記録の我が国における適正な取扱いを確保するため, 国の責務を定めるとともに, 衛星リモートセンシング装置の使用に係る許可制度を設け, あわせて, 衛星リモートセンシング記録保有者の義務, 衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定, 内閣総理大臣による監督その他の衛星リモートセンシング記録の取扱いに関し必要な事項を定める。

⇒宇宙 ⇒宇宙条約

〈警 察〉

○ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律(平成 28 法 102)

住居等の付近をみだりにうろつく行為及び電子メールに類するその他の電気通信の送信等をすることを規制の対象に加え, 禁止命令等について事案の状況に応じた迅速な対応を可能とするため警告を経ずにこれを行うことができるようになるとともに緊急の必要がある場合の手続の整備等の措置などを講じるほか, ストーカー行為等に係る情報提供の禁止, ストーカー行為等の相手方に対する援助の措置等の拡充, 償則の引上げ, ストーカー行為罪を非親告罪とすることなどについて定める。

⇒ストーカー規制法

〈法 務〉

○出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律(平成 28 法 88)

介護の業務に従事する外国人の受入れを図るために, 介護福祉士の資格を有する外国人に係る在留資格を設けるほか, 出入国管理の現状に鑑み, 偽りその他不正の手段により上陸の許可等を受けた者等に適切に対処するため, 償則の整備, 在留資格取消事由の拡充などの措置を講じる。

⇒外国人 ⇒外国人労働者 ⇒出入国管理及び難民認定法

○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成 28 法 89)

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため, 技能実習に関し, 基本理念を定め, 国等の責務を明らかにするとともに, 技能実習実施者の届出, 技能実習計画の認定及

び監理団体の許可の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設けるなどの措置を講じる。

⇒外国人 ⇒外国人労働者 ⇒出入国管理及び難民認定法

○再犯の防止等の推進に関する法律(平成 28 法 104)

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するため、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定める。

⇒再犯

〈教 育〉

○教育公務員特例法等の一部を改正する法律(平成 28 法 87)

学校教育関係職員の資質の向上を図るために、公立の小学校等の校長及び教員の任命権者に校長及び教員としての資質の向上に関する指標及びそれを踏まえた教員研修計画の策定を義務付けるとともに、中堅教諭等資質向上研修を創設するほか、学校教育関係職員としての職務を行うに当たり必要な資質に関する調査研究等の業務を独立行政法人教員研修センターの業務に追加し、その名称を独立行政法人教職員支援機構に改めるなどの措置を講じる。

⇒教育公務員特例法

○義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(平成 28 法 105)

不登校児童生徒に対する教育機会の確保、夜間中学における就学の機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進する。

⇒義務教育 ⇒教育の機会均等

〈厚 生〉

○公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(平成 28 法 84)

公的年金制度の保障機能の強化のため、老齢基礎年金等の受給資格期間の 25 年から 10 年への短縮について、消費税率の 10% 引上げの

日より前の平成 29 年 8 月 1 日から行うこととする。

⇒基礎年金 ⇒国民年金 ⇒老齢年金

○公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律(平成 28 法 114)

公的年金制度について、制度の持続可能性を高め、将来の世代の給付水準の確保等を図るために、短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進、国民年金第一号被保険者の産前産後期間の保険料の免除、年金額の改定ルールの見直し、より安全で効率的な年金積立金の管理及び運用のための年金積立金管理運用独立行政法人の組織等の見直しなどの措置を講じる。

⇒国民年金 ⇒年金積立金管理運用独立行政法人

○民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律(平成 28 法 110)

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護を図るとともに、あわせて民間あっせん機関による適正な養子縁組のあっせんの促進を図るために、養子縁組あっせん事業を行う者について許可制度を実施し、その業務の適正な運営を確保するための措置を講じる。

⇒特別養子 ⇒養子

〈金 融〉

○民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(平成 28 法 101)

国民生活の安定向上及び社会福祉の増進に資するため、休眠預金等に係る預金者等の利益を保護しつつ、休眠預金等に係る資金を民間公益活動を促進するために活用する。最終異動日等から 10 年を経過した預金等を休眠預金等とし、預金者等が有する休眠預金等に係る債権は、金融機関による公告及び預金者等への通知が行われた後、金融機関から預金保険機構に対して休眠預金等移管金の納付があったときに消滅するが、休眠預金等の預金者等であった者は、預金保険機構又はその委託を受けた金融機関に対し、預金等の元本及び利子に相当する額である休眠預金等代替金の支払を請求することができるところとする。他方、休眠預金等交付金に係る資金は、国及び地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題の解決を図ることを目的として民間の団体が行う公益に資する活動であって、これが成果を収めることにより国民一般の利益の一層の増進に資することとなるもの(民間公益活動)に活用されるものとしている。

〈国土交通〉

○特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律(平成 28 法 115)

特定複合観光施設区域の整備の推進が、観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資するものであることに鑑み、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、特定複合観光施設区域整備推進本部を設置することにより、これを総合的かつ集中的に行う。政府は必要な法制上の措置を法律施行後 1 年以内を目途として講じるものとしている。

⇒賭博

〈消費者〉

○割賦販売法の一部を改正する法律(平成 28 法 99)

クレジットカード番号等の漏えい等及び不正な利用による被害が増加している状況に鑑み、販売業者等に対してクレジットカード番号等の適切な管理及び不正な利用の防止を行わせるため、クレジットカード番号等を取り扱うことを販売業者等に認める契約を締結することを業とする者について登録制度を設け、当該販売業者等の調査を義務付けるなどの措置を講じる。

⇒割賦販売法 ⇒クレジットカード

〈条 約〉

○パリ協定(平成 28 条 16)

2015 年 12 月にパリで開催されていた気候変動に関する国際連合枠組条約の締約国会議第 21 回会合(COP21)において、京都議定書に代わる 2020 年以降の温室効果ガス排出削減のための新たな国際的枠組みとして採択されたものであり、工業化(産業革命)前からの世界の平均気温上昇を 2°C より十分低く保つことなどを目標とし、この目標の達成に向け、途上国を含むすべての国が温室効果ガスの歳出削減に取り組む初めての枠組みとして、各締約国は、国が決定する貢献(削減目標・行動)を作成し 5 年ごとに提出・更新し、その目的を達成するための国内措置を実施するとともに、必要な情報を定期的に提供し、技術専門家によるレビューを受けることとするほか、世界全体としての実施状況の検討を 5 年ごとに行うことなどについて定める。

⇒気候変動に関する国際連合枠組条約

○環太平洋パートナーシップ協定

環太平洋パートナーシップ協定交渉参加 12 領国(オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国及びベトナム)の間において、物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化を進め、知的財産、電子商取引、国有企業、環境など幅広い分野で 21 世紀型の新たなルールを構築するための法的枠組みについて定める。市場アクセスに関し、我が国については、農産品の重要 5 品目を中心に関税撤廃の例外を数多く確保しつつ、我が国の輸出を支える工業製品については、11か国全体で 99.9% の品目の関税撤廃を実現するほか、原産地規則、税関手続、ビジネス関係者の滞在、知的財産、電子商取引等に関するルールの整備などを行う。

あわせて、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律(平成 28 法 108)が制定され、関税暫定措置法等を改正して原産地手続及びセーフガードに係る手続等の規定の整備、著作権法等を改正して著作物等の保護期間の延長等の規定の整備、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」を改正して外国にある登録認証機関の監督等の規定の整備、独占禁止法を改正して競争上の問題を合意により解決するための制度に関する規定の整備、「畜産物の価格安定に関する法律」等を改正して牛・豚の生産者に係る経営安定を図るための規定の整備等、「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」を改正して国際約束により諸外国と相互に農林水産物等の地理的表示を保護できる規定の整備など、関係法律の規定の整備が行われる。

⇒自由貿易協定 ⇒投資保護協定 ⇒期間延長(特許の) ⇒共同著作物 ⇒公正取引委員会 ⇒商標法 ⇒新規性(特許法上の) ⇒著作権 ⇒著作隣接権 ⇒特許権 ⇒特許法 ⇒無名・変名著作物
(参議院法制局 川崎政司)

第 193 回国会

(平成 29 年 1 月 20 日～6 月 18 日)

〈天 皇〉

○天皇の退位等に関する皇室典範特例法(平成 29 法 63)

皇室典範 4 条の規定の特例として、天皇陛下の退位及び皇嗣の即位を実現するとともに、天皇陛下の退位後の地位その他の退位に伴い必

要となる事項について所要の措置を講じる。

⇒皇室典範 ⇒即位 ⇒天皇

〈国 民〉

○独立行政法人国民生活センター法等の一部を改正する法律(平成 29 法 43)

消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差に鑑み、消費者の被害の発生又は拡大を防止するとともにその被害を回復するため、独立行政法人国民生活センター法を改正し、センターの業務として消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律における特定適格消費者団体のする仮差押えに係る担保を立てる業務を追加すること等の措置を講じ、消費者契約法を改正し、適格消費者団体の認定の有効期間を 3 年から 6 年に延長する等を行う。

⇒消費者裁判手続特例法

○青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律(平成 29 法 75)

青少年によるインターネットの利用の状況の変化に鑑み、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア及び青少年有害情報フィルタリングサービスの利用の促進を図るため、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の青少年確認義務、説明義務及び青少年有害情報フィルタリング有効化措置実施義務を新設するとともに、インターネット接続機器の製造事業者の義務の対象となる機器の範囲の拡大等の措置を講じる。

○医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律(平成 29 法 28)

健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出を促進するため、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関し、国の責務、基本方針の策定、匿名加工医療情報作成事業を行う者の認定、医療情報等及び匿名加工医療情報の取扱いに関する規制等について定める。

⇒個人情報の保護

〈選 挙〉

○衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律(平成 29 法 58)

平成 27 年の国勢調査の結果に基づき衆議院議員選挙区画定審議会が行った衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告に基づき、19 都道府県において 97 選挙区の改定を行う。平成 27 年国勢調査の結果に基づき、衆議院比例代表選出議員の選挙区において選挙す

べき議員の数を 4 選挙区で 1 ずつ減少させる。

⇒国会議員 ⇒定数不均衡(訴訟) ⇒普選運動
⇒公職選挙法 ⇒小選挙区比例代表並立制

○公職選挙法の一部を改正する法律(平成 29 法 66)

都道府県又は市の議会の議員の選挙において、候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するため、候補者が選挙運動のためのビラを颁布することができることとし、ビラの作成について、公費負担とすることができるものとする。

⇒公職選挙法 ⇒選挙運動

〈財政・租税〉

○所得税法等の一部を改正する等の法律(平成 29 法 4)

日本経済の成長力の底上げのため、就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点からの配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し、経済的好循環を促す観点からの試験研究を行った場合の税額控除制度及び所得拡大促進税制の見直し並びに中小企業向け設備投資促進税制の拡充等を行う。酒類間の税負担の公平性を回復する等の観点からの酒税の税率構造及び酒類の定義の見直し、国際的な租税回避についてより効果的に対応する等の観点からの国外子会社合算税制の見直し及び国外財産に対する相続税等の納税義務の範囲の見直し並びに災害に関する特例の整備を行う。既存の特別措置の整理合理化を図る。土地の売買等に係る登録免許税の特例等期限の到来する特別措置について実情に応じ適用期限を延長する。

⇒行政罰 ⇒国税犯則取締法 ⇒所得税 ⇒所得税法 ⇒租税法 ⇒内国税 ⇒配偶者控除

○地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成 29 法 2)

個人住民税の配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しを行う。環境への負荷の少ない自動車を対象とした自動車取得税、自動車税及び軽自動車税の特例措置の見直し、居住用超高層建築物に係る新たな固定資産税の税額算定方法等の導入並びに県費負担教職員の給与負担に係る改正に伴う道府県から指定都市への個人住民税の税源移譲等を行う。税負担軽減措置等の整理合理化等を行う。

⇒国税・地方税 ⇒地方税法 ⇒配偶者控除 ⇒配偶者特別控除

○関税率法等の一部を改正する法律(平成 29 法 13)

最近における内外の経済情勢等に対応するため、個別品目の関税率の見直し、外国貿易機等が出港する際の報告事項の拡充、犯則調査にお

ける記録命令付差押えの新設その他の電磁的記録に係る記録媒体に関する証拠収集手続の導入、暫定関税率の適用期限の延長等の措置を講じる。

⇒記録命令付差押え ⇒関税定率法

〈地方自治・地方創生〉

○地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成 29 法 29)

地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率かつ適正な運営を推進するため、地方公務員について、会計年度任用職員の任用等に関する規定を整備するとともに、特別職の任用及び臨時の任用の適正を確保する。

⇒地方公務員法 ⇒非常勤職員

○地方自治法等の一部を改正する法律(平成 29 法 54)

地方公共団体等における適正な事務処理等の確保並びに組織及び運営の合理化を図るために、地方制度調査会の答申にのっとり、地方公共団体の財務に関する事務等の適正な管理及び執行を確保するための方針の策定等、監査制度の充実強化、地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直し等を行う。地方独立行政法人の業務への市町村の申請等関係事務の処理業務の追加等の措置を講じる。その他所要の規定の整備を行う。

⇒住民訴訟 ⇒地方自治法

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成 29 法 25)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方公共団体等の提案等を踏まえ、都道府県から指定都市等への事務・権限の移譲(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等の事務・権限の指定都市への移譲、指定障害児通所支援事業者の業務管理体制の整備に関する届出の受理・立入検査等の事務・権限の中核市への移譲等)を行うとともに、地方公共団体に対する義務付けを緩和する(農業共済組合又は農業共済事業を行う市町村等に対する家畜共済事業実施の義務付けの緩和等、公営住宅建替事業における現地建替要件の緩和等)などの措置を講じる。

⇒義務付け・枠付け ⇒地方分権

〈観光〉

○住宅宿泊事業法(平成 29 法 65)

日本における観光旅客の宿泊をめぐる状況に鑑み、住宅宿泊事業を営む者に係る届出制度並びに住宅宿泊管理条例を営む者及び住宅宿泊仲介業を営む者に係る登録制度を設ける等の措置を

講じることにより、これらの事業を営む者の業務の適正な運営を確保しつつ、国内外からの観光旅客の宿泊に対する需要に的確に対応してこれらの者の来訪及び滞在を促進する。

〈法務〉

○裁判所法の一部を改正する法律(平成 29 法 23)

近年の法曹養成制度をめぐる状況の変化に鑑み、法曹となる人材の確保の推進等を図るため、司法修習生に対し、修習給付金を支給する制度の創設等を行う。

⇒司法修習生

○民法の一部を改正する法律(平成 29 法 44)

○民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 29 法 45)

社会経済情勢の変化に鑑み、消滅時効の期間の統一化等の時効に関する規定の整備、法定利率を変動させる規定の新設、保証人の保護を図るための保証債務に関する規定の整備、定型約款に関する規定の新設等を行う。民法の一部を改正する法律の施行に伴い、商法その他の関係法律の規定の整備等を行う。

⇒債権法改正 ⇒消滅時効 ⇒定型約款 ⇒法定利率 ⇒保証債務

○組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律(平成 29 法 67)

近年における犯罪の国際化及び組織化の状況に鑑み、並びに国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約の締結に伴い、テロリズム集団その他の組織的犯罪集団による実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画等の行為についての処罰規定、犯罪収益規制に関する規定その他所要の規定を整備する。

⇒共謀罪 ⇒組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律

○刑法の一部を改正する法律(平成 29 法 72)

近年における性犯罪の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするため、強姦罪の構成要件及び法定刑を改めて強制性交等罪とともに、監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪を新設する等の処罰規定の整備を行い、あわせて、強姦罪等を親告罪とする規定を削除する。

⇒強姦罪 ⇒親告罪

〈教育〉

○独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律(平成 29 法 9)

大学等における教育に係る経済的負担の軽減

を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、特に優れた学生等であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものと認定された者に対して学資を支給する業務(給付型奨学金)を独立行政法人日本学生支援機構の業務に追加する。

⇒教育の機会均等

○学校教育法の一部を改正する法律(平成 29 法 41)

社会経済情勢の変化に即応した職業教育の推進を図るため、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とする専門職大学の制度を設ける等の措置を講じる。

⇒学校教育法

〈厚生・労働〉

○雇用保険法等の一部を改正する法律(平成 29 法 14)

就業促進及び雇用継続を通じた職業の安定を図るために、雇用保険の基本手当、移転費、教育訓練給付及び育児休業給付の拡充、職業紹介事業の適正な事業運営を確保するための措置の拡充並びに育児休業期間の延長を行うほか、失業等給付に係る保険料率の引下げ等の措置を講じる。

⇒育児介護休業法 ⇒育児休業 ⇒育児休業給付
⇒基本手当 ⇒教育訓練給付 ⇒雇用保険 ⇒雇用保険法 ⇒失業等給付 ⇒職業紹介

○臨床研究法(平成 29 法 16)

臨床研究の対象者をはじめとする国民の臨床研究に対する信頼の確保を図ることを通じてその実施を推進するため、臨床研究の実施手続、認定臨床研究審査委員会による審査意見業務の適切な実施のための措置、臨床研究に関する資金等の提供に関する情報の公表制度等を定める。

○地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成 29 法 52)

地域包括ケアシステムを強化するため、市町村介護保険事業計画の記載事項への被保険者の地域における自立した日常生活の支援等に関する施策等の追加、当該施策の実施に関する都道府県及び国による支援の強化、長期療養が必要な要介護者に対して医療及び介護を一体的に提供する介護医療院の創設、一定以上の所得を有する要介護被保険者等の保険給付に係る利用者負担の見直し並びに被用者保険等保険者に係る介護納付金・地域支援事業支援納付金の額の算定に係る総報酬割の導入等の措置を講じる。

⇒介護保険

○児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法

律の一部を改正する法律(平成 29 法 69)

虐待を受けている児童等の保護を図るために、児童福祉法上の保護措置の手続において、家庭裁判所が都道府県に対して保護者指導を求めることができることとする等、児童等の保護についての司法関与を強化する等の措置を講じる。

⇒児童虐待 ⇒児童福祉法

〈環境〉

○遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成 29 法 18)

バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の責任及び救済に関する名古屋・クアラルンプール補足議定書の的確かつ円滑な実施を確保するため、遺伝子組換え生物等の使用等により生ずる影響であつて、生物の多様性を損なうもの等が生じた場合における生物の多様性に係る損害の回復を図るためにの措置を追加する等。

⇒環境法

○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律(平成 29 法 51)

絶滅のおそれのある野生動植物の種の適切な保存を図るために、国内希少野生動植物種に関する新たな類型の創設、希少野生動植物種の保全に取り組む動植物園等の認定制度の創設、国際希少野生動植物種に係る登録制度の強化等の措置を講じる。

⇒環境法

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成 29 法 61)

廃棄物の適正な処理を推進するため、特定の産業廃棄物を多量に生ずる事業者について、産業廃棄物管理票の交付に代えて、電子情報処理組織を使用して産業廃棄物に関する情報を登録することを義務付ける等の措置を講じる。

⇒環境法

〈原子力〉

○原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成 29 法 15)

国際原子力機関の勧告等を踏まえ、日本の原子力利用における安全対策の一層の強化を図るために、原子力事業者等に対する検査制度の見直し、放射性同位元素の防護措置の義務化、放射線障害の技術的基準に関する放射線審議会の機能の強化等の措置を講じる。

⇒核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

○原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律(平成 29 法 30)

原子力損害賠償・廃炉等支援機構から資金援助を受ける原子力事業者による廃炉等の適切かつ着実な実施の確保を図るため、当該原子力事業者は廃炉等積立金を同機構に積み立てなければならないこととする等の措置を講じる。

⇒原子力損害賠償責任

〈経済産業〉

○外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律(平成 29 法 38)

事業の国際化の加速等に伴い、安全保障に関する技術又は貨物の海外への流出の懸念の増大に鑑み、貨物の無許可輸出及び技術の無許可取引に対する罰則を強化するとともに、貨物の輸出入及び技術取引の禁止措置並びに対内直接投資に関する規制を強化する措置を講じる。

⇒外国為替及び外国貿易法

○電子委任状の普及の促進に関する法律(平成 29 法 64)

電子契約の推進を通じて電子商取引その他の高度情報通信ネットワークを利用した経済活動の促進を図るため、電子委任状の普及を促進するための基本的な指針について定めるとともに、電子委任状取扱業務の認定の制度を設ける等の措置を講ずる。

〈金融〉

○金融商品取引法の一部を改正する法律(平成 29 法 37)

情報通信技術の進展等の日本の金融及び資本市場をめぐる環境変化に対応するため、株式等の高速取引に関する法制の整備、金融商品取引所グループ内の共通・重複業務の集約の容易化、上場会社による公平な情報開示に係る規制の整備等の措置を講じる。

⇒金融商品取引法

○銀行法等の一部を改正する法律(平成 29 法 49)

情報通信技術の進展等の日本の金融サービスをめぐる環境変化に対応し、金融機関と金融関連 IT 企業等との適切な連携・協働を推進し、利用者保護を確保するため、電子決済等代行業者に関する法制の整備等の措置を講じる。

⇒銀行法

〈国土交通〉

○海上運送法及び船員法の一部を改正する法律(平成 29 法 21)

近年における海上運送事業を取り巻く社会経済情勢の変化に対応し、日本の安定的な海上輸送の確保を一層推進するため、準日本船舶の範囲の拡大等の措置を講じるほか、2006 年の海上の労働に関する条約等の改正に伴い、海上労働証書及び船員の資格に関する規定の整備等の措置を講じる。

⇒海上運送 ⇒船員法

○都市緑地法等の一部を改正する法律(平成 29 法 26)

都市における緑地の保全及び緑化並びに都市公園の適切な管理を一層推進するとともに、都市内の農地の計画的な保全を図ることにより、良好な都市環境の形成に資するため、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画の記載事項の拡充、公園施設の設置又は管理を行うことができる者を公募により決定する制度の創設、農業と調和した良好な住環境を保護するための田園住居地域制度の創設等の措置を講じる。

○不動産特定共同事業法の一部を改正する法律(平成 29 法 46)

空き家・空き店舗等の再生、成長分野における不動産ストックの形成等について不動産特定共同事業の活用の一層の推進を図るため、小規模不動産特定共同事業の登録制度の創設、不動産特定共同事業におけるインターネットを介した取引等に対応した環境整備、特例事業に係る事業参加者の範囲の拡大、特例投資家向け事業の規制の見直し(適格特例投資家限定事業の届出制度の創設等)の措置を講ずる。

⇒不動産特定共同事業法

〈農林水産〉

①農業競争力強化支援法(平成 29 法 35)

②農業機械化促進法を廃止する等の法律(平成 29 法 19)

③主要農作物種子法を廃止する法律(平成 29 法 20)

④土地改良法等の一部を改正する法律(平成 29 法 39)

⑤農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律(平成 29 法 48)

⑥農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律(平成 29 法 70)

⑦畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法

**人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律
(平成 29 法 60)**

⑧農業災害補償法の一部を改正する法律(平成 29 法 74)

いわゆる農政改革関連 8 法であり、政府の「農林水産業・地域の活力創造本部」が決定した「農業競争力強化プログラム」に盛り込まれた施策を実行するためのもの。①は、農業生産に関連する事業の再編又は当該事業への参入を促進するための措置を講じる。②・③は、農業機械化促進法及び主要農作物種子法を廃止する。④は、農用地の利用の集積その他農業生産の基盤の整備等を促進するため、農地中間管理機構が賃借権等を取得した農用地を対象とする申請によらない土地改良事業及び農業用排水施設の耐震化を目的とした申請によらない土地改良事業を創設する等の措置を講じる。⑤は、農村地域への導入を促進する産業の業種を全業種に拡大する等の措置を講じる。⑥は、日本の農林水産業の国際競争力の強化を図るため、日本農林規格に農林物資の取扱方法等についての基準を追加するとともに、独立行政法人農林水産消費安全技術センターの業務として認証機関の能力を評価する業務を追加する等の措置を講じる。⑦は、需給状況に応じた乳製品の安定供給の確保等を図るために、加工原料乳の生産者に補給金等を交付する制度を導入するとともに、独立行政法人農畜産業振興機構の業務として当該補給金等を交付する業務を追加する等の措置を講じる。⑧は、題名を農業保険法に改め、農業収入の減少に伴う農業経営への影響を緩和する保険の事業を創設する等の措置を講じる。

⇒土地改良事業 ⇒共済

〈条 約〉

○日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定(平成 29 条 7)

平成 27 年 9 月、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律等が成立したことを受け、同法に基づく物品又は役務の提供についても、平成 8 年に締結した日本国との自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定(以下「現行協定」という。)に定める決済手続等の枠組みを適用しようとするものであり、現行協定に代わる新たな協定として平成 28 年 9 月 26 日に東京で署

名され、国内承認を通知する外交上の公文の交換がなされて、平成 29 年 4 月 25 日に効力が発生した。なお、この協定は、10 年間効力を有し、その後は、いずれか一方の当事国政府がこの協定を終了させる意思を通告しない限り、順次それぞれ 10 年の期間、自動的に効力を延長されることとされている。

⇒有事法制

○生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書(平成 29 条 10)

遺伝資源の利用並びにその後の応用及び商業化から生ずる利益が公正かつ衡平に配分されるよう、遺伝資源の提供国及び利用国がとるべき措置等について定めるものであり、平成 29 年 8 月に我が国について効力が発生した。

締約国は、取得の機会及び利益の配分に関する他の締約国の国内の法令又は規則に従い、自國の管轄内で利用される遺伝資源が情報に基づく事前の同意によって取得されており、及び相互に合意する条件が設定されていることとなるよう、適当で効果的な、かつ、相応と認められる立法上、行政上又は政策上の措置をとる。また、これに従ってとった措置の不遵守の状況に対処するため、適当で効果的な、かつ、相応と認められる措置をとる。

⇒生物の多様性に関する条約

(参議院法制局 山岸健一 [同「第 193 回国会の概観(上)(下)」ジュリスト 1511~1512 (2017.10~2017.11) 号からの抜粋・転載を含む])

第 196 回国会

(平成 30 年 1 月 22 日~7 月 22 日)

〈国 民〉

○ギャンブル等依存症対策基本法(平成 30 法 74)

ギャンブル等(法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう)にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態(ギャンブル等依存症)がギャンブル等依存症である者等及びその家族の日常生活又は社会生活に支障を生じさせるものであり、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の重大な社会問題を生じさせていることに鑑み、ギャンブル等依存症

対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、ギャンブル等依存症対策の基本となる事項を定めること等により、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進する。

〈電気通信〉

○電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律(平成 30 法 24)

情報通信技術の進展に対応し、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護するため、送信型電気通信設備サイバー攻撃又はそのおそれへの対処に係る制度、電気通信番号計画及び電気通信番号使用計画に係る制度並びに電気通信業務の休止及び廃止に係る情報の整理及び公表の制度の新設等の措置を講ずる。

〈選 挙〉

○政治分野における男女共同参画の推進に関する法律(平成 30 法 28)

政治分野における男女共同参画が、国又は地方公共団体における政策の立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進するため、男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定める。

○公職選挙法の一部を改正する法律(平成 30 法 65)

参議院選挙区選出議員の選挙における政見放送について、できる限り多くの国民に候補者の政見がより効果的に伝わるようにするために、一定の要件を満たす推薦団体又は確認団体のそれぞれ推薦候補者又は所属候補者に、従来のスタジオ録画方式と持込みビデオ方式の選択ができるようにする。

⇒公職選挙法 ⇒選挙運動

○公職選挙法の一部を改正する法律(平成 30 法 75)

参議院選挙区選出議員の選挙について、選挙区间における議員一人当たりの人口の較差の縮小を図るため、参議院選挙区選出議員の定数を2人増加して148人(改選数74人)とし、増加分は埼玉県選挙区に配分する(6人区から8人

区となる)とともに、参議院比例代表選出議員の選挙について、全国的な支持基盤を有するとはいえないが国政上有為な人材又は民意を媒介する政党がその役割を果たす上で必要な人材が当選しやすくなるよう、政党その他の政治団体が参議院名簿にその他の参議院名簿登載者と区分して当選人となるべき順位を記載した参議院名簿登載者が当該参議院名簿に係る参議院名簿登載者の間において優先的に当選人となるようになることができるようにして(いわゆる特定枠の創設)、及び参議院比例代表選出議員の定数を4人増加して100人(改選数50人)とする。

⇒公職選挙法 ⇒国会議員 ⇒定数不均衡(訴訟)

⇒小選挙区比例代表並立制 ⇒比例代表

〈租税・財政〉

○地方税法等の一部を改正する法律(平成 30 法 3)

働き方の多様化等を踏まえ、個人住民税の基礎控除等の見直しを行うとともに、平成30年度の評価替えに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整、地方のたばこ税の税率引上げ等の見直し、法人住民税、法人事業税等の申告書等の地方税関係手続用電子情報処理組織による提出義務の創設並びに地方団体共通の電子納税に係る手続の整備等を行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行う。

⇒国税・地方税 ⇒地方税法

○所得税法等の一部を改正する法律(平成 30 法 7)

働き方の多様化等を踏まえた給与所得控除及び公的年金等控除から基礎控除への振替並びに給与所得控除、公的年金等控除及び基礎控除の適正化並びにデフレ脱却と経済再生に向けての所得拡大促進税制の改組、情報連携投資等の促進に係る税制の創設並びに非上場株式等についての相続税及び贈与税の納稅猶予制度の拡充等を行うとともに、外国法人等に係る恒久的施設の範囲の見直し、法人税の申告等の電子情報処理組織による申告義務の創設及びたばこ税の税率引上げ等の見直しを行うほか、既存の特別措置の整理合理化を図り、あわせて特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等に対する登録免許税の特例等期限の到来する特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等、所要の措置を一体として講ずる。

⇒所得税 ⇒所得税法

○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成 30 法 60)

民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の一層の促進を図るため、公共施設等運営権者が地方自治法上の公の施設の指定管理者を兼ねる場合の利用料金に関する特例等を創設するとともに、内閣総理大臣に対する特定事業に係る支援措置の内容等の確認に係る制度を設ける等の措置を講ずる。

⇒ピー・エフ・アイ(PFI)

〈地方自治・地方創生〉

○地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律(平成 30 法 37)

我が国における急速な少子化の進行及び地域の若者の著しい減少により地域の活力が低下している実情に鑑み、地域における若者の修学及び就業を促進し、地域の活力の向上及び持続的発展を図るために、内閣総理大臣による基本指針の策定及び地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画の認定制度並びに当該事業に充てるための交付金制度の創設、特定地域内学部収容定員の抑制、地域における若者の雇用機会の創出等の措置を講ずる。

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成 30 法 66)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方公共団体等の提案等を踏まえ、国から地方公共団体又は都道府県から中核市への事務・権限の移譲を行うとともに、地方公共団体に対する義務付けを緩和する等の措置を講ずる。

⇒義務付け・枠付け ⇒地方分権

〈消費者〉

○消費者契約法の一部を改正する法律(平成 30 法 54)

消費者契約に関する消費者と事業者との間の交渉力等の格差に鑑み、消費者の利益の擁護を図るために、事業者の行為により消費者が困惑した場合について契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができる類型として、「社会生活上の経験が乏しい消費者の不安をあおり、契約の目的となるものがその願望の実現に必要である旨を告げること」、「当該消費者が、加齢又は心身の故障によりその判断力が著しく低下していることから、生計、健康その他の事項に関しその現在の生活の維持に過大な不安を抱いていることを知りながら、その不安をあおり、正当な理由がある場合でないのに、当該消

費者契約を締結しなければその現在の生活の維持が困難となる旨を告げること」等を追加する等の措置を講ずる。

⇒消費者契約法

〈法務〉

○人事訴訟法等の一部を改正する法律(平成 30 法 20)

国際的な要素を有する人事に関する訴え及び家事事件の適正かつ迅速な解決を図るために、これらの訴え等に関して日本の裁判所が管轄権を有する場合等について定める。

⇒人事訴訟 ⇒国際裁判管轄 ⇒家事事件手続法

○商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律(平成 30 法 29)

社会経済情勢の変化に鑑み、航空運送及び複合運送に関する規定の新設、危険物についての荷送人の通知義務に関する規定の新設、船舶の衝突、海難救助、船舶先取特権等に関する規定の整備等を行うとともに、商法の表記を現代用語化する。

⇒商法 ⇒国際海上物品運送法 ⇒海商法 ⇒仲立営業 ⇒仲立人 ⇒結約書 ⇒問屋 ⇒問屋営業 ⇒介入権 ⇒準問屋 ⇒運送取扱営業 ⇒運送営業 ⇒海上運送 ⇒航空運送 ⇒物品運送契約 ⇒送り状 ⇒運送状 ⇒運送契約 ⇒危険物 ⇒運送人 ⇒相次運送取扱い ⇒荷送人 ⇒旅客運送契約 ⇒商事寄託 ⇒場屋の取引 ⇒倉荷証券 ⇒倉庫営業 ⇒船舶登記 ⇒船舶に対する民事執行 ⇒船舶所有者 ⇒船舶共有者 ⇒船舶賃貸借 ⇒定期船舶契約 ⇒船長 ⇒個品運送契約 ⇒堪航能力 ⇒船舶契約 ⇒船荷証券 ⇒運送品処分権 ⇒複合運送契約 ⇒海上運送状 ⇒船舶衝突 ⇒海難救助 ⇒海損 ⇒共同海損 ⇒単独海損 ⇒海上保険 ⇒船舶先取特権 ⇒船舶抵当権

○民法の一部を改正する法律(平成 30 法 59)

社会経済情勢の変化に鑑み、成年となる年齢及び女性の婚姻適齢をそれぞれ 18 歳とする等の措置を講ずる。

⇒未成年者 ⇒婚姻 ⇒同意 ⇒年齢 ⇒推定する・みなす(看做す)(巻末・基本法令用語) ⇒養子 ⇒風俗警察 ⇒国籍 ⇒性同一性障害

○民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律(平成 30 法 72)

高齢化の進展等の社会経済情勢の変化に鑑み、相続が開始した場合における配偶者の居住の権利及び遺産分割前における預貯金債権の行使に関する規定の新設、自筆証書遺言の方式の緩和、遺留分の減殺請求権の金銭債権化等を行う。

⇒居住権 ⇒遺産分割 ⇒遺言 ⇒遺言証書 ⇒公正証書 ⇒遺言執行者 ⇒遺留分 ⇒共同相続
⇒寄与分 ⇒家事事件手続法

○法務局における遺言書の保管等に関する法律

(平成 30 法 73)

高齢化の進展等の社会経済情勢の変化に鑑み、相続をめぐる紛争を防止するため、法務局において自筆証書遺言に係る遺言書の保管及び情報の管理を行う制度を創設するとともに、当該遺言書については、家庭裁判所の検認を要しないこととする等の措置を講ずる。

⇒遺言 ⇒遺言証書

〈教育・文化・スポーツ〉

○著作権法の一部を改正する法律(平成 30 法 30)

情報通信技術の進展等の著作物等の利用をめぐる環境の変化に対応し、著作物等の公正な利用を図るとともに著作権等の適切な保護に資するため、電子計算機における著作物の利用に付随する利用、学校その他の教育機関における公衆送信、美術の著作物等の展示に伴う複製等をより円滑に行えるようにするための措置等を講ずるほか、「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約」に対応するため、視覚障害者等に係る権利制限規定の対象者の範囲を拡大する。

⇒著作権 ⇒著作権法

○学校教育法等の一部を改正する法律(平成 30 法 39)

情報通信技術の進展等に鑑み、児童生徒の教育の充実を図るために必要があると認められる教育課程の一部において、教科用図書に代えてその内容を記録した電磁的記録である教材(いわゆるデジタル教科書)を使用することができるこことする等の措置を講ずる。

○文部科学省設置法の一部を改正する法律(平成 30 法 51)

文化に関する施策を総合的に推進するため、文化に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務等を文部科学省及び文化庁の所掌事務に追加するとともに、学校における芸術に関する教育の基準の設定に関する事務を文化庁に移管する等の措置を講ずる。

〈厚 生〉

○子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(平成 30 法 12)

保育の需要の増大等に対応するため、一般事

業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げるとともに、当該拠出金を子どものための教育・保育給付の費用の一部に充てることとする等の措置を講ずる。

⇒子ども・子育て支援法

○生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(平成 30 法 44)

生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、都道府県等による生活困窮者就労準備支援事業等の実施の努力義務化及びその適切な実施に係る指針の公表、教育訓練施設に入学する被保護者に対する進学準備給付金の創設、住居を設置する第二種社会福祉事業に係る規制の強化、児童扶養手当の支払回数の増加等の措置を講ずる。

⇒生活困窮者自立支援法 ⇒生活保護法

○健康増進法の一部を改正する法律(平成 30 法 78)

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定める。

この法律は、一部を除き、2020年4月1日から施行することとされており、東京オリンピック・パラリンピックの開催を睨んだものである。

⇒嫌煙権

○医療法及び医師法の一部を改正する法律(平成 30 法 79)

地域間の医師偏在の解消等を通じ、地域における医療提供体制を確保するため、都道府県の医療計画における医師の確保に関する事項の策定、臨床研修病院の指定権限及び研修医定員の決定権限の都道府県への移譲等の措置を講ずる。

⇒医療計画

〈労 働〉

○働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成 30 法 71)

労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を推進するため、時間外労働の限度時間の設定、高度な専門的知識等を要する業務に就き、かつ、一定額以上の年収を有する労働者に適用される労働時間制度の創設、短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者と通常の労働者との間の不合理な待遇の相違の禁止、国による労働に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針の策定等の措置を講ずる。その主な内容は、①時間外

労働に対する罰則付上限規制、②いわゆる高度プロフェッショナル制度の導入、③短時間労働者、有期雇用労働者及び派遣労働者の処遇に係る同一労働同一賃金の原則の明確化である。

この法律は原則として平成31年4月1日から施行することとされているが、改正事項や適用対象によって施行及び適用がやや複雑となっているので、十分留意する必要がある。

⇒雇用対策法 ⇒休日 ⇒休日労働 ⇒三六協定
 ⇒時間外労働 ⇒ホワイトカラー・エグゼンプション ⇒フレックスタイム ⇒労働安全衛生法
 ⇒割増賃金 ⇒均等待遇(労働者の) ⇒職業生活
 ⇒年次有給休暇 ⇒短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律 ⇒有期労働 ⇒労働契約法
 ⇒労働者派遣法

〈環境〉

○公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律(平成30法11)

大気の汚染の影響による健康被害に関する補償給付の支給等に要する費用の一部に充てるため、政府は、当分の間、自動車重量税の収入見込額の一部に相当する金額を独立行政法人環境再生保全機構に交付する。

⇒公害健康被害の補償等に関する法律

○気候変動適応法(平成30法50)

気候変動への適応を推進するため、政府による気候変動への適応に関する計画の策定、環境大臣による気候変動による影響の評価の実施、国立研究開発法人国立環境研究所による気候変動への適応を推進するための業務の実施、地域気候変動適応センターによる気候変動への適応に関する情報の収集及び提供等の措置を講ずる。
 ⇒環境法

○船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律(平成30法61)

2009年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約の締結に伴い、船舶の再資源化解体の適正な実施を図るため、船舶所有者に有害物質一覧表の作成等を義務付けるとともに、再資源化解体に係る許可の制度並びに当該許可を受けた解体業者による再資源化解体計画の作成及びその主務大臣による承認の制度の創設等の措置を講ずる。

⇒環境法

〈経済産業〉

○生産性向上特別措置法(平成30法25)

近年の情報技術分野における急速な技術革新の進展による産業構造及び国際的な競争条件の

変化等に対応し、我が国産業の生産性の向上を短期間に実現するため、計画で定める期間内において、新技術等の実証の促進(いわゆる規制のサンドボックス制度の創設)等の革新的事業活動による生産性の向上に関する施策を集中的かつ一体的に行う等の措置を講ずる。

○産業競争力強化法等の一部を改正する法律

(平成30法26)

我が国産業の持続的な発展を図るため、事業再編及び外部経営資源の活用の支援、情報技術の発達に対応した経営手法の導入支援、円滑な事業承継及び企業再生に係る支援、中小企業倒産防止共済制度の拡充による連鎖倒産の防止のための措置等を講ずる。

⇒中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律

⇒産業競争力強化法

○不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成30法33)

我が国産業におけるデータの流通、共有及び利用を促進するため、事業者が相手方を限定して業として提供するデータを不正に取得する行為の差止め等を可能とし、及びデータ等の作成等の方法、品質その他の事項を日本工業規格を拡張して設ける日本産業規格による標準化の対象とするほか、特許等の制度において、権利者の意に反してデータ等が公開等された場合における発明等の新規性の要件の緩和、特許権侵害訴訟等におけるインカメラ手続の導入等の措置を講ずる。

⇒不正競争 ⇒不正競争防止法 ⇒営業秘密

○特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律(平成30法69)

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正を踏まえ、気候に及ぼす潜在的な影響に配慮しつつオゾン層の保護を図るために、製造の規制等の措置を講ずる物質に特定物質代替物質を加える。これに伴い題名が「特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」に改められる。

⇒環境法

〈国土交通〉

○道路法等の一部を改正する法律(平成30法6)

全国的な貨物輸送網の形成及び道路交通の安全の確保とその円滑化を図るため、国土交通大臣による重要物流道路の指定に関する制度を創設するとともに、占用物件の適切な維持管理の推進、道路の改築に関する国の負担又は補助の割合の特例措置の適用期間の延長(平成30年

度以降 10 年間)等の措置を講ずる。

⇒道路法

○**高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成 30 法 32)**

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の一層の促進を図るため、公共交通移動等円滑化基準等の適用対象となる事業者の範囲の拡大、公共交通事業者等の講ずる措置に関する計画の作成の義務付け、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関する措置及び移動等円滑化施設協定制度の創設等の措置を講ずる。

○**所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成 30 法 49)**

社会経済情勢の変化に伴い所有者不明土地が増加していることに鑑み、所有者不明土地の利用の円滑化及び土地の所有者の効果的な探索を図るため、国土交通大臣及び法務大臣による基本方針の策定について定めるとともに、地域福利増進事業の実施のための措置、所有者不明土地の収用又は使用に関する土地収用法の特例、土地の所有者等に関する情報の利用及び提供その他の特別の措置を講ずる。

○**建築基準法の一部を改正する法律(平成 30 法 67)**

最近における建築物をめぐる状況に鑑み、より合理的かつ実効的な建築規制制度を構築するため、木造建築物の耐火性能に係る制限の合理化、建築物の用途の制限に係る特例許可手続の簡素化、維持保全に関する計画等を作成すべき建築物の範囲の拡大等の措置を講ずる。

⇒建築基準法

〈観光〉

○**国際観光旅客税法(平成 30 法 16)**

平成 30 年度の税制改正の一環として、観光先進国の実現に向けた観光基盤の拡充及び強化の要請に鑑み、国際観光旅客税を創設することとし、国際観光旅客等を納税義務者とし、国際観光旅客等の国際船舶等による本邦からの出国を課税の対象とするほか、国際観光旅客税の税率(本邦からの出国 1 回につき、1000 円)を定めるとともに、国際観光旅客税の納付の手続その他納税義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定める。

○**特定複合観光施設区域整備法(平成 30 法 80)**

いわゆる IR 実施法である。特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律に基づく措置として、健全なカジノ事業の収益を活用して特定複合観光施設区域の一体的な整備を推進する

ことにより、我が国において国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するため、都道府県等による区域整備計画の作成及び国土交通大臣による当該区域整備計画の認定の制度、カジノ事業の免許その他のカジノ事業者の業務に関する規制措置等について定める。

⇒賭博

〈農林水産〉

○**農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(平成 30 法 23)**

農地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために、共有者の一部を確知することができない農地について、農用地利用集積計画により農地中間管理機構に存続期間が 20 年を超えない賃借権等の設定をすることができるようとするほか、農地について、その床面の全部がコンクリート等で覆われた農作物栽培高度化施設を設置して行う農作物の栽培を当該農地の耕作に該当するものとみなし、農地転用に当たらないこととする等の措置を講ずる。

○**森林經營管理法(平成 30 法 35)**

林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図るため、地域森林計画の対象とする森林について、市町村が、經營管理権集積計画を定め、森林所有者から經營管理権を取得した上で、自ら經營管理を行い、又は經營管理実施権を民間事業者に設定する等の措置を講ずる。

○**土地改良法の一部を改正する法律(平成 30 法 43)**

最近における農業・農村をめぐる状況の変化に鑑み、土地改良区の業務運営の適正化を図るために、土地改良区の准組合員及び施設管理准組合員たる資格について定めるとともに、土地改良区の総代会の設置及び土地改良区連合の設立に係る要件の緩和等の措置を講ずる。

⇒土地改良区

○**卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律(平成 30 法 62)**

最近における食品等の流通の多様化に対応するため、卸売市場に関し、許認可制に代えて認定制を設ける等の規制の見直しを行うとともに、食品等に関し、流通の合理化を計画的に図る事業に対する支援、取引の適正化のための調査等の措置を講ずる。

⇒卸売市場法

○**都市農地の貸借の円滑化に関する法律(平成 30 法 68)**

最近における都市農業をめぐる諸情勢の変化

に鑑み、都市農地の貸借の円滑化のための措置を講ずることにより、都市農地の有効な活用を図り、もって都市農業の健全な発展に寄与するとともに、都市農業の有する機能の発揮を通じて都市住民の生活の向上に資する。

○環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律(平成 30 法 70)

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(TPP11 協定)の締結に伴い、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の規定の整備を行う。題名が「環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」に改められる。

〈条 約〉

○盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約(平成 30 条 10)

視覚障害者等が著作物を利用する機会を促進するため、利用しやすい様式の複製物に関する国内法令上の制限及び例外、利用しやすい様式の複製物の国境を越える交換等について定めるものであり、2013 年 6 月にマラケシュで開催された外交会議において採択され、2016 年 9 月 30 日に発効した。

○二千九年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約

船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のため、船舶における有害物質を含む装置等の設置及び使用の禁止又は制限、締約国によって許可を与えられる船舶の再資源化施設の要件等について定めるものであり、2009 年 5 月に国際海事機関(IMO)の主催により香港で開催された国際会議において採択された。

⇒環境法

○オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正(平成 30 条 14)

オゾン層を破壊する物質の代替物質として使用が増大した高い温室効果を有するハイドロフルオロカーボンを、1987 年 9 月に採択された「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」(以下「議定書」という)の下で、生産、消費等の規制及び非締約国との貿易の禁止の対象となる物質に追加すること等を目的とするものである。この改正は、2016 年 10 月にルワンダのキガリで開催された議定書の締約

国の第 28 回会合において採択された。

⇒環境法

○税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約(平成 30 条 8)

経済のグローバル化に伴い、国境を越える取引が恒常的に行われ、かつ、企業及び個人の海外取引及び海外資産の運用形態等が複雑化し、及び多様化している中、多国籍企業及び富裕層による課税逃れが課税の公平性の観点から大きな問題となっている。経済協力開発機構(OECD)及び G20 においても、BEPS(税源浸食及び利益移転)プロジェクト等、国際的な脱税及び租税回避行為への対応が推進され、2015 年 10 月に取りまとめられた同プロジェクトの最終報告書では、多国籍企業等による国際的な租税回避行為に対応するための様々な措置が勧告された。その一つとして、二国間の租税条約を一挙に修正することによって BEPS 防止措置のうち租税条約に関連するものを効率的に二国間の租税条約に反映させるための多数国間条約の策定が勧告された。その後、OECD 及び G20 によってその設置が承認されたこの条約の策定のための特別部会において交渉が進められ、2016 年 11 月にこの条約が採択された。

⇒税源浸食と利益移転(BEPS) ⇒有害な税の競争 ⇒租税条約

○環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(平成 30 条 16)

2016 年 2 月、我が国、オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、アメリカ合衆国及びベトナムの 12 カ国により、アジア太平洋地域において、物品及びサービスの貿易並びに投資の自由化及び円滑化を進めるとともに、知的財産、電子商取引、国有企業、環境等幅広い分野で新たなルールを構築するための環太平洋パートナーシップ協定(TPP 協定)が署名された。我が国は、2017 年 1 月に TPP 協定を締結したが、その後、同協定の効力発生のためにその締結が不可欠であるアメリカ合衆国が同協定からの離脱を表明した。これを受け、アメリカ合衆国を除く TPP 協定署名 11 カ国において、同協定の内容を実現するための法的枠組みとしての協定の交渉が開始され、2018 年 3 月 8 日にサンティアゴにおいて、これら 11 カ国により、この協定が署名された(TPP11 協定)。

⇒自由貿易協定 ⇒投資保護協定

(参議院法制局 山岸健一[同「第196回国会の概観(上)(下)」ジュリスト1524~1525(2018.10~2018.11)号からの抜粋・転載を含む])

第197回国会

(平成30年10月24日~12月10日)

〈国民〉

○天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律(平成30法99)

天皇の退位等に関する皇室典範特例法を踏まえ、天皇の即位に際し、国民こぞって祝意を表するため、即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする等の措置を講ずる。その休日を祝日法に規定する国民の祝日とする。

⇒休日

〈行政一般〉

○サイバーセキュリティ基本法の一部を改正する法律(平成30法91)

サイバーセキュリティに対する脅威の一層の深刻化に鑑み、サイバーセキュリティに関する施策の推進に関し必要な協議を行うため、サイバーセキュリティ戦略本部長及びその委嘱を受けた国務大臣その他関係事業者等を構成員とするサイバーセキュリティ協議会を組織するものとともに、サイバーセキュリティに関する事象が発生した場合における国内外の関係者との連絡調整に関する事務をサイバーセキュリティ戦略本部の所掌事務に追加する等の措置を講じる。

⇒コンピュータ犯罪 ⇒サイバー犯罪

〈消費者〉

○食品表示法の一部を改正する法律(平成30法97)

食品に関する表示が食品を摂取する際の安全性の確保に関し重要な役割を果たしていることに鑑み、食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項について食品表示基準に従った表示がされていない食品を回収する食品関連事業者等に回収に着手した旨及び回収の状況の届出を義務付ける等の措置を講じる。

⇒不当表示

〈法務〉

○出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律(平成30法102)

人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に属する技能を有する外国人の受入れを図るため、当該技能を有する外国人に係る新たな在留資格(産業上の分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人を対象とする「特定技能(一号)」及び不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人を対象とする「特定技能(二号)」)に係る制度を設け、その運用に関する基本方針及び分野別運用方針の策定、当該外国人が本邦の公私の機関と締結する雇用に関する契約並びに当該機関が当該外国人に対して行う支援等に関する規定を整備するほか、外国人の出入国及び在留の公正な管理に関する施策を総合的に推進するため、法務省の外局として出入国在留管理庁を新設する。

⇒出入国管理及び難民認定法 ⇒外国人労働者

⇒在留資格

〈厚生労働〉

○水道法の一部を改正する法律(平成30法92)

人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化等に対応し、水道の基盤の強化を図るために、都道府県による水道基盤強化計画の策定、水道事業者等による水道施設台帳の作成、地方公共団体である水道事業者等が水道施設運営等事業に係る公共施設等運営権を設定する場合(コンセッション方式)の許可制の導入等の措置を講じる。

○成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律(平成30法104)

次代の社会を担う成育過程にある者の個人としての尊厳が重んぜられ、その心身の健やかな成育が確保されることが重要な課題となっていること等に鑑み、成育過程にある者等に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進するため、成育医療等の提供に関する施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務等を明らかにし、及び成育医療等基本方針の策定について定めるとともに、成育医療等の提供に関する施策の基本となる事項を定める。

〈国土交通〉

○海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(平成30法89)

海洋再生可能エネルギー発電事業の長期的、安定かつ効率的な実施の重要性に鑑み、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用を促進するため、基本方針の策定、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域の占用等に係る計画の認定制度の創設等の措置を講じる。

⇒環境法

○ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律(平成 30 法 100)

全ての国民が、障害の有無、年齢等にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、障害者、高齢者等の自立した日常生活及び社会生活が確保されることの重要性に鑑み、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の推進に向け、国等の責務を明らかにするとともに、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の実施状況の公表及びユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の策定等に当たっての留意事項その他必要な事項を定めることにより、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進する。

〈農林水産〉

○特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の一部を改正する法律(平成 30 法 88)

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の適確な実施を確保するため、登録又は指定の日前から登録又は指定に係る特定農林水産物等が属する区分に属する農林水産物等に当該特定農林水産物等に係る地理的表示と同一の名称の表示等を使用していた者等がこれらの表示を使用することを制限するとともに、広告等について特定農林水産物等に係る地理的表示の使用を規制する等の措置を講じる。

⇒地理的表示

○漁業法等の一部を改正する等の法律(平成 30 法 95)

最近における漁業をめぐる諸情勢の変化等に対応して、漁業生産力の発展を図るために、漁獲割当ての実施等による水産資源の保存及び管理のための制度の創設、漁業の生産性の向上及び漁場の適切かつ有効な活用を図るための漁業の許可及び免許に係る要件等に関する規定の整備、沿岸漁場における水産動植物の生育環境を保全及び改善するための制度の創設等の措置を講ずるとともに、漁業協同組合等の事業の執行体制

の強化を図る。

⇒入漁権

〈災 害〉

○原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律(平成 30 法 90)

原子力損害の被害者の保護に万全を期するため、原子力事業者に対する損害賠償実施方針の作成及び公表の義務付け、原子力事業者による特定原子力損害賠償仮払金の支払のために必要な資金の貸付制度の創設、原子力損害賠償紛争審査会が行う和解の仲介の手続の利用に係る時効の中止の特例に関する規定の新設、原子力損害賠償補償契約の締結及び原子力事業者に対する政府の援助に係る期限の延長等の措置を講ずる。

⇒原子力損害賠償責任

〈条 約〉

○経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定(平成 30 条 15)

我が国と欧州連合との間において、物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化を進め、投資の機会を増大させるとともに、電子商取引、政府調達、競争政策、知的財産、中小企業等の幅広い分野での枠組みを構築するものであり、2018年7月17日に東京で署名された。いわゆる日欧 EPA 協定である。

⇒自由貿易協定

○日本国と欧州連合及び欧州連合構成国との間の戦略的パートナーシップ協定

我が国と欧州連合及び欧州連合構成国との間で、幅広い分野における協力を促進し、戦略的パートナーシップを強化するための枠組みを構築するものであり、2018年7月17日に東京で署名された。両締約者が共通の関心事項に関する政治的な協力及び分野別の協力並びに共同行動を促進することにより、両締約者間の全般的なパートナーシップを強化すること等を行うことを目的とし、この目的を達成するため、相互尊重、平等なパートナーシップ及び国際法の尊重の原則に基づいてこの協定を実施することとされる。

(参議院法制局 山岸健一)

第198回国会

(平成31年1月28日～令和元年6月26日)

〈国民〉

○子ども・子育て支援法の一部を改正する法律

(令和元法 7)

我が国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する等の措置を講ずる。いわゆる幼児教育無償化法。

⇒子ども・子育て支援法 ⇒教育の機会均等

○成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適

正化等を図るための関係法律の整備に関する

法律(令和元法 37)

成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人又は被保佐人であることを理由に不当に差別されないよう、国家公務員法等において定められている成年被後見人又は被保佐人に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図る。

⇒成年被後見人 ⇒被保佐人 ⇒欠格条項

○子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部

を改正する法律(令和元法 41)

子どもの貧困対策の一層の推進を図るために、目的に、「児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に推進すること」を規定するとともに、基本理念の見直し、大綱の記載事項の追加(推進体制に関する事項)等を行う。また、市町村が子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める旨を規定する。

⇒児童の権利に関する条約

〈選挙〉

○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する

法律及び公職選挙法の一部を改正する法律

(令和元法 1)

最近における物価の変動、選挙等の執行状況等を考慮し、選挙等の円滑な執行を図るために、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定するとともに、選挙公報の掲載文の電磁的記録による提出を可能とするほか、投票管理者及び投票立会人並びに開票立会人の選任要件の緩和等の措置を講ずる。

⇒選挙運動

〈行政一般〉

○情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元法 16)

情報通信技術を活用した行政の推進に関する基本原則及び情報通信技術を利用する方法により行政手続等を行うために必要となる事項等を定めるとともに、住民票及び戸籍の附票の記載等に係る本人確認情報の保存及び提供の範囲の拡大、個人番号利用事務への罹災証明書の交付に関する事務等の追加等の措置を講ずる。

⇒行政手続法 ⇒住民基本台帳法 ⇒番号法

〈租税・財政〉

○地方税法等の一部を改正する法律(平成 31 法 2)

地方税の税源の偏在性の是正に資するための特別法人事業税の創設にあわせた法人事業税の税率の引下げ、自動車税の種別割の税率の引下げ、環境への負荷の少ない自動車を対象とした自動車取得税、自動車税及び軽自動車税の特例措置等の見直し、自動車重量譲与税の拡充、都道府県等に対する寄附金に係る個人住民税の寄附金税額控除における指定制度の導入等を行ふほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行う。

⇒地方税法 ⇒寄附金税制 ⇒国税・地方税 ⇒事業税 ⇒自動車税制 ⇒住民税

○森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成 31 法 3)

市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、森林環境税を創設し、その収入額に相当する額を森林環境譲与税として市町村及び都道府県に対して譲与することとする。

⇒環境税

○特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成 31 法 4)

地方税の税源の偏在性の是正に資するための特別法人事業税を創設し、その収入額に相当する額を特別法人事業譲与税として都道府県に対して譲与することとする。

⇒事業税

○地方交付税法等の一部を改正する法律(平成 31 法 5)

地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等に鑑み、平成 31(令和元)年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、

各種の制度改革等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するための地方交付税の単位費用等の改正を行うとともに、自動車税の環境性能割及び軽自動車税の環境性能割の減収額を埋めるため、自動車税減収補填特例交付金及び軽自動車税減収補填特例交付金を創設する。

⇒自動車税制 ⇒地方交付税

○所得税法等の一部を改正する法律(平成31法6)

消費税率の引上げに伴う対応等の観点から、①住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除制度の拡充、②環境性能に優れた自動車に対する自動車重量税の軽減措置の見直し、③揮発油税及び地方揮発油税の税率の変更を行う。その他、④デフレ脱却と経済再生を確実なものとするための試験研究を行った場合の税額控除制度の見直し、⑤個人の事業用資産についての相続税及び贈与税の納税猶予制度の創設、⑥国際的な租税回避についてより効果的に対応するための過大支払利子税制及び移転価格税制の見直しを行う。加えて、既存の特別措置の整理合理化を図り、あわせて土地の売買等に係る登録免許税の特例等、期限の到来する特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等、所要の措置を一体として講ずる。

⇒所得税 ⇒所得税法 ⇒自動車税制 ⇒税額控除 ⇒税源浸食と利益移転(BEPS) ⇒相続税 ⇒贈与税 ⇒租税回避 ⇒登録免許税

〈地方創生〉

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元法26)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方公共団体等の提案等を踏まえ、都道府県から中核市への事務・権限の移譲を行うとともに、地方公共団体に対する義務付けを緩和する等の措置を講ずる。

⇒義務付け・枠付け ⇒地方分権

〈警察〉

○道路交通法の一部を改正する法律(令和元法20)

自動車の自動運転の技術の実用化に対応した運転者等の義務に関する規定の整備を行うとともに、自動車又は原動機付自転車を運転中の携帯電話使用等に対する罰則の強化等を行う。

⇒道路交通法

〈金融〉

○情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律(令和元法28)

近年の情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応し、金融の機能に対する信頼の向上及び利用者等の保護等を図るため、暗号資産交換業者に関する規制の整備、暗号資産を用いたデリバティブ取引や資金調達取引に関する規制の整備、顧客に関する情報をその同意を得て第三者に提供する業務等の金融機関の業務への追加、店頭デリバティブ取引における証拠金の清算に係る規定の整備等の措置を講ずる。

⇒金融商品取引法 ⇒金融商品の販売等に関する法律 ⇒電子マネー

〈放送・電気通信〉

○電気通信事業法の一部を改正する法律(令和元法5)

①移動電気通信役務を提供する電気通信事業者等について当該役務の提供に関する契約の締結に際し当該契約の解除を不当に妨げることにより電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがある提供条件を約すること等を禁止する、②電気通信事業者等について電気通信役務の提供に関する契約の締結の勧誘に係る禁止行為として当該契約の締結の勧誘に先立って自己の名称等を告げずに勧誘する行為を追加する、③当該契約の締結の媒介等の業務を行う者に届出義務を課す等の措置を講ずる。

○放送法の一部を改正する法律(令和元法23)

近年における放送をめぐる視聴環境の変化及び日本放送協会に対する信頼確保の必要性に鑑み、日本放送協会について国内テレビ基幹放送の全ての放送番組の常時同時配信を実施することを可能とするとともに、経営委員会が議決すべき日本放送協会及びその子会社からなる集団の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項を具体的に規定する等の措置を講ずるほか、衛星基幹放送の業務の認定要件を追加する措置を講ずる。

〈法務〉

○民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律(令和元法2)

債務者の財産状況の調査に関する規定の整備、不動産競売における暴力団員の買受け防止に関する規定の新設、子の引渡しの強制執行及び国

際的な子の返還の強制執行に関する規定の整備等を行う。

⇒民事執行 ⇒国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約

○表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律(令和元法 15)

所有権の登記がない一筆の土地のうち表題部に所有者の氏名又は名称及び住所の全部又は一部が登記されていないものの登記及び管理の適正化を図るため、登記官による表題部に登記すべき所有者の探索及び当該探索の結果に基づく登記並びに当該探索の結果表題部に登記すべき所有者の全部又は一部を特定することができなかつたものについての裁判所が選任する管理者による管理等の措置を講ずる。

⇒登記簿 ⇒表示に関する登記

○戸籍法の一部を改正する法律(令和元法 17)

国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るため、本籍地の市町村長以外の市町村長に対する戸籍証明書等の交付の請求及び戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行の制度を設けるとともに、法務大臣が、磁気ディスクをもって調製された戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている情報をを利用して親子関係の存否、婚姻関係の形成等に関する情報その他の戸籍関係情報を作成し、これを行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律による行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者からの照会に応じて提供することができるようとする等の措置を講ずる。

⇒戸籍 ⇒番号法

○司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律(令和元法 29)

司法書士及び土地家屋調査士について、それぞれ、その専門職者としての使命を明らかにする規定を設けるとともに、懲戒権者を法務局又は地方法務局の長から法務大臣に改める等の懲戒手続に関する規定の見直しを行うほか、社員が1人の司法書士法人及び土地家屋調査士法人の設立を可能とする等の措置を講ずる。

⇒司法書士

○民法等の一部を改正する法律(令和元法 34)

特別養子制度の利用を促進するため、養子となる者の年齢の上限を引き上げる措置を講ずるとともに、特別養子適格の確認の審判の新設、特別養子縁組の成立の審判に係る規定の整備、児童相談所長が特別養子適格の確認の審判の手続に参加することができる制度の新設等の措置を講ずる。

⇒特別養子 ⇒養子

〈教 育〉

○大学等における修学の支援に関する法律(令和元法 8)

我が国における急速な少子化の進行及び大学等における修学の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学に係る経済的負担の軽減を図るために、学資の支給及び授業料等の減免の措置を講ずる。

⇒教育の機会均等

○学校教育法等の一部を改正する法律(令和元法 11)

大学等の管理運営の改善等を図るため、大学等の教育研究等の状況を評価する認証評価において当該教育研究等の状況が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うこととする等の措置を講ずる。

⇒学校教育法 ⇒国立大学法人

○法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律(令和元法 44)

法科大学院における教育の充実を図り、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する法曹となる人材の確保を推進するため、法科大学院における教育は法曹となろうとする者に必要とされる学識等を涵養するための教育を段階的かつ体系的に実施すべきこと等を大学の責務として新たに規定するとともに、法科大学院を設置する大学と当該法科大学院における教育との円滑な接続を図るために課程を置く大学との連携に関する制度の創設、法科大学院の課程における所定の単位の修得及び当該課程の修了の見込みについて当該法科大学院を設置する大学の学長が認定した者に対する司法試験の受験資格の付与等の措置を講ずる。

⇒司法試験 ⇒法科大学院

○学校教育の情報化の推進に関する法律(令和元法 47)

学校における情報通信技術の活用により学校教育が直面する課題の解決及び学校教育の一層の充実を図ることが重要となっていることに鑑み、全ての児童生徒がその状況に応じて効果的に教育を受けることができる環境の整備を図るために、学校教育の情報化の推進に関し、基本理念、国・地方公共団体等の責務、学校教育の情報化の推進に関する計画の策定その他の必要な

事項を定める。

〈厚 生〉

○医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律(令和元法 9)

保険者間で被保険者資格の情報を一元的に管理する仕組みの創設及びその適切な実施のために医療機関等へ支援を行う医療情報化支援基金の創設、医療及び介護給付の費用の状況等に関する情報の連結解析及び提供に関する仕組みの創設、広域連合及び市町村により高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する枠組みの構築、被扶養者の要件の適正化(日本国内に住所を有する者又は外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者として厚生労働省令で定める者であること等を要件に加える。外国人労働者の受け入れ拡大に伴う措置のひとつでもある)等の措置を講ずる。

⇒健康保険 ⇒健康保険法 ⇒社会保険診療報酬支払基金

○自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律(令和元法 32)

自殺対策の一層の充実を図るために、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関し、基本方針の策定、当該調査研究及びその成果の活用等を行うための体制の整備(指定調査研究等法人の指定)その他必要な事項を定める。

⇒自殺

○死因究明等推進基本法(令和元法 33)

死因究明等に関する施策に関し、基本理念、国・地方公共団体等の責務、死因究明等に関する施策の基本となる事項、死因究明等に関する施策に関する推進計画の策定について定める。

○児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律(令和元法 46)

児童虐待防止対策の強化を図るために、親権者等による体罰の禁止、児童相談所への医師等の専門職の配置、児童相談所の管轄区域に係る参酌基準の創設、児童虐待を受けた児童の保護等のために協力すべき関係機関の明確化、児童虐待を受けた児童が移転した場合の児童相談所長による情報の提供、児童虐待を行った保護者に対する医学的又は心理学的知見に基づく指導等に係る規定の新設等の措置を講ずる。

⇒児童福祉法 ⇒児童虐待

〈労 働〉

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元法 24)

女性をはじめとする多様な労働者が活躍できる就業環境を整備するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画の策定等が義務付けられる事業主の範囲を拡大するほか、いわゆるパワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント等の防止に関する国、事業主及び労働者の努力義務を定めるとともに、事業主に対してパワー・ハラスメント防止のための相談体制の整備その他の雇用管理上の措置を義務付ける等の措置を講ずる。

⇒セクシュアル・ハラスメント ⇒パワー・ハラスメント ⇒育児介護休業法 ⇒男女雇用機会均等法

○障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律(令和元法 36)

障害者の雇用を一層促進するため、事業主に対する短時間労働以外の労働が困難な状況にある障害者の雇入れ及び継続雇用の支援、国・地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずる。

⇒障害者の雇用の促進等に関する法律

〈経済産業〉

○特許法等の一部を改正する法律(令和元法 3)

特許権の侵害に係る訴訟について、当事者の申立てにより裁判所が指定する査証人が、立証されるべき侵害に係る事実の有無の判断に必要な証拠の収集を行うための査証を行い、裁判所に報告書を提出する制度を創設する。損害賠償額の算定の基準となる特許権者等がその特許発明の実施等に対し受けるべき金銭の額の認定に当たり考慮することができる事項を規定する。画像及び建築物を意匠権の保護対象に追加する等の意匠制度の拡充に係る措置等を講ずる。

⇒特許権 ⇒特許法 ⇒意匠権 ⇒意匠法

○中小企業の事業活動の継続に資するための中 小企業等経営強化法等の一部を改正する法律(令和元法 21)

自然災害の頻発、経営者の高齢化等の近年における中小企業をめぐる環境の変化を踏まえ、中小企業の事業活動の継続に資するため、中小企業が単独で又は連携して行う事業継続力強化に対する支援、商工会又は商工会議所が市町村と共同して行う小規模事業者の事業継続力強化を図る事業に対する支援、遺留分に関する民法の特例の個人事業者への対象の拡大等の措置を

講ずる。

⇒遺留分

○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(令和元法 45)

公正取引委員会の機能を強化し、不当な取引制限等の一層の抑止を図るために、新たに事業者が公正取引委員会との合意により事件の解明に資する資料の提出等をした場合に課徴金の額を減額することができる制度を設けるとともに、課徴金の算定方法について算定基礎額の追加、算定期間の延長等を行うほか、検査妨害等の罪に対する罰金上限額の引上げ等の措置を講ずる。

⇒公正取引委員会 ⇒独占禁止法 ⇒課徴金

〈国土交通〉

○道路運送車両法の一部を改正する法律(令和元法 14)

最近の自動車技術の進展に鑑み、自動車の安全性の確保及び自動車による公害の防止その他の環境の保全を図るために、一定の条件の下で自動車を自動的に運行させることができる装置を保安基準の対象装置として追加するとともに、当該装置に組み込まれたプログラム等の変更による自動車の改造に係る行為についての許可制度を創設するほか、自動車検査証の電子化、自動車の型式指定制度に係る是正命令の創設等の措置を講ずる。

○船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律(令和元法 18)

二千一年の燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約(燃料油条約)及び二千七年の難破物の除去に関するナイロビ国際条約(難破物除去条約)の締結に伴い、船舶の燃料油の流出又は排出による汚染等により生ずる損害(一般船舶等油濁損害)及び難破物の除去等に要する費用の負担により生ずる損害(難破物除去損害)に関し、これらの損害の被害者の保護を図るため、保障契約の締結を義務付ける船舶の範囲の拡大、保険者等に対する被害者の直接請求に関する規定の整備等の措置を講ずる。なお、法律の題名が「船舶油濁等損害賠償保障法」となる。

⇒船舶油濁損害賠償保障法

○航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律(令和元法 38)

最近における航空機及び無人航空機をめぐる状況に鑑み、航空機及びその航行の安全並びに無人航空機の飛行の安全の一層の向上を図るために、航空機の耐空性の維持に関する制度の整備、無人航空機の飛行に係る規制の強化、運輸安全

委員会の航空事故等に係る調査対象の範囲の拡大等の措置を講ずる。

〈地域対策〉

○アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(平成 31 法 16)

アイヌの伝統及びアイヌ文化が置かれている状況並びに近年における先住民族をめぐる国際情勢に鑑み、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するため、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発並びにこれらに資する環境の整備に関する施策の推進に關し、基本理念、国等の責務、政府による基本方針の策定、民族共生象徴空間構成施設の管理に関する措置、市町村によるアイヌ施策推進地域計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けたアイヌ施策推進地域計画に基づく事業に対する特別の措置、アイヌ政策推進本部の設置等について定める。

〈農林水産〉

○農業用ため池の管理及び保全に関する法律(平成 31 法 17)

農業用水の確保を図るとともに、農業用ため池の決壊による水害その他の災害から国民の生命及び財産を保護するため、防災上重要な農業用ため池を指定し、必要な防災工事の施行を命ずることができることとする等の措置を講ずる。

○農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元法 12)

農用地の利用の効率化及び高度化を一層促進するため、農地中間管理事業に係る手続の簡素化、農地中間管理機構と農業委員会その他の関係機関との連携強化、農用地利用改善事業等による担い手への農地の集約の加速化、農地の利用の集積に支障を及ぼす場合の転用不許可要件への追加等の措置を講ずる。

○国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律(令和元法 31)

効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るため、樹木の採取に適する相当規模の森林が存在する国有林野の一定区域において、木材の需要者と連携する事業者が安定的に樹木の採取を行うことが可能となる権利を創設するとともに、森林所有者等と木材の需要者との連携により木材の安定供給を確保する取組に対する金融上の措置等を講ずる。

〈環 境〉

○動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律(令和元法 39)

第一種動物取扱業の適正化を図るため、登録拒否事由の追加、遵守すべき基準の具体化、出生後 56 日未満の犬又は猫の引渡し等に関する特例の廃止等により第一種動物取扱業に係る規制を強化するとともに、動物の適正な飼養及び保管を図るため、特定動物の飼養及び保管の目的の限定化、犬又は猫についての登録制度の創設、犬猫等販売業者に対する取得した犬又は猫へのマイクロチップの装着の義務化等を行い、あわせて愛護動物に対する殺傷罪等の罰則を強化する等の措置を講ずる。

○愛玩動物看護師法(令和元法 50)

近時の愛玩動物をめぐる状況に鑑み、新たに愛玩動物看護師の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるように規律する。

〈条 約〉

○二千一年の燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約(令和 2 条 8)

船舶からの燃料油の流出又は排出による汚染損害についての船舶所有者の責任及び強制保険、締約国の裁判所が下す判決の承認等について定めるものであり、2001(平成 13)年 3 月に国際海事機関(IMO)の主催によりロンドンで開催された国際会議において採択され、2008(平成 20)年 11 月 21 日に発効した。

⇒船舶油濁損害賠償保障法

(参議院法制局 山岸健一[同「第 198 国会の概観(上)(下)」ジュリスト 1538~1539(2019. 11~2019.12)号からの抜粋・転載を含む])

第 200 回国会

(令和元年 10 月 4 日~12 月 9 日)

〈金 融〉

○外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律(令和元法 60)

最近における我が国に対する投資活動を取り巻く環境の変化に鑑み、我が国への投資の一層の活性化を図りつつ対内直接投資等の適切な調整を図る観点から、対内直接投資等及び特定取得に係る届出についての特例を設けるとともに、対内直接投資等に該当する行為の範囲等について所要の見直しを行う。具体的には、安全保障

上の重要技術の海外流出を防ぐことに狙いがあり、そのため、外資による日本企業への出資規制を強化するものである。

⇒外国為替及び外国貿易法

〈法 務〉

○会社法の一部を改正する法律(令和元法 70)

○会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(令和元法 71)

会社をめぐる社会経済情勢の変化に鑑み、株主総会の運営及び取締役の職務の執行の一層の適正化等を図るため、株主総会資料の電子提供制度の創設、株主提案権の濫用的な行使を制限するための規定の整備、取締役に対する報酬の付与や費用の補償等に関する規定の整備、監査役会設置会社における社外取締役の設置の義務付け等の措置を講じ、商業登記法ほか 90 の関係法律に所要の整備等を加える。

なお、衆議院において、株主提案権の濫用的な行使を制限するための措置に関し、不当な目的等による議案の提案を制限するとしていた部分を削る等の修正が行われている。

⇒株主総会 ⇒株主提案権 ⇒社外取締役 ⇒役員賞与 ⇒商業登記法 ⇒社債、株式等の振替に関する法律 ⇒一般社団法人及び一般財團法人に関する法律 ⇒設立登記(法人の)

〈厚生労働〉

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和元法 63)

医薬品、医療機器等が安全かつ迅速に提供され、適正に使用される体制を構築するため、①医療上特に必要性が高い医薬品及び医療機器について条件付きで承認申請資料の一部省略を認める仕組みの創設、②虚偽・誇大広告による医薬品、医療機器等の販売に係る課徴金制度の創設、③医薬品等行政評価・監視委員会の設置、④薬剤師による継続的服薬指導の実施の義務化、⑤承認等を受けない医薬品、医療機器等の輸入に係る確認制度の創設等の措置を講ずる。

⇒覚せい剤取締法

○母子保健法の一部を改正する法律(令和元法 69)

母性及び乳児の健康の保持及び増進を図るために、市町村に、産後ケアセンター等において、産後ケアを必要とする出産後 1 年を経過しない女子及び乳児に対して、心身のケアや育児のサポート等の産後ケア事業を行うよう努力義務を課すことにより、出産後も安心して子育てが

できる支援体制を確保しようとするもの。

⇒母子保健法

〈経済産業〉

○情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律(令和元法 67)

情報処理システムが戦略的に利用され、多様なデータが活用される高度な情報化社会の実現を図る観点から、情報処理システムを良好な状態に維持するために必要な情報処理システムの運用及び管理に関する指針の策定、情報処理システムの運用及び管理に関する取組の状況に関する認定制度の創設並びに当該認定を受けた者に対する支援を行うとともに、情報処理システムの高度利用を促進するための独立行政法人情報処理推進機構の業務の追加等の措置を講じる。

〈教 育〉

○公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律(令和元法 72)

公立の義務教育諸学校等における働き方改革を推進するため、教育職員について労働基準法第32条の4の規定による1年単位の変形労働時間制を条例により実施できるようにするとともに、文部科学大臣が教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を策定及び公表することとする。

⇒変形労働時間制

〈条 約〉

○日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定(令和元法 10)

アメリカ合衆国のTPP離脱を受け、平成30年9月の日米首脳会談における日米共同声明において、我が国とアメリカ合衆国との間で、貿易協定の締結に向けた交渉を開始することで一致し、平成31年4月から交渉が行われ、令和元年9月の日米首脳会談における日米共同声明において、協定案文について最終合意が確認された。これを受け令和元年10月7日にワシントンにおいて署名が行われた協定。我が国とアメリカ合衆国との間で物品の貿易につき、関税の撤廃又は削減の方法等を定め、両国間の物品の貿易を促進するもの。主な内容は、牛肉などの米国産農林水産品(米は対象外)の日本の輸入関税をTPP並みの水準に段階的引下げ、日本産工業品のアメリカの輸入関税の撤廃・削減である。なお、日本産自動車及び自動車部品のアメリカの輸入関税の撤廃は「更に交渉す

る」として先送りとなっている。令和2年1月1日発効。

⇒自由貿易協定

○デジタル貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定(令和元法 11)

平成30年9月の日米首脳会談における日米共同声明を踏まえた我が国及びアメリカ合衆国との第1回閣僚協議(平成31年4月)において締結交渉を開始することで一致し、令和元年10月7日にワシントンにおいて署名が行われた協定。我が国とアメリカ合衆国との間で、円滑で信頼性の高い自由なデジタル貿易を促進するための法的基盤を確立することにより、両国間のデジタル貿易を促進することを目的とする。令和2年1月1日発効。

⇒自由貿易協定

(参議院法制局 山岸健一)

第201回国会

(令和2年1月20日～6月17日)

〈國 民〉

○新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律(令和2法 4)

新型コロナウイルス感染症の発生及びその蔓延により国民の生命・健康に重大な影響を与えることが懸念される状況に鑑み、2年を超えない範囲内において政令で定める日(令和3年1月31日)までの間、新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等とみなし、同法に基づく措置(緊急事態宣言の発出・都道府県知事による施設の使用の制限・停止の要請・指示・公表等)を実施することができるようとする。

○個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律(令和2法 44)

個人情報の保護及び有用性の確保に資するため、個人情報の漏えい等が生じた場合における報告及び本人への通知を義務付け、個人情報等の外国における取扱いに対する個人情報の保護に関する法律の適用範囲を拡大するとともに、個人情報に含まれる記述等の削除等により他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工した仮名加工情報の取扱いについての規律を定める等の措置を講ずる。

⇒個人情報の保護

〈国 会〉

○国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律(令和2法24)

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止対策により国民の生活や経済活動に影響が生じている状況を踏まえ、議長、副議長及び議員の歳費の月額について、令和3年4月30日まで、2割削減する。

⇒歳費

〈選 挙〉

○公職選挙法の一部を改正する法律(令和2法45)

町村の選挙における立候補に係る環境の改善のため、選挙公営の対象を拡大するとともに、町村の議会の議員の選挙においても供託金制度を導入することとする等の措置を講ずる。

⇒供託

〈警 察〉

○道路交通法の一部を改正する法律(令和2法42)

最近における道路交通をめぐる情勢に鑑み、一定の要件に該当する高齢運転者に対する運転技能検査制度及び申請により運転免許に条件を付することができる制度の導入を行うとともに、第二種運転免許等の受験資格の見直し、他の車両等の通行を妨害する目的で一定の違反行為をした者に対する罰則の創設等を行う。

⇒道路交通法

〈消費者〉

○公益通報者保護法の一部を改正する法律(令和2法51)

最近における国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法令に違反する事実の発生状況等に鑑み、これらの法令の規定の遵守を図るために、①公益通報者及び通報対象事実の範囲の拡大、②公益通報者の保護の強化(事業者の公益通報者に対する損害賠償請求の禁止等)、③事業者がとるべき措置等(事業者の公益通報に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備等の義務付け、公益通報対応業務の従事者又は従事者であった者の守秘義務[罰則]、内閣総理大臣の事業者に対する助言・指導・勧告等)などの措置を講ずる。なお、衆議院において、附則の検討規定に、検討対象として、公益通報をしたことを理由とする公益通報者に対する不利益な取扱いの「裁判手続における請求の取扱

い」を明記する修正が行われた。

〈地方分権〉

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和2法41)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方公共団体等の提案等を踏まえ、都道府県から指定都市への事務・権限の移譲を行うとともに、地方公共団体に対する義務付けを緩和する等の措置を講ずる。

⇒義務付け・権付け ⇒地方分権

〈租税・財政〉

○地方税法等の一部を改正する法律(令和2法5)

所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、登記名義人等が死亡している場合における現所有者に賦課徵収に関する必要な事項を申告させることができる制度の創設及び固定資産の使用者を所有者とみなして課税することができる制度の拡大を行うとともに、経済社会の構造変化を踏まえた個人住民税における未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直し、電気供給業のうち発電事業等及び小売電気事業等に係る法人事業税の課税方式の見直し等を行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行う。

⇒国税・地方税 ⇒地方税法 ⇒固定資産税 ⇒所得控除

○所得税法等の一部を改正する法律(令和2法8)

持続的な経済成長の実現に向けた特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例の創設、投資・貸上げを促すための法人税額から控除される特別控除額の特例等の見直し並びに連結納稅制度の見直しを行うとともに、経済社会の構造変化を踏まえた未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直し並びに非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税制度の見直し並びに消費税の申告期限を延長する特例の創設を行なうほか、既存の特別措置の整理合理化を図り、住宅用家屋の所有権の保存登記等に対する登録免許税の特例等期限の到来する特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等、所要の措置を講ずる。

⇒所得税 ⇒所得税法 ⇒所得控除 ⇒法人税
⇒有価証券の譲渡益 ⇒連結納稅制度

〈金融〉

○金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律(令和2法50)

金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るため、金融サービス仲介業の創設、第一種資金移動業等の種別を設ける等の資金移動業に関する規制の整備等の措置を講ずる。

⇒金融商品の販売等に関する法律

〈電気通信〉

○聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律(令和2法53)

聴覚障害者等による電話の利用の円滑化を図るため、国等の責務及び総務大臣による基本方針の策定について定めるとともに、電話リレーサービス提供機関の指定に関する制度及び電話リレーサービス提供機関の電話リレーサービス提供業務に要する費用に充てるための交付金に関する制度を創設する等の措置を講ずる。なお、衆議院において、総務大臣は、基本方針を定めようとするときは、聴覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないものとする修正が行われた。

〈法務〉

○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律(令和2法33)

法律事務の国際化、専門化及び複雑多様化により的確に対応し、涉外的法律関係の一層の安定を図る等のため、外国法事務弁護士等による国際仲裁事件及び国際調停事件の手続についての代理の規定を整備するとともに、外国法事務弁護士となるための職務経験要件を緩和し、あわせて弁護士及び外国法事務弁護士が社員となり法律事務を行うことを目的とする法人の設立を可能とする等の措置を講ずる。

⇒外国法事務弁護士

○自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律(令和2法47)

自動車運転による死傷事犯の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするため、①車の通行を妨害する目的で、走行中の車(重大な交通の危険が生ずることとなる速度で走行中のものに限る)の前方で停止し、その他これに著しく接近することとなる方法で自動車を運転する行為を行い、よって、人を負傷させる行為及び②

高速自動車国道又は自動車専用道路において、自動車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の前方で停止し、その他これに著しく接近することとなる方法で自動車を運転することにより、走行中の自動車に停止又は徐行をさせる行為を行い、よって、人を死傷させる行為を、危険運転致死傷罪の対象となる行為に追加する。

⇒自動車運転致死傷行為処罰法

〈文化・科学〉

○著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律(令和2法48)

著作物等の公正な利用を図るとともに著作権等の適切な保護に資するため、著作権等を侵害する自動公衆送信等による被害の拡大を防止するための措置(侵害著作物等に係るリンク等の提供により侵害著作物等の利用を容易にする行為であってリーチサイト等において行う行為等を著作物等侵害行為とみなし、行為者及びリーチサイト等を運営する者等について罰則を科すなど)を講ずるとともに、著作物を利用する権利に関する対抗制度の導入、著作権等侵害訴訟における証拠収集手続の強化、アクセスコントロール等に関する保護の強化及びプログラムの著作物に係る登録制度の整備等の措置を講ずる。

⇒著作権 ⇒著作権法

○科学技術基本法等の一部を改正する法律(令和2法63)

我が国の経済社会の発展及び国民の福祉の向上を図るために、人文科学のみに係るものを持めた科学技術の振興及びイノベーションの創出の促進が極めて重要となっている状況に鑑み、科学技術基本法の題名を「科学技術・イノベーション基本法」に改め、同法において、人文科学のみに係る科学技術の位置付けの見直し及びイノベーションの創出に関する規定の新設等を行うとともに、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律において、人文科学分野の研究開発等を行う独立行政法人の研究開発法人への追加等を行う等の措置を講ずる。

〈厚生〉

○年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(令和2法40)

社会経済構造の変化に対応し、年金制度の機能強化を図るため、①短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の段階的な適用拡大、②被用者の老齢厚生年金に係る定時改定の導入及び在職中の支給停止制度(在職老齢年金)の見

直し、③老齢基礎年金及び老齢厚生年金等の受給を開始する時期の選択肢の拡大(縁下げ受給の上限年齢を70歳から75歳とする)、④確定拠出年金の加入可能要件の見直し、⑤確定拠出年金法における老齢給付金の受給開始時期の上限年齢の引上げ(70歳から75歳)、⑥政府管掌年金事業等の運営の改善、⑦独立行政法人福祉医療機構が行う年金担保貸付事業等の廃止、⑧障害年金と児童扶養手当の併給調整の見直し等の措置を講ずる。衆議院において、⑧に係る政令等を定めるに当たっては、監護等児童が2人以上である受給資格者に支給される児童扶養手当の額が監護等児童が1人である受給資格者に支給される同手当の額を下回らないようにするものとする規定のほか、本法施行後の検討は、国民年金の調整期間の見通しが厚生年金保険の調整期間の見通しより長期化していること等を踏まえて行うものとする等の検討条項を追加する修正が行われた。

⇒厚生年金保険 ⇒基礎年金 ⇒確定拠出年金
⇒国民年金 ⇒生存権

○地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2法52)

地域共生社会の実現を図るため、地域生活課題の解決に資する支援を包括的に行う市町村の事業(重層的支援体制整備事業)及びこれに対する交付金及び国等の補助の特例の創設、地域の特性に応じた介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、社会福祉連携推進法人に係る所轄庁の認定制度の創設、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化等の所要の措置を講ずる。

⇒社会福祉

〈労 働〉

○労働基準法の一部を改正する法律(令和2法13)

民法の一部を改正する法律の施行に伴い、使用者の給料に係る短期消滅時効が廃止されること等を踏まえ、労働者保護の観点から、賃金請求権の消滅時効期間等を延長するとともに、当分の間の経過措置を講ずる。具体的には、①労働者名簿、賃金台帳及び雇入れ、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存期間について、5年間に延長する。②付加金の請求を行うことができる期間について、違反があった時から5年間に延長する。③賃金(退職手当を除く)の請求権の消滅時効期間を5年間に延長する。④①から③までによる改正後の規定の適用について、当分の間、3年間と

する。

⇒短期消滅時効

○雇用保険法等の一部を改正する法律(令和2法14)

多様化する就業ニーズに対応したセーフティネットの整備、就業機会の確保等を通じて、職業の安定と就業の促進等を図るため、雇用保険について、育児休業給付の失業等給付からの分離による位置付けの明確化、65歳以上の短時間複数就業者に対する適用並びに雇用保険料率及び国庫負担の引下げの暫定措置の延長等の措置を講ずるとともに、65歳から70歳までの高齢者就業確保措置等による支援、大企業における中途採用比率の公表の義務化、複数就業者に対する労災保険の給付の拡充等の措置を講ずる。

⇒育児介護休業法 ⇒育児休業給付 ⇒継続雇用

制度 ⇒高齢者等の雇用の安定等に関する法律

⇒雇用保険 ⇒定年制 ⇒副業

〈経済産業〉

○特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律(令和2法38)

デジタルプラットフォーム(デジタル技術を用いて商品等提供利用者と一般利用者をつなぐ場を、インターネット等を通じて提供する役務)提供者の自主性及び自律性に配慮しつつ、商品等提供利用者等の利益の保護を図ることが課題となっている状況に鑑み、①経済産業大臣による特定デジタルプラットフォーム提供者の指定、②特定デジタルプラットフォーム提供者による提供条件等の開示、商品等提供利用者との間の取引関係における相互理解の促進を図るために必要な措置の実施義務、③経済産業大臣による特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性についての評価、④経済産業大臣が独占禁止法違反の事実があると認める場合の公正取引委員会への措置要求その他の措置を講ずる。

○割賦販売法の一部を改正する法律(令和2法64)

情報技術の進展に伴い、近年、高度な技術的手法を用いた新たな与信審査が可能となっているとともに、電子商取引の拡大により、少額の包括信用購入あっせんに係る取引が増加している状況に鑑み、新たな手法により与信審査を行う事業者の認定制度及び少額の包括信用購入あっせんを行う事業者の登録制度の創設を行い、あわせて、決済方法の多様化を踏まえてクレジットカード番号等の適切な管理を行うべき者の

対象を拡大する等の措置を講ずる。

⇒割賦販売法 ⇒クレジットカード ⇒信用購入
あっせん

〈中小企業〉

○中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律(令和2年法58)

中小企業による事業承継の円滑化を図るために、信用保証協会による保証について経営者の個人保証を求める保証の創設、経営力向上計画及び地域経済牽引事業計画における事業承継支援並びに代表者交代に伴う事業承継に関する支援体制の整備等の措置を講ずる。

〈国土・建設〉

○土地基本法等の一部を改正する法律(令和2法12)

所有者不明土地の増加や自然災害の頻発等により、適正な土地の管理の重要性が増大していることに鑑み、土地基本法を改正し、適正な土地の管理についての基本理念、土地所有者等の責務等を明らかにし、政府による土地基本方針の策定等について定めるとともに、国土調査促進特別措置法を改正し、政府の土地基本方針に即した国土調査の促進を図るため、令和2年度を初年度とする国土調査事業十箇年計画を策定し、あわせて、国土調査法を改正し、街区境界調査の先行実施について、不動産登記法を改正し、地方公共団体による筆界特定の申請について、定める等の措置を講ずる。

⇒土地基本法 ⇒筆界特定

○賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律(令和2法60)

社会経済情勢の変化に伴い国民の生活の基盤としての賃貸住宅の役割の重要性が増大していることに鑑み、良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保を図るため、賃貸住宅管理業(賃貸住宅の賃貸人から委託を受け、賃貸住宅の維持保全業務並びに同業務と併せて行う家賃、敷金及び共益費等の管理に関する業務を行う事業)を営む者に係る登録制度を設け、その業務の適正な運営を確保するとともに、特定賃貸借契約(賃貸住宅の賃貸借契約であって、賃借人が当該賃貸住宅を第三者に転貸する事業を営むことを目的として締結されるもの)の適正化のための措置等を講ずる。

○マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律(令和2年法62)

マンションの老朽化等に対応し、マンションの管理の適正化の一層の推進及びマンションの建替え等の一層の円滑化を図るため、都道府県等によるマンション管理適正化推進計画の作成、マンションの除却の必要性に係る認定の対象の拡充、団地内の要除却認定マンションの敷地の分割を多数決により行うことを可能とする制度の創設等の措置を講ずる。

⇒区分所有建物の復旧・建替え

〈交通・運輸〉

○道路法等の一部を改正する法律(令和2法31)

安全かつ円滑な道路交通の確保及び道路の効果的な利用の推進を図るため、大型車両の通行に係る手続の合理化、特定車両停留施設及び自動運行補助施設の道路の附属物への追加、歩行者利便増進道路の指定制度の創設等の措置を講ずるとともに、頻発する自然災害への対応を強化するため、地方公共団体が管理する道路の災害復旧等の国土交通大臣による権限代行制度の拡充の措置を講ずる。

⇒道路法

〈農林水産〉

○家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律(令和2法22)

家畜遺伝資源の生産事業者間の公正な競争を確保するため、家畜遺伝資源に係る不正競争(人を欺く等の行為により家畜遺伝資源を取得する行為=不正取得行為、不正取得行為等により取得した家畜遺伝資源を使用する等の行為、不正取得行為等が介在したことを知って、又は重大な過失により知らないで、家畜遺伝資源を取得する等の行為、不正の利益を得る目的で、又は家畜遺伝資源生産事業者に損害を加える目的で、契約により明示された制限を超えて家畜遺伝資源を使用する等の行為)の防止及び不正競争に係る損害賠償に関する措置等を講ずる。

⇒不正競争

〈環境〉

○大気汚染防止法の一部を改正する法律(令和2法39)

平成26年に施行された改正大気汚染防止法附則に定める施行状況の検討により判明した課題等に対応するため、建築物等の解体等工事における石綿の排出等の抑制を徹底するため、解体等工事に係る事前調査の方法を定め、当該調査に関する記録の作成・保存及び結果の都道府県知事への報告並びに特定粉じん排出等作業に

に関する記録の作成・保存及び作業結果の発注者への報告を義務付けるとともに、吹付け石綿等の一定の特定建築材料について解体工事において遵守すべき作業の方法を定める(違反した者に対しては罰則)こと等の措置を講ずる。

⇒大気汚染防止法 ⇒アスベスト(石綿)

(参議院法制局 山岸健一[同「第201回国会の概観(上)(下)」ジュリスト 1550~1551(2020.10~2020.11)号からの抜粋・転載を含む])

第203回国会

(令和2年10月26日~12月5日)

〈國 民〉

○特定非営利活動促進法の一部を改正する法律 (令和2法 72)

特定非営利活動法人の設立を促進するとともに、特定非営利活動促進法に基づく事務及び業務の簡素化及び合理化を図るため、特定非営利活動法人の認証の申請手続における添付書類の縦覧期間を短縮し、及び書類の閲覧又は謄写の際の個人の住所又は居所に係る記載の部分の除外について定めるとともに、認定特定非営利活動法人等が所轄庁に提出する書類の一部を削減する等の措置を講ずる。

⇒特定非営利活動促進法

〈法 務〉

○生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律(令和2法 76)

個人の人権に配慮した生殖補助医療に関する法整備が求められている等の生殖補助医療をめぐる現状等に鑑み、①生殖補助医療の提供等に關し、基本理念を明らかにし、並びに国及び医療関係者の責務並びに国が講すべき措置について定めるとともに、②生殖補助医療の提供を受ける者以外の者の卵子又は精子を用いた生殖補助医療により出生した子の親子関係に關し、民法の特例を定める。②については、具体的には、i) 女性が自己以外の女性の卵子を用いた生殖補助医療により子を懷胎し、出産したときは、その出産をした女性をその子の母とするとともに、ii) 妻が、夫の同意を得て、夫以外の男性の精子を用いた生殖補助医療により懷胎した子については、夫は、民法774条の規定にかかわらず、その子が嫡出であることを否認することができないこととする。なお、附則において、

生殖補助医療の適切な提供等を確保するための必要な事項については、おおむね2年を目途として、検討が加えられ、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置が講ぜられるものとされている。

⇒生殖補助医療 ⇒代理母

〈厚 生〉

○予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律 (令和2法 75)

現下の新型コロナウイルス感染症の発生の状況に対処するため、当該感染症に係る臨時の予防接種の実施(厚生労働大臣の指示の下、都道府県の協力により、市町村において実施。費用は国が負担)について定めるとともに、当該予防接種による健康被害に係る損害を賠償すること等により生ずる製造販売業者等の損失を政府が補償することができるることとする等の措置を講ずる。

⇒予防接種禍

〈労 働〉

○労働者協同組合法(令和2法 78)

各人が生活との調和を保ちつつその意欲及び能力に応じて就労する機会が必ずしも十分に確保されていない現状等を踏まえ、多様な就労の機会を創出することを促進するとともに、組合員が出资し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、及び組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織(=労働者協同組合)を通じて地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進し、もって持続可能で活力ある地域社会の実現に資するため、当該組織に関し、設立(準則主義)、管理その他必要な事項を定める等の措置を講ずる。

⇒協同組合 ⇒組合

〈農林水産〉

○種苗法の一部を改正する法律(令和2法 74)

近年、我が国の優良品種が海外に流出し、他国で増産され第三国に輸出される等、我が国からの輸出をはじめ、我が国の農林水産業の発展に支障が生じる事態が生じていること等に鑑み、植物の新品種の育成者権の適切な保護及び活用を図るため、輸出先国又は栽培地域を指定して品種登録された登録品種についての育成者権の効力に関する特例の創設、育成者権の効力が及ぶ範囲の例外を定める自家増殖に係る規定の廃止、品種登録簿に記載された登録品種の特性の位置付けの見直し、品種登録審査実施方法の充

実・見直し等の措置を講ずる。

⇒種苗法 ⇒植物の新品種の保護に関する国際条約

○特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律(令和2法79)

国内において違法に採捕された水産動植物の流通により国内水産資源の減少のおそれがあること及び海外において違法に採捕された水産動植物の輸入を規制する必要性が国際的に高まっていることに鑑み、違法に採捕された水産動植物の流通を防止するため、特定の水産動植物等について、取扱事業者間における情報の伝達並びに取引の記録の作成及び保存並びに適法に採捕されたものである旨を証する書類の輸出入に際する添付の義務付け等の措置を講ずる。

(参議院法制局 小野寺理)

第204回国会

(令和3年1月18日～6月16日)

〈憲 法〉

○日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律(令和3法76)

憲法改正国民投票の投票人の投票しやすい環境を整えるため、投票人名簿等の縦覧制度の廃止及び閲覧制度の創設、在外選挙人名簿への登録の移転の制度の創設に伴う在外投票人名簿への登録についての規定の整備、共通投票所制度の創設、期日前投票制度の見直し、洋上投票の対象の拡大、繰延投票の期日の告示の期限の見直し、投票所に入ることができる子供の範囲の拡大等の措置を講ずる。なお、衆議院において、国は、この法律の施行後3年を目途に、投票人の投票に係る環境を整備するための事項並びに国民投票運動等のための広告放送及びインターネット有料広告の制限、国民投票運動等の資金に係る規制、国民投票に関するインターネット等の適正な利用の確保を図るために方策その他の国民投票の公平及び公正を確保するための事項について検討を加え、必要な法制度上の措置その他の措置を講ずるものとする旨の規定を追加する修正が行われている。

⇒憲法改正 ⇒国民投票法

〈國 民〉

○新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律(令和3法5)

新型コロナウイルス感染症に係る対策の推進を図るため、営業時間の変更の要請等を内容と

する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を創設し、併せて新型インフルエンザ等緊急事態措置において施設の使用制限等の要請に応じない者に対する命令を可能とするとともに、新型コロナウイルス感染症を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」において新型インフルエンザ等感染症と位置付け、所要の措置を講ずることができることとし、併せて宿泊療養及び自宅療養の要請について法律上の根拠を設ける等の措置を講ずる。なお、衆議院において、①緊急事態宣言時の命令に違反した場合の過料の額を50万円以下から30万円以下に、②まん延防止等重点措置時の命令に違反した場合の過料の額を30万円以下から20万円以下に、③入院の措置等により入院した者がその入院の期間中に逃げたとき等に係る罰則を刑事罰(1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)から行政罰(50万円以下の過料)に、それぞれ修正する等の措置が講じられている。

○子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律(令和3法50)

総合的な少子化対策を推進する一環として、保育の需要の増大等に対応し、子ども・子育て支援の効果的な実施を図るため、施設型給付費等支給費用のうち一般事業主から徴収する拠出金を充てができる割合の引上げ等を行うとともに、児童手当の特例給付の対象者のうちその所得の額が一定の額(児童手当法施行令に、児童2人と年収103万円以下の配偶者がいる場合は年収目安1200万円となる基準額を規定)以上の者を支給対象外とする(令和4年10月支給分から適用)等の措置を講ずる。

⇒子ども・子育て支援法 ⇒児童手当

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和3法56)

障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずる。

⇒差別 ⇒障害者基本法

○特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律(令和3法27)

特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者が増加する中で、発信者情報の開示請求についてその事案の実情に即した迅速かつ適正な解決を図るため、発信者情報の開示請求に係る新たな裁判手続を創設

するとともに、開示関係役務提供者の範囲を見直す等の措置を講ずる。具体的には、裁判所による発信者情報の開示命令並びに同命令までの間に発信者の特定ができなくなることを防止するための裁判所による発信者情報の提供命令及び消去禁止命令等について定める。

⇒通信の秘密

○教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和3法57)

教育職員等による児童生徒性暴力等が児童生徒等の権利を著しく侵害し、児童生徒等に対し生涯にわたって回復し難い心理的外傷その他の心身に対する重大な影響を与えるものであることに鑑み、児童生徒等の尊厳を保持するため、児童生徒性暴力等の禁止について定めるとともに、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する措置等について定め、あわせて、特定免許状失効者等に対する教育職員免許法の特例(特定免許状失効者等については、再び免許状を授与するのが適当であると認められる場合に限り、再び免許状を授与することができるとしている)等について定める。

〈国会〉

○国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律(令和3法28)

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止対策により国民の生活や経済活動に影響が生じている状況を踏まえ、議長、副議長及び議員の歳費の月額について、令和3年4月30日まで、2割削減することとされていた措置を、同年10月31日まで継続する。

⇒歳費

〈選挙〉

○政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和3法67)

政治分野における男女共同参画をより一層推進するため、政党その他の政治団体が自主的に取り組むよう努める事項の例示として政党その他の政治団体に所属する公職の候補者の選定方法の改善等を規定するとともに、性的な言動等に起因する問題の発生の防止及び適切な解決を図るために必要な施策を講ずる旨の規定の新設その他の国及び地方公共団体の施策の強化等を行う。

⇒セクシュアル・ハラスメント

○特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律(令和3法82)

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防

止のための措置の影響により、特定患者等(=新型コロナウイルス感染症の患者又は入国後の待機者であって、外出自粛要請を受けた者又は隔離・停留の措置により宿泊施設内に収容されている者)が投票をすることが困難となっている現状に鑑み、当分の間の措置として、特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法について、公職選挙法の特例を定める。

⇒公職選挙法 ⇒不在者投票

〈行政一般〉

○デジタル社会形成基本法(令和3法35)

デジタル社会の形成が、我が国の国際競争力の強化及び国民の利便性の向上に資するとともに、急速な少子高齢化の進展への対応その他の我が国が直面する課題を解決する上で極めて重要であることに鑑み、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進し、もって我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与するため、デジタル社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針、国、地方公共団体及び事業者の責務、デジタル庁の設置並びに重点計画の作成について定める。なお、衆議院において、デジタル社会の形成に当たって是正が図られなければならない利用機会の格差の要因について「身体的な条件」を「障害の有無等の心身の状態」に改めるとともに、デジタル社会の形成に当たって国及び地方公共団体が行う施策に「公正な給付と負担の確保」のための環境整備を追加する修正が行われている。

○デジタル庁設置法(令和3法36)

デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するため、デジタル社会の形成に関する内閣の事務を内閣官房と共に助けるとともに、デジタル社会の形成に関する行政事務の迅速かつ重点的な遂行を図ることを任務とするデジタル庁を設置することとし、その所掌事務及び組織に関する事項を定める。

⇒行政組織 ⇒行政組織法

○デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3法37)

デジタル社会形成基本法に基づきデジタル社会の形成に関する施策を実施するため、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の関係法律について所要の整備を行う。

⇒個人情報の保護 ⇒番号法

○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3

法 38)

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施を図るため、各行政機関の長等が行う公的給付の支給等に係る金銭の授受に利用することができる預貯金口座を、内閣総理大臣にあらかじめ登録し、当該行政機関の長等が当該金銭の授受をするために当該預貯金口座に関する情報の提供を求めることができることとともに、個別の法律の規定によらない一定の公的給付の支給を実施するための基礎とする情報について個人番号を利用して管理できることとする等の措置を講ずる。

○預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律(令和3法 39)

行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保に資するとともに、預貯金者の利益の保護を図るために、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理に関する制度及び災害時又は相続時に預貯金者又はその相続人の求めに応じて預金保険機構が預貯金口座に関する情報を提供する制度を創設する等の措置を講ずる。

○宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律(令和3法 83)

宇宙基本法の基本理念にのっとり、宇宙の開発及び利用に関する諸条約の的確かつ円滑な実施を図りつつ、民間事業者による宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動を促進するため、宇宙資源の探査及び開発に関し、宇宙活動法の規定による許可の特例を設けるとともに、宇宙資源の所有権の取得その他必要な事項を定める。

⇒宇宙 ⇒人類の共同の財産

〈公務員〉

○国家公務員法等の一部を改正する法律(令和3法 61)

国家公務員の定年の65歳への段階的引上げ、管理監督職勤務上限年齢制(原則60歳)及び定年前再任用短時間勤務制の導入、60歳に達した職員の給与の特例(60歳前の7割水準)等の措置を講ずる。

⇒国家公務員法 ⇒定年(停年)

○地方公務員法の一部を改正する法律(令和3法 63)

地方公務員の定年の基準となる国家公務員の定年が段階的に引き上げられるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制が導入されること等を踏まえ、地方公務員に係る管理監督職勤務上限年齢制及び定年前

再任用短時間勤務制の導入等の措置を講ずる。

⇒地方公務員法 ⇒定年(停年)

〈租 稅〉

○所得税法等の一部を改正する法律(令和3法 11)

ポストコロナに向けた経済構造の転換及び循環の実現を図るための事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除制度及び認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例の創設並びに中小企業の経営資源の集約化による事業再構築等を促すための中小企業事業再編投資損失準備金制度の創設を行うとともに、家計の暮らしと民需を下支えするための住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除制度の特例の延長等を行なうほか、既存の特別措置の整理合理化を図り、あわせて土地の売買等に係る登録免許税の特例等期限の到来する特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等、所要の措置を一体として講ずる。

⇒所得税 ⇒所得税法

○地方税法等の一部を改正する法律(令和3法 7)

現下の経済情勢等を踏まえ、令和3年度の評価替えに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整、住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の税率の特例措置の適用期限の延長、自動車税及び軽自動車税の環境性能割の税率区分等の見直し等を行なうほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行う。

⇒国税・地方税 ⇒地方税法

〈地方自治〉

○地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3法 40)

国民が行政手続において情報通信技術の便益を享受できる環境を整備するとともに、情報通信技術の効果的な活用により持続可能な行政運営を確立することが国及び地方公共団体の喫緊の課題であることに鑑み、地方公共団体情報システムの標準化について、基本方針及び地方公共団体情報システムに必要とされる機能等についての基準の策定その他の地方公共団体情報システムの標準化を推進するために必要な事項を定める。

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3法 44)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方公共団体等の提

案等を踏まえ、地方公共団体に対する義務付けを緩和する等の措置を講ずる。

⇒義務付け・枠付け ⇒地方分権

〈安全保障〉

○重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律(令和3法 84)

我が国を取り巻く安全保障環境の変化を踏まえ、重要施設(=防衛関係施設等)の周辺の区域内及び国境離島等の区域内にある土地等が重要施設又は国境離島等の機能を阻害する行為の用に供されることを防止するため、基本方針の策定、注視区域及び特別注視区域の指定、注視区域内にある土地等の利用状況の調査、当該土地等の利用の規制、特別注視区域内にある土地等に係る契約の届出等の措置について定める。

〈警察〉

○ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律(令和3法 45)

最近におけるストーカー行為等の実情に鑑み、次の①から④の行為を規制の対象に加えるとともに、禁止命令等に係る書類の送達について定める。①相手方が現に所在する場所の付近における見張り等、②拒まれたにもかかわらず連続して文書を送付する行為、③相手方の承諾なく、その所持する位置情報記録・送信装置(GPS機器等)に係る位置情報を取得する行為、④相手方の承諾なく、その所持する物にGPS機器等を取り付ける等の行為。

⇒ストーカー規制法

〈法務〉

○民法等の一部を改正する法律(令和3法 24)

所有者不明土地の増加等の社会経済情勢の変化に鑑み、所有者不明土地の発生を防止するとともに、土地の適正な利用及び相続による権利の承継の一層の円滑化を図るため、相隣関係並びに共有物の利用及び管理に関する規定の整備、所有者不明土地管理命令等の制度の創設並びに具体的な相続分による遺産分割を求めることができる期間の制限等に関する規定の整備を行うとともに、相続等による所有権の移転の登記の申請を相続人に義務付ける規定の創設等を行う。

⇒遺産分割 ⇒管理 ⇒管理人 ⇒共有 ⇒共有物分割の訴え ⇒所有権 ⇒相続 ⇒相続財産 ⇒相続人 ⇒相続人の不存在 ⇒相隣関係 ⇒登記権利者・登記義務者 ⇒土地基本法 ⇒不在者 ⇒民法 ⇒民法改正 ⇒持分 ⇒持分権

○相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律(令和3法 25)

社会経済情勢の変化に伴い所有者不明土地が増加していることに鑑み、相続等による所有者不明土地の発生の抑制を図るために、相続等により土地の所有権を取得した者が、法務大臣の承認を受けてその土地の所有権を国庫に帰属させることができる制度を創設する。

⇒国庫 ⇒所有権 ⇒相続

○少年法等の一部を改正する法律(令和3法 47)

成年年齢の引下げ等の社会情勢の変化及び少年による犯罪の実情に鑑み、年齢満18歳以上20歳未満の特定少年に係る保護事件について、ぐ犯をその対象から除外し、原則として検察官に送致しなければならない事件についての特則等の規定を整備するとともに、刑事処分相当を理由とする検察官送致決定がされた後は、少年に適用される刑事事件の特例に関する規定は、特定少年には原則として適用しないこととする等の措置を講ずる。

⇒逆送 ⇒虞犯(ぐはん)少年 ⇒刑事責任年齢

⇒検察官送致 ⇒少年 ⇒少年法 ⇒未成年者

〈教育・文化〉

○国立大学法人法の一部を改正する法律(令和3法 41)

国立大学法人等の管理運営の改善並びに教育研究体制の整備及び充実等を図るために、学長選考会議に学長の職務執行の状況の報告を求める権限を付与し、その名称を学長選考・監査会議とすること、監事の体制を強化すること等の措置を講ずるとともに、小樽商科大学、帯広畜産大学及び北見工業大学を設置する各国立大学法人を統合する等の措置を講ずる。

⇒国立大学法人

○文化財保護法の一部を改正する法律(令和3法 22)

社会の変化に対応した文化財保護の制度の整備を図るために、無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度を創設するとともに、地方公共団体による文部科学大臣に対する文化財の登録の提案等について定める。

〈知的財産〉

○著作権法の一部を改正する法律(令和3法 52)

著作物等の公正な利用を図るとともに著作権等の適切な保護に資するため、図書館等が著作物等の公衆送信等を行なうことができるようになるための規定を整備するとともに、放送同時配信等における著作物等の利用を放送等における

利用と同様に円滑化するための措置を講ずる。

⇒公衆送信権 ⇒著作権 ⇒著作権法

○特許法等の一部を改正する法律(令和3法42)

知的財産の適切な保護及び知的財産制度の利便性の向上を図るため、手続期間の短縮により消滅した特許権の回復要件の緩和、特許審査等での口頭審理を映像及び音声の送受信により行う方法の導入、特許料等の予納における印紙の廃止、特許関係料金の見直し、商標権の侵害となり得る対象行為として海外事業者による模倣品の国内への持込みの追加等の措置を講ずる。

⇒意匠権 ⇒意匠法 ⇒実用新案権 ⇒実用新案法 ⇒商標権 ⇒商標法 ⇒特許権 ⇒特許法

〈厚生〉

○全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和3法66)

全世代対応型の社会保障制度を構築するため、①健康保険等における傷病手当金の支給期間の通算化、②育児休業中の保険料の免除要件の見直し、③保健事業における健康診断等の情報の活用促進、④後期高齢者医療における一部負担金の負担割合の見直し(現役並み所得者以外の被保険者であって、単身世帯の場合は課税所得が28万円以上かつ年収200万円以上、複数世帯の場合は後期高齢者の年収合計が320万円以上の所得があるものについて、窓口負担割合を2割とする)、⑤未就学児に係る国民健康保険料等の被保険者均等割額の減額措置の導入等の措置を講ずる。①及び③は令和4年1月1日から、②は令和4年10月1日から、④は令和4年10月1日から令和5年3月1日までの間において政令で定める日から、⑤は令和4年4月1日から、それぞれ施行される。

⇒一部負担金 ⇒健康保険 ⇒健康保険法 ⇒後期高齢者医療制度 ⇒厚生年金保険 ⇒高齢者の医療の確保に関する法律 ⇒国民健康保険法 ⇒傷病手当金

○良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律(令和3法49)

医師の長時間労働等の状況に鑑み、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するため、医師の労働時間の短縮及び健康確保のための制度の創設、各医療関係職種の業務範囲の見直し等の措置を講ずるとともに、外来医療の機能の明確化及び連携の推進のための報告制度の創設、地域医療構想の実現に向けた医療機関の取組に関する支援の仕組みの強化等の

措置を講ずる。

○医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(令和3法81)

医療的ケア児(日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア [=人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為] を受けすることが不可欠である児童。18歳以上の高校生等を含む)の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与するため、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、保育及び教育の拡充に係る施策その他必要な施策並びに医療的ケア児支援センターの指定等について定める。

〈労働〉

○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律(令和3法58)

出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できるようにするため、子の出生後8週間以内に4週間まで取得することができる柔軟な育児休業の枠組みの創設、育児休業の分割取得を可能とする規定の整備、有期雇用労働者の育児休業及び介護休業の取得要件の緩和、事業主に対する個別の労働者への育児休業に係る周知及び意向確認の措置の義務付け、労働者数が1000人を超える事業主に対する育児休業の取得の状況についての公表の義務付け等の措置を講ずる。

⇒育児介護休業法 ⇒育児休業 ⇒育児休業給付

○中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律(令和3法80)

中小事業主に使用される労働者その他の中小事業主が行う事業に従事する者等の安全及び健康の確保並びに福利厚生等の充実を図るために、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等の防止を図るとともに中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等その他の災害について共済団体による共済制度を整備する。

⇒共済

○特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律(令和3法74)

石綿にさらされる建設業務に従事した労働者等が石綿を吸入することにより発生する中皮腫その他の疾病にかかり精神上の苦痛を受けたことに係る最高裁判決等において、国の責任が認

められたことに鑑み、当該最高裁判決等において國の責任が認められた者と同様の苦痛を受けている者について、その損害の迅速な賠償を図るため、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給について定める。

⇒アスベスト(石綿)

○強制労働の廃止に関する条約(第百五号)の締結のための関係法律の整備に関する法律(令和3法 75)

我が国が「強制労働の廃止に関する条約(第105号)」を締結するため、同条約が禁止する強制労働に該当するおそれがある罰則に関する規定に係る関係法律の規定中、懲役刑を禁錮刑に改める。

⇒企行(企て) ⇒教育の政治的中立 ⇒行政犯
⇒強制労働 ⇒共同謀議 ⇒共謀・そそのかし・
あおり・企て ⇒公務員の政治的行為 ⇒コンスピラシー ⇒煽動 ⇒全農林警職法事件 ⇒都教組事件

〈環境〉

○地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和3法 54)

我が国における脱炭素社会の実現に向けた対策の強化を図るため、2050年までの脱炭素社会の実現等の地球温暖化対策の推進に当たっての基本理念を新たに定めるとともに、地方公共団体の実行計画の記載事項の見直し、地域脱炭素化促進施設の整備及びその他の地域の脱炭素化のための取組を一体的に行う事業の実施に關し市町村の認定を受けた事業者に対する温泉法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づく手続についての特例措置の創設、温室効果ガス算定排出量の報告制度の見直し等の措置を講ずる。

⇒環境法

○プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和3法 60)

プラスチックに係る資源循環の促進等を図るために、プラスチック使用製品の設計の認定、使用の合理化、市町村の分別収集及び再商品化、製造事業者等による自主回収及び再資源化並びに排出事業者による排出の抑制及び再資源化を促進するための制度の創設等の措置を講ずる。

⇒環境法

〈経済産業〉

○産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律(令和3法 70)

新型コロナウイルス感染症の影響、急激な人

口の減少等の短期及び中長期の経済社会情勢の変化に適切に対応して、我が国産業の持続的な発展を図るため、情報技術の進展、エネルギーの利用による環境への負荷の低減等に対応する事業変更を行おうとする者についての計画認定制度の創設、経営革新計画の承認制度等の対象事業者に係る要件の見直し、下請中小企業の取引機会を創出する者の認定制度の創設等の措置を講ずる。

⇒産業競争力強化法

〈金融〉

○新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律(令和3法 46)

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るため、地域の活性化等に資する業務の金融機関の業務への追加、国内における海外投資家等向けの投資運用業に係る届出制度の創設、預金保険機構が事業の抜本的な見直しを行う金融機関に対して資金を交付する制度の創設等の措置を講ずる。

⇒銀行法

〈国土交通〉

○特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3法 31)

最近における気象条件の変化に対応して、都市部における洪水等に対する防災・減災対策を総合的に推進するため、特定都市河川の指定対象の拡大、特定都市河川流域における一定の開発行為等に対する規制の導入、雨水貯留浸透施設の設置計画に係る認定制度の創設等の措置を講ずるとともに、浸水想定区域制度の拡充、都道府県知事等が管理する河川に係る国土交通大臣による権限代行制度の拡充、一団地の都市安全確保拠点施設の都市施設への追加、防災のための集団移転促進事業の対象の拡大等の措置を講ずる。

⇒河川法 ⇒水法 ⇒都市計画法

○住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律(令和3法 48)

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備を図るために、区分所有住宅に係る長期優良住宅建築等計画の認定手続の見直し、長期優良住宅維持保全計画の認定制度の創設、登録住宅性能評価機関の活用による長期優良住宅建築等計画の

認定に係る審査の合理化、特別住宅紛争処理の対象の拡大等の措置を講ずる。

⇒住宅の品質確保の促進等に関する法律

〈災害対策〉

○災害対策基本法等の一部を改正する法律(令和3法 30)

頻発する自然災害に対応して、災害対策の実施体制の強化及び災害時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特定災害対策本部の設置、非常災害対策本部等の本部長及び設置時期の見直し、市町村による個別避難計画の作成、避難のための立退きの勧告及び指示の一本化、広域にわたる避難住民等の受け入れに関する協議手続の整備、災害救助法に基づく救助の対象の拡大等の措置を講ずる。

○自然災害支援金に係る差押禁止等に関する法律(令和3法 64)

自然災害支援金に係る拠出の趣旨に鑑み、その支給を受ける自然災害の被災者等が自ら使用することができるようとするため、自然災害支援金について、差押えを禁止する等の措置を講ずる。これまで5回、個別の自然災害ごとに同様の立法措置が講じられてきたが、今回、過去の5法をもとに一般法化し、令和3年1月1日以後に発生した自然災害について適用することとした。

⇒差押禁止

〈消費者〉

○取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律(令和3法 32)

オンラインモールなどの取引デジタルプラットフォームを利用して行われる通信販売に係る取引の適正化及び紛争の解決の促進に関し取引デジタルプラットフォーム提供者の協力を確保するため、取引デジタルプラットフォーム提供者による消費者の利益の保護に資する自主的な取組の促進、内閣総理大臣による取引デジタルプラットフォームの利用の停止等に係る要請及び消費者による販売業者等情報の開示の請求に係る措置並びに官民協議会の設置について定める。

○消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律(令和3法 72)

消費者の財産に対する被害の防止及びその回復の促進を図るため、①通信販売における契約の申込みに係る書面等への不実の表示等を禁止する、②売買契約に基づかないで送付された商

品について販売業者がその返還を請求できないこととする、③預託等取引契約に係る規制の対象となる物品の範囲を拡大し、預託等取引業者等が販売する物品等を対象とする預託等取引契約等の勧誘及び締結を原則として禁止する、④販売業者等が契約締結時等に交付すべき書面の交付に代えて、購入者等の承諾を得て、書面に記載すべき事項を電磁的方法で提供することができるとしていることとするほか、⑤申込者等が契約の申込みの撤回等を電磁的記録で行うこともできるとしているほか、⑥特定適格消費者団体に対する情報提供に係る規定の整備等の措置を講ずる。なお、衆議院において、上記④の施行期日を公布の日から起算して2年(修正前は1年)を超えない範囲内において政令で定める日とすること、⑤の申込者等が契約の申込みの撤回等を電磁的記録で行う場合の効力発生時期について、申込みの撤回等に係る電磁的記録による通知を発した時とすること等の修正が行われている。

⇒消費者裁判手続特例法 ⇒特定商取引に関する法律 ⇒特定商品等の預託等取引契約に関する法律

〈条 約〉

○地域的な包括的経済連携協定(令和3条 7)

ASEAN 10カ国及び日本、中国、韓国、豪州、ニュージーランドの計15カ国の間において、物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化を進め、投資の機会を拡大させ、知的財産、電子商取引等の幅広い分野での枠組みを構築すること等を内容とする経済上の連携のための法的枠組みを設ける。いわゆるRCEP協定である。当初はインドを含む16カ国で交渉が行われていたが、途中でインドが交渉の離脱を表明し、最終的には、令和2年11月15日にインドを除く15カ国で署名された。日本にとっては、中国、韓国との初めて経済連携協定(EPA)の締結となる。

⇒自由貿易協定

(参議院法制局 小野寺理〔同「第204回国会の概観」ジュリスト1563(2021.10)号からの抜粋・転載を含む〕)

第207回国会

(令和3年12月6日～12月21日)

〈国 会〉

○国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法

律の一部を改正する法律(令和3法 86)

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止対策により国民の生活や経済活動に影響が生じている状況を踏まえ、議長、副議長及び議員の歳費の月額について、令和4年7月31日まで、2割削減する。

⇒歳費

(参議院法制局 小野寺理)

第208回国会

(令和4年1月17日～6月15日)

〈国 民〉

○こども家庭庁設置法(令和4法 75)

○こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(令和4法 76)

内閣府の外局として、こども家庭庁長官を長とする「こども家庭庁」を設置することとし、その任務、所掌事務及び組織に関する事項を定める。また、こども家庭庁設置法の施行に伴い、児童福祉法その他の関係法律及び内閣府設置法その他の行政組織に関する法律について、所要の規定の整備を行う。なお、こども家庭庁の設置は、令和5年4月1日とされている。

⇒外局 ⇒行政組織 ⇒行政組織法 ⇒内閣府

○こども基本法(令和4法 77)

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたくて幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置する等の措置を講ずる。

⇒基本法

○障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(令和4法 50)

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策)を総合的に推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を

尊重し合いながら共生する社会の実現に資するため、当該施策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、当該施策の基本となる事項等を定める。

⇒障害者基本法

○性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律(令和4法 78)

性行為映像制作物の制作公表により出演者の心身及び私生活に将来にわたって取り返しの付かない重大な被害が生ずるおそれがあり、また、現に生じていることに鑑み、出演者の性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するため、出演契約の締結及び履行等に当たっての制作公表者等の義務、出演契約の効力の制限及び解除並びに差止請求権の創設等の厳格な規制を定める特則並びに特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の特例を定めるとともに、出演者等のための相談体制の整備等について定める。

〈国 会〉

○国会法及び国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律(令和4法 29)

文書通信交通滞在費に関し、その名称を調査研究広報滞在費に改め、国政に関する調査研究、広報、国民との交流、滞在等の議員活動を行うために支給することとともに、日割計算による支給の導入について定める。

○国立国会図書館法等の一部を改正する法律(令和4法 57)

新設された地方公共団体情報システム機構及び地方税共同機構に対して新たに国立国会図書館への出版物の納入義務を課すとともに、これまで提供が免除されてきた個人の提供する有償等オンライン資料(個人の提供するオンライン資料のうち、有償で公衆に利用可能とされ、又は送信されるもの及び技術的制限手段が付されているものをいう)についても、国立国会図書館への提供義務を課すこととする。

〈公務員〉

○国家公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律(令和4法 19)

- 国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律(令和4法22)
- 裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律(令和4法31)
- 地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律(令和4法35)

人事院の国会及び内閣に対する令和3年8月10日付けの意見の申出に鑑み、一般職の国家公務員及び防衛省の職員について育児休業の取得回数の制限を緩和するとともに、行政執行法人の非常勤の職員について介護休業の取得要件を緩和する。国会職員及び裁判官について育児休業の取得回数の制限を緩和する。地方公務員について、育児休業の取得回数の制限を緩和するとともに、非常勤職員に係る介護休業の取得要件を緩和する。具体的には、①育児休業を原則2回(現行原則1回)まで取得可能とする。②①の原則2回までの育児休業に加え、子の出生後8週間以内に育児休業を2回(現行1回)まで取得可能とする。③行政執行法人及び地方公務員の非常勤職員について、介護休業の取得要件のうち、1年以上の雇用期間の要件を廃止する。

⇒育児介護休業法 ⇒育児休業 ⇒介護休業

〈租税・財政〉

- 所得税法等の一部を改正する法律(令和4法4)

成長と分配の好循環の実現に向けて、積極的な質上げ等を促す観点からの給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度の拡充等及び特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例の拡充等を行うとともに、脱炭素社会を実現する等の観点から住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除制度の見直しを行なうほか、既存の特別措置の整理合理化を図り、あわせて住宅用家屋の所有権の保存登記等に対する登録免許税の特例等期限の到来する特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等、所要の措置を一体として講ずる。

⇒所得税 ⇒所得税法

- 地方税法等の一部を改正する法律(令和4法1)

現下の経済情勢等を踏まえ、商業地等に係る令和4年度分の固定資産税及び都市計画税の税負担の調整、法人事業税の付加価値割における給与等の支給額が増加した場合の特例措置の

拡充等、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の延長等を行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行う。

⇒国税・地方税 ⇒地方税法

- 関税定率法等の一部を改正する法律(令和4法5)

最近における内外の経済情勢等に対応するため、個別品目の関税率の見直し、海外事業者が郵送等により国内に持ち込む商標権・意匠権侵害物品の輸入してはならない貨物への追加、暫定関税率の適用期限の延長等の措置を講ずる。

⇒関税 ⇒関税定率法

- 関税暫定措置法の一部を改正する法律(令和4法27)

ロシアによるウクライナ侵略を踏まえ、G7と連携し、ロシアに対する外交的、経済的圧力を一層強める等の観点から、貿易優遇措置である最惠国待遇を撤回するため、国際関係の緊急時において、WTO協定による関税についての便益を与えることが適当でないときは、特定の国から輸入される物品に課する関税の率を、基本税率(暫定税率の適用があるときは暫定税率)とすることについて定める。

⇒関税 ⇒最惠国待遇

- 外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律(令和4法28)

ロシアによるウクライナ侵略を踏まえ、G7と連携し、ロシアに対する外交的、経済的圧力を一層強める等の観点から、暗号資産の制裁の抜け穴として悪用されないよう、制度の実効性を更に強化するため、暗号資産に関する取引を資本取引規制の対象とともに、暗号資産交換業者に資産凍結措置(支払等又は資本取引等を許可の対象とする措置をいう)に係る確認義務を課す等の措置を講ずる。

⇒外国為替及び外国貿易法

- 情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律(令和4法39)

国の歳入等の納付に係る関係者の利便性の向上を図るため、国の歳入等の納付の方法について定めた他の法令の規定にかかわらず、情報通信技術を利用して自ら納付する方法(インターネットバンキング等)及び情報通信技術を利用して指定納付受託者に委託して納付する方法(クレジットカード、電子マネー、コンビニ決済等)による国の歳入等の納付を可能とするために必要な事項を定める。

〈地方分権〉

- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革

の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和4法44)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方公共団体等の提案等を踏まえ、都道府県から指定都市への事務・権限の移譲を行うとともに、地方公共団体に対する義務付けを緩和する等の措置を講ずる。

⇒義務付け・枠付け ⇒地方分権

〈安全保障〉

○経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(令和4法43)

国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等に伴い、安全保障を確保するためには、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大していることに鑑み、安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進するため、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本的な方針を策定するとともに、安全保障の確保に関する経済施策として、特定重要物資の安定的な供給の確保及び特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度並びに特定重要技術の開発支援及び特許出願の非公開に関する制度を創設する。

⇒出願公開 ⇒特許法

○防衛省設置法等の一部を改正する法律(令和4法26)

自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官定数の変更等の措置を講ずるほか、令和3年8月に実施した在アフガニスタン邦人等の輸送における経験等を踏まえ、外国における緊急事態に際して防衛大臣が行う在外邦人等の輸送について、輸送手段を原則として政府専用機とする制限の廃止、実施に当たっての安全に係る要件の見直し及び主たる輸送対象者の範囲の拡大等の措置を講ずる。

〈警察〉

○警察法の一部を改正する法律(令和4法6)

最近におけるサイバーセキュリティに対する脅威の深刻化に鑑み、国家公安委員会及び警察庁の所掌事務に重大サイバー事案に対処するための警察の活動に関する事務等を追加するとともに、警察庁が当該活動を行う場合における広域組織犯罪等に対処するための措置に関する規定を整備するほか、警察庁の組織について、サイバー警察局を設置する等の改正を行う。

⇒警察庁 ⇒国家公安委員会 ⇒サイバー犯罪

○道路交通法の一部を改正する法律(令和4法

32)

最近における道路交通をめぐる情勢等に鑑み、特定自動運行(レベル4に相当する、運転者がいない状態での自動運転)に係る許可制度を創設するとともに、新たな交通主体である特定小型原動機付自転車(電動キックボード等)・遠隔操作型小型車(自動配送ロボット等)の交通方法等に関する規定の整備、運転免許証と個人番号カードの一体化に関する規定の整備等を行う。

⇒道路交通法

〈法務〉

○刑法等の一部を改正する法律(令和4法67)

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4法68)

刑事施設における受刑者の処遇及び執行猶予制度等のより一層の充実を図るために、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代わるものとして、拘禁刑を創設し、その処遇内容等(拘禁刑は、刑事施設に拘置し、拘禁刑に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができることとすること等)を定めるとともに、執行猶予の言渡しをすることができる対象者の拡大等の措置を講じ、並びに罪を犯した者に対する刑事施設その他の施設内及び社会内における処遇の充実を図るために規定の整備を行うほか、近年における公然と人を侮辱する犯罪の実情等に鑑み、侮辱罪の法定刑について、現行の拘留又は科料から、1年以下の懲役若しくは禁錮(拘禁刑導入後は、拘禁刑)若しくは30万円以下の罰金又は拘禁若しくは科料に引き上げる(侮辱罪の法定刑の引上げの規定については、令和4年7月7日から、それ以外の規定については、一部を除き、公布日から3年を超えない範囲内において政令で定める日から、それぞれ施行)。また、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係法律の規定の整理等を行う。なお、衆議院における修正により、改正後の侮辱罪の規定について、政府は、その規定の施行後3年を経過したときは、その規定の施行の状況について、その規定がインターネット上の誹謗中傷に適切に対処することができているかどうか、表現の自由その他の自由に対する不当な制約になっていないかどうか等の観点から外部有識者を交えて検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする旨の条項が附則に追加されている。

⇒禁錮 ⇒刑事施設 ⇒刑事収容施設法 ⇒刑法

⇒刑事訴訟法 ⇒更生保護事業法 ⇒執行猶予

⇒受刑者の権利 ⇒懲役 ⇒少年院 ⇒少年鑑別所 ⇒被害者(犯罪の) ⇒保護観察 ⇒侮辱罪 ⇒労役場留置

○民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和4法 48)

民事訴訟手続等の一層の迅速化及び効率化等を図り、民事裁判を国民がより利用しやすいものとする観点から、電子情報処理組織を使用して行うことができる申立て等の範囲の拡大、申立て等に係る書面及び判決書等を電子化する規定並びに映像と音声の送受信による口頭弁論の手続を行うことを可能とする規定の整備、当事者の申出により一定の事件について一定の期間内に審理を終えて判決を行う手続の創設、訴えの提起の手数料等に係る納付方法の見直し等の措置を講ずるとともに、離婚の訴えに係る訴訟等において映像と音声の送受信による手続で和解の成立等を可能とする規定を整備するほか、犯罪被害者等の権利利益の一層の保護を図るために、民事関係手続において犯罪被害者等の氏名等の情報を秘匿する制度を創設する。改正法は、一部を除き、公布日から4年を超えない範囲内において政令で定める日から施行される。

⇒家事事件手続法 ⇒鑑定 ⇒検証 ⇒公示送達
 ⇒口頭弁論 ⇒証明権 ⇒人事訴訟 ⇒準備書面
 ⇒証拠調べ ⇒証拠保全 ⇒証人尋問 ⇒書証
 ⇒送達 ⇒督促手続 ⇒判決・決定・命令 ⇒判決の言渡し ⇒判決の変更 ⇒被害者(犯罪の)
 ⇒弁論準備手続 ⇒民事訴訟法 ⇒呼出状 ⇒和解

〈外 務〉

○旅券法の一部を改正する法律(令和4法 33)

旅券に関する国際的な動向及び情報技術の進展を踏まえ、申請者の利便性の向上、旅券事務の効率化、旅券の国際的な信頼性の維持その他社会情勢の変化を踏まえた制度の見直しを図るために、旅券の発給申請手続等の電子化に係る関連規定の整備(一般旅券の発給申請、紛失・焼失の届出、渡航書の発給申請のオンライン化や、切替申請時の出頭の原則不要化等)、査証欄の増補の廃止、一般旅券の失効に係る例外規定の整備、大規模な災害の被災者に係る手数料の減免制度の創設、未交付失効旅券の発行費用の徴収のための規定の整備等の措置を講ずる。

〈教育・文化〉

○博物館法の一部を改正する法律(令和4法 24)

近年、博物館に求められる役割が多様化・高度化していることを踏まえ、博物館の設置主体

の多様化を図りつつその適正な運営を確保するため、博物館の登録の要件等の見直し(地方公共団体、一般社団法人・財団法人等に限定していた博物館の設置者要件を改め、法人類型にかかわらず登録できることとする等)、博物館の設置者に対する都道府県教育委員会の勧告及び命令等の制度の創設、学芸員補の資格の要件の見直し(短期大学士等の学位を有する者で博物館に関する所定の科目の単位を修得したもの等とする)等を行う。

○国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律(令和4法 51)

我が国の大学の国際競争力の強化及びイノベーションの創出の促進を図るために、国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学について研究及び研究成果の活用のための体制を強化することが重要であることに鑑み、当該体制の強化の推進に関する基本方針の作成、国際卓越研究大学の認定、国際卓越研究大学の研究等の体制の強化のための事業の実施に関する計画の認可、当該事業に関する国立研究開発法人科学技術振興機構による助成等について定める。

○教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律(令和4法 40)

校長及び教員の資質の向上のための施策をより合理的かつ効果的に実施するため、公立の小学校等の校長及び教員の任命権者等による研修等に関する記録の作成並びに資質の向上に関する指導及び助言等に関する規定を整備し、普通免許状及び特別免許状の更新制を廃止する等の措置を講ずる。

⇒教育公務員特例法

○在外教育施設における教育の振興に関する法律(令和4法 73)

在外教育施設(日本人学校・補習授業校・私立在外教育施設)が海外に在留する邦人である子の教育を受ける機会の確保を図る上で重要な役割を果たしていることに鑑み、及び在外教育施設における教育を取り巻く環境の変化に対応するため、在外教育施設における教育の振興に向け、基本理念を定め、及び国の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他在外教育施設における教育の振興に関する施策の基本となる事項を定める。

〈厚 生〉

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全

性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和4法 47)

国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある疾病のまん延等の事態における健康被害の拡大を防止するため、緊急時に新たな治療薬やワクチンを始めとする医薬品等を速やかに薬事承認する仕組みを整備するとともに、処方情報及び調剤情報の即時的な一元管理を可能とする電子処方箋の仕組みを整備する。

○児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4法 66)

児童相談所における児童虐待相談への対応件数の増加や、育児に対して困難や不安を抱える子育て世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施の市町村業務への追加、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うことでも家庭センターの設置の努力義務化、一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入(児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続の創設)、入所措置や一時保護の決定時における児童の意見聴取等の手続の整備、児童自立生活援助の対象者の年齢制限の緩和、児童に対するわいせつ行為を行った保育士の再登録手続の厳格化等の措置を講ずる。

⇒児童福祉法

○困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4法 52)

女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るために、基本理念、国及び地方公共団体の責務、基本方針及び都道府県基本計画等の策定、女性相談支援センターによる支援等の困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定める。

⇒売春防止法 ⇒婦人補導院 ⇒補導処分

○石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律(令和4法 72)

石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対する救済の充実を図るため、特別遺族弔慰金等及び特別遺族給付金の請求期限の10年延長並びに特別遺族給付金の対象者に係る死亡時期の10年延長を行う。

⇒アスベスト(石綿)

〈労 働〉

○雇用保険法等の一部を改正する法律(令和4法 12)

新型コロナウイルス感染症による雇用情勢及び雇用保険財政への影響等に対応し、雇用の安定と就業の促進を図るため、雇止めによる離職者の給付日数の特例等の期限を延長するとともに、労働者になろうとする者に関する情報を収集して行う募集情報等提供事業に係る届出制の創設等による事業運営の適正化の推進、雇用保険制度の安定的運営のための国庫負担の見直し及び雇用保険料率の暫定措置の見直し等の措置を講ずる。

⇒雇用保険 ⇒雇用保険法 ⇒職業安定法 ⇒職業能力開発促進法

○労働者協同組合法等の一部を改正する法律(令和4法 71)

労働者協同組合の事業の健全な発展を図り、持続可能で活力ある地域社会の実現に資するため、非営利性が徹底された労働者協同組合の認定制度を創設するとともに、認定を受けた労働者協同組合に対する税制上の措置を講ずる。

⇒協同組合

〈電気通信〉

○電波法及び放送法の一部を改正する法律(令和4法 63)

電波の公平かつ能率的な利用を促進するため、電波監理審議会の機能強化、携帯電話等の特定基地局の開設指針の制定に関する制度の整備、電波利用料制度の見直し等を行うほか、近年の放送を取り巻く環境の変化等を踏まえ、基幹放送の業務に係る認定申請書等の記載事項に外国人等が占める議決権の割合等を追加し、その変更を届出義務の対象に追加する等情報通信分野の外資規制等の見直しを行うとともに、日本放送協会の受信料の適正かつ公平な負担を図るための還元目的積立金の制度を整備する等の措置を講ずる。

○電気通信事業法の一部を改正する法律(令和4法 70)

電気通信事業を取り巻く環境変化を踏まえ、電気通信サービスの円滑な提供及びその利用者の利益の保護を図るため、一定の高速度データ伝送電気通信役務(いわゆるブロードバンドサービス)を基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス)に位置付ける等高速度データ伝送電気通信役務の提供に関する制度の整備を行うとともに、電気通信役務の利用者に関する情報の適

正な取扱いに関する制度の整備を行う(大規模な事業者が取得する利用者情報について適正な取扱いの義務付け・事業者が利用者に関する情報を第三者に送信させようとする場合における利用者への確認の機会の付与)ほか、第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務を提供する電気通信事業者の当該卸電気通信役務の提供義務等の創設等を行う。

〈経済産業〉

○貿易保険法の一部を改正する法律(令和4法25)

本邦企業の国際的な事業展開を取り巻く環境の変化に対応して、円滑な外国貿易その他の対外取引の進展を図るため、輸出入、貸付け及び海外投資に係る貿易保険の填補事由等の拡大、新たな貿易保険の創設、株式会社日本貿易保険による外国法人への出資業務の追加等の措置を講ずる。

○安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためにエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律(令和4法46)

我が国における脱炭素社会の実現に向けて、非化石エネルギーの利用の拡大が求められる中で、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るために、エネルギーの使用の合理化の対象に非化石エネルギーを追加するとともに、一定規模以上のエネルギーを使用する事業者に対し、非化石エネルギーへの転換に関する計画の作成を義務化するほか、一定規模以上のエネルギーを供給する事業者に対する水素等を含む非化石エネルギー源の利用に関する計画の作成の義務化、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の業務への水素の製造等に対する出資・債務保証業務の追加、発電事業者による発電設備の出力等の変更についての事後届出制から事前届出制への変更等の措置を講ずる。

⇒環境法 ⇒建築基準法

○高圧ガス保安法等の一部を改正する法律(令和4法74)

産業保安分野における技術革新の進展及び人材の高齢化に対応するため、高圧ガス保安法、ガス事業法及び電気事業法において高度な情報通信技術を活用した保安の促進に向けた認定制度の創設等の措置を講ずるとともに、気候変動問題への対応の要請、自然災害の頻発及び電力の供給構造の変化を踏まえ、燃料電池自動車に係る高圧ガス保安法の適用除外、ガス事業者による災害時連携計画の策定の義務化、小規模事

業用電気工作物に係る届出制度の創設等の措置を講ずる。

〈金融〉

○安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律(令和4法61)

金融のデジタル化等に対応し、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るため、電子情報処理組織を用いて移転することができる一定の通貨建資産等である電子決済手段の交換等を行う電子決済手段等取引業の創設(登録制の導入等)及び複数の金融機関等の委託を受けて為替取引に係る分析等を行う為替取引分析業の創設(許可制の導入等)等の措置を講ずる。

○公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律(令和4法41)

会計監査の信頼性の確保並びに公認会計士の一層の能力発揮及び能力向上を図り、もって企業財務書類の信頼性を高めるため、上場会社等の監査に係る登録制度の導入、監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限の見直し、公認会計士の資格要件の見直し(資格要件である実務経験期間を現行の「2年以上」から「3年以上」に見直し)等の措置を講ずる。

⇒公認会計士

〈国土交通〉

○所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律(令和4法38)

所有者不明土地の利用の円滑化及び管理の適正化等を図るため、特定所有者不明土地となる土地の範囲の拡大並びに地域福利増進事業における対象事業の拡充、裁定申請書等の縦覧期間の短縮及び土地等使用権の存続期間の上限の延長等の措置を講ずるとともに、市町村長による管理が実施されていない所有者不明土地に対する災害等の発生の防止のための命令制度の創設、所有者不明土地の利用の円滑化等を図るための計画の作成、所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定等の措置を講ずる。

○宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4法55)

令和3年7月の熱海土石流災害等を踏まえ、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積による災害を防止し、国民の生命及び財産の保護を図るため、当該災害の防止に関する国土交通大臣及び農林水産大臣による基本方針の策定、都道府県等による当該災害の防止のための対策に必要な基礎調査の実施、宅地造成工事規制区域制度

における規制対象の工事の拡大及び中間検査の新設、特定盛土等規制区域制度の創設、無許可工事等に対する罰則の強化等の措置を講ずる。なお、法律の題名も「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改められているほか、衆議院において、附則第5条を改め、政府は、法施行後5年以内に、宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域以外の土地における盛土等の状況その他改正後の法施行状況等を勘案し、盛土等に関する工事、土砂の管理等に係る規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする旨の修正が行われている。

○航空法等の一部を改正する法律(令和4法 62)

最近における航空輸送をめぐる状況に鑑み、航空分野における脱炭素社会の実現に向けた対策及び航空運送事業の利用者の利便の確保を一層推進するため、航空脱炭素化推進基本方針の策定、航空運送事業者が作成する航空運送事業脱炭素化推進計画及び国以外の空港管理者が作成する空港脱炭素化推進計画の認定制度の創設並びにこれらの計画に基づく事業等に係る特別の措置について定めるとともに、航空運送事業基盤強化方針等の特例の延長等の措置を講ずる。

⇒環境法

○自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律(令和4法 65)

自動車事故による被害者の保護の増進及び自動車事故の発生の防止を一層図るため、当分の間の措置として実施している被害者の保護の増進又は自動車事故の発生の防止の対策に関する事業を恒久的かつ安定的に実施する措置を講ずるとともに、指定紛争処理機関による紛争処理の手続の利用を促進するため、調停による時効の完成猶予及び訴訟手続の中止の特例を新設する措置等を講ずる。

⇒自動車損害賠償保障法

○脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和4法 69)

建築物のエネルギー消費性能の一層の向上及び建築物における木材の利用の更なる促進を図ることにより、我が国における脱炭素社会の実現に資するため、建築物エネルギー消費性能基準への適合義務の対象となる建築物の範囲の拡大(令和7年度より、現行の中大規模の非住宅から、原則全ての新築住宅・非住宅に拡大)及び市町村が定める区域において再生可能エネルギー利用設備の設置の促進のために必要な措置を講ずる制度の創設並びに木造建築物に係る建

築確認の対象範囲の拡大、防火及び構造に関する規制の合理化、建築物の高さ等の制限に係る特例許可制度の拡充並びに既存不適格建築物に関する規制の合理化等の措置を講ずる。

⇒環境法

〈農林水産〉

○土地改良法の一部を改正する法律(令和4法 9)

自然災害に対する土地改良施設の安全性の向上を図るとともに、農用地の利用の集積を促進するため、農業用排水施設の豪雨対策を目的とした急施の防災事業の実施、農地中間管理機構が賃借権等を取得した農用地を対象とした土地改良事業の拡充等の措置を講ずる。

⇒土地改良区 ⇒土地改良事業

○植物防疫法の一部を改正する法律(令和4法 36)

近年の有用な植物を害する動植物の国内外における発生の状況に対応して植物防疫を的確に実施するため、有害動植物の国内への侵入状況等に関する調査事業の実施、防除内容等に係る基準の作成等による緊急防除の迅速化、有害動植物の発生予防を含めた防除に関する農業者への勧告、命令等の措置の導入、輸出入検疫等における対象物品の範囲及び植物防疫官の権限の拡充、農林水産大臣の登録を受けた者による輸出検査の一部の実施等の措置を講ずる。

⇒検疫

○農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律(令和4法 49)

農林水産物及び食品の輸出の更なる拡大を図るため、農林水産物又は食品の輸出先国での需要の開拓等の業務を行う団体(農林水産物・食品輸出促進団体)の認定制度の創設、輸出事業計画の認定を受けた輸出事業者に対する金融上の措置の拡充、国の登録を受けた民間検査機関が輸出証明書の発行を行える仕組みの創設等を行うとともに、日本農林規格の制定対象への有機酒類の追加等の措置を講ずる。

○環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4法 37)

令和3年5月に農林水産省が策定した「みどりの食料システム戦略」を踏まえ、農林漁業及び食品産業の持続的な発展、環境への負荷の少ない健全な経済の発展等を図るために、環境と調和のとれた食料システムの確立に関する基本理念等を定めるとともに、農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う事業活動

等に関する計画の認定制度を設け、認定を受けた者に対する農業改良資金等の償還期間の延長、農地法等に基づく手続の簡素化等の支援等の措置を講ずる。

○農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4法 56)

農業の成長産業化及び農業所得の増大を図るために、市町村による地域農業経営基盤強化促進計画の作成について定め(人・農地プランの法定化)、当該計画の区域において担い手に対する農用地の利用の集積、農用地の集団化その他の農用地の効率的かつ総合的な利用を促進するための措置を講ずるとともに、農業を担う者の確保及び育成を図るための措置等を講ずる。

⇒農地法

○農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律(令和4法 53)

人口の減少、高齢化の進展等により農用地の荒廃が進む農山漁村における農用地の保全等を図るために、地方公共団体が作成する活性化計画の記載事項として農林漁業団体等が実施する農用地の保全を図るための当該農用地の管理等に関する事業を新たに位置付けることとし、当該事業の実施に必要な農林地等についての所有権の移転等を促進するための措置等を講ずる。

〈環境〉

○地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和4法 60)

我が国における脱炭素社会の実現に向けた対策の強化を図るため、温室効果ガスの排出の量の削減等を行う事業活動に対し資金供給その他の支援を行うことを目的とする株式会社脱炭素化支援機構に関し、その設立、機関、業務の範囲等を定める等の措置を講ずる。

⇒環境法

○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律(令和4法 42)

特定外来生物による生態系等に係る被害を防止する対策を強化するため、国と地方公共団体の役割分担の見直し等による防除体制の強化、特定外来生物のうち緊急に対処を要するもの(ヒアリ類を想定)に係る検査並びに当該検査対象の移動禁止及び消毒命令等の措置の新設、特定外来生物の一部(アメリカザリガニやアカミミガメを想定)についてその飼養の状況等に鑑み規制を適用除外とする規定の整備(個人の販売目的でない飼育や個人間の無償譲渡等を規制

の適用除外とする方向で検討)等の措置を講ずる。

⇒環境法

〈消費者〉

○消費者契約法及び消費者の財産的被害の集團的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律(令和4法 59)
消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差に鑑み、消費者の利益の擁護を更に図るため、契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができる類型として、①勧誘することを告げずに退去困難な場所へ同行し勧誘すること、②威迫する言動を交え、相談の連絡を妨害すること、③契約前に目的物の現状を変更し、原状回復を著しく困難にすることを追加する等の措置を講ずるとともに、被害回復裁判手続の対象となる範囲を拡大し、①対象となる損害については、算定の基礎となる主要な事実関係が相当多数の消費者について共通すること等の要件を満たす慰謝料を追加するとともに、②被告とすることができる者に、被用者の選任等について故意又は重大な過失により相当の注意を怠った事業監督者等の個人を追加(悪質商法に関与した事業監督者・被用者を想定)する等の措置を講ずる。

⇒消費者契約法 ⇒消費者裁判手続特例法 ⇒消費者団体訴訟

〈条約〉

○強制労働の廃止に関する条約(第百五号)(令和4条9)

昭和32年6月25日にジュネーブで開催された国際労働機関(ILO)の第40回総会において採択されたものであり、政治的な見解の表明等に対する制裁、労働規律の手段、同盟罷業に参加したことに対する制裁等としてのあらゆる形態の強制労働を禁止し、かつ、これを利用しないことを約束すること等を定めている。第204回国会で成立した「強制労働の廃止に関する条約(第百五号)」は、本条約が禁止する強制労働に該当するおそれがある罰則に関する規定に係る関係法律の規定中、懲役刑を禁錮刑に改めるものであり、国会審議において、政府も同法の成立によって基本的に本条約の批准の環境が整うものであるとの認識を示した。同法成立後の第208回国会に本条約が国会に提出され、承認された。

⇒国際労働機関 ⇒国際労働条約 ⇒強制労働

(参議院法制局 小野寺理[同「第208回国会の概観」ジュリスト1577(2022.11)号からの抜粋・転載を含む])

第210回国会

(令和4年10月3日~12月10日)

〈国民〉

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律 (令和4法104)

障害者等の地域生活及び就労を支援するための施策の強化により、障害者等が希望する生活を営むことができる社会を実現するため、地域における相談支援体制の拡充、就労選択支援の創設、週所定労働時間が特に短い特定の障害者を雇用した場合の雇用率算定における特例の創設、入院者訪問支援事業の創設等による精神障害者の権利擁護の推進、指定難病の患者及び小児慢性特定疾病児童等に係る医療費助成制度の改善、障害福祉サービス等についての情報の収集、利用、連結解析等に関する規定の整備等の措置を講ずる。

⇒児童福祉法 ⇒障害者の雇用の促進等に関する法律 ⇒障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 ⇒障害福祉サービス ⇒精神障害 ⇒精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 ⇒地域相談支援 ⇒難病

〈選挙〉

○公職選挙法の一部を改正する法律(令和4法89)

令和2年の国勢調査の結果に基づき、衆議院議員選挙区画定審議会が行った衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告を受けて25都道府県において140選挙区の改定を行うとともに、衆議院比例代表選出議員の各選挙区において選挙すべき議員の数を東京都選挙区で2、南関東選挙区で1増加させる一方、東北選挙区、北陸信越選挙区及び中国選挙区で1ずつ減少させる。

⇒公職選挙法 ⇒衆議院議員 ⇒小選挙区比例代表並立制 ⇒定数不均衡(訴訟)

〈行政一般〉

○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律 (令和4法100)

民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の一層の促進を図るために、公共施設等の対象の拡大(PFI事業の対象となる公共施設等にスポーツ施設及び集会施設を追加)、公共施設等の管理者等が当該公共施設等の公共施設等運営権者の提案により実施方針のうち公共施設等の規模又は配置に係る事項を変更することを可能とする手続等の整備並びに株式会社民間資金等活用事業推進機構(PFI推進機構)の業務への民間支援業務の追加(事業を支援する地方銀行などの民間事業者に対する助言や専門家派遣等を追加)及び同機構が保有する株式等の処分に係る期限の5年(令和15年3月31日まで)延長を行う。

⇒ピー・エフ・アイ(PFI)

〈地方自治〉

○地方自治法の一部を改正する法律(令和4法101)

地方公共団体の議会の議員に係る請負に関する規制における請負の定義の明確化及び議員個人による請負に関する規制の緩和(各会計年度において支払を受ける請負の対価の総額が政令で定める額を超えない者を議員個人による請負に関する規制の対象から除外)、災害等の場合の地方公共団体の議会の開会の日の変更に関する規定の整備並びに地方議会議員の選挙における立候補休暇等に関する政府の措置等について定める。

⇒地方議会 ⇒地方自治法

〈警察〉

○国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律(令和4法97)

国際的協調の下に防止及び抑止が図られるべき不正な資金等の移動等をより一層効果的に防止し、及び抑止するため、大量破壊兵器関連計画等関係者を財産の凍結等の対象として追加するとともに、電子決済手段に関する取引を資本取引規制の対象とするほか、暗号資産交換業者に暗号資産の移転に係る通知義務を課す等の措置を講ずる。

⇒外国為替及び外国貿易法 ⇒組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律 ⇒大量破壊兵器 ⇒テロリズム ⇒マネー・ローンダリング ⇒麻薬特例法

〈司 法〉

○最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律(令和4法86)

令和4年5月25日の最高裁判所大法廷判決において，在外国民に対して最高裁判所裁判官国民審査における投票を認めていない現行制度は違憲であると判示されたことを受け，在外国民による在外国民審査を可能とする等の措置を講ずる。具体的には，在外選挙と同様，①在外公館における在外投票，②郵便等による在外投票，③国内における投票を行うことができるることとともに，投票用紙の事前の調製が可能で審査人の意思表示が容易な分離記号式(番号式)投票とする(投票用紙には1から15までの数字を印刷するとともに，審査の告示に際して裁判官の氏名の告示順序を示す番号(告示番号)を告示することとし，審査人は，罷免を可とする裁判官の告示番号に対応する欄に×を記載する)。そのほか，遠洋区域を航行区域とする船舶等に乗船中の船員等について洋上投票等を可能とするなど，所要の規定の整備を行う。

⇒国民審査 ⇒在外投票

〈法 務〉

○民法等の一部を改正する法律(令和4法102)

子の権利利益を保護する観点から，嫡出推定規定の見直し(母の婚姻の解消等の日から300日以内であっても，母の再婚後に生まれた子は，再婚後の夫の子と推定)及びこれに伴い不要となる女性に係る再婚禁止期間の廃止，嫡出否認ができる者との範囲の拡大(否認権者を子及び母に拡大する等)及び出訴期間の伸長(1年から原則として3年に伸長する等)，事実に反する認知についてその効力を争うことができる期間の設置(所定の時期から原則として7年)等の措置を講ずるとともに，親権者の懲戒権に係る規定を削除し，子の監護及び教育において子の人格を尊重することや体罰をしてはならないこと等の規定を設ける等の措置を講ずる。

⇒監護教育権 ⇒再婚禁止期間 ⇒嫡出子 ⇒嫡出否認の訴え ⇒懲戒権 ⇒認知

〈厚 生〉

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(令和4法96)

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ，国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため，

国及び都道府県並びに関係機関の連携協力による病床，外来医療及び医療人材並びに感染症対策物資の確保の強化(都道府県等と医療機関等の間で病床，発熱外来，自宅療養者等への医療の確保等に関する協定を締結する仕組みの法定化，公立・公的医療機関等，特定機能病院，地域医療支援病院に対する感染症発生・まん延時に担うべき医療提供の義務付け，自宅療養者等への健康観察の医療機関等への委託の法定化，医療人材派遣等の調整の仕組みの整備等)，保健所等における検査等のための必要な体制の整備，感染症及び予防接種の関連情報に係る情報基盤の整備，機動的なワクチン接種の実施，検疫の実効性の確保等の措置を講ずる。なお，衆議院における修正により，附則に，①新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に係る医療の在り方，②当該感染症の新型インフルエンザ等感染症への位置付けの在り方，③副反応に関する情報を含む予防接種の有効性及び安全性に関する情報の公表の在り方について，それぞれ検討を加え，その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする旨の規定が追加されている。

⇒衛生法

〈消費者〉

○消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律(令和4法99)

消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができる範囲を拡大し，事業者が，消費者契約の締結について勧誘をするに際し，消費者に対して，靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として，当該消費者又はその親族の生命，身体，財産その他の重要な事項について，そのままでは現在生じ，若しくは将来生じ得る重大な不利益を回避することができないと不安を抱いており，又はそのような不安を抱いていることに乘じて，その重大な不利益を回避するためには，当該消費者契約を締結することが必要不可欠である旨を告げたことにより，当該消費者が困惑し，それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは，当該消費者はこれを取り消すことができることとともに，取消権の行使期間を伸長する等(①追認をできる時から3年(現行1年)，②契約締結時から10年(現行5年)，③時効が完成していないものには遡及適用)の措置を講ずるほか，独立行政法人国民生活センターの業務として適格消費者団体が行う差止請求関係業務の円滑な実施のために必要な援助を行う業務を追加

する等の措置を講ずる。

⇒消費者契約法 ⇒消費者団体訴訟

○法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律(令和4法 105)

法人等からの寄附の勧誘を受ける個人の権利の保護等を図る観点から、法人等が寄附の勧誘を行うに当たっての寄附者への配慮義務(①自由な意思を抑圧し、適切な判断をすることが困難な状況に陥ることがないよう)する。②寄附者やその配偶者・親族の生活の維持を困難にすることがないよう)する。③勧誘する法人等を明らかにし、寄附される財産の使途を誤認させるおそれがないよう)する)，寄附の勧誘に際して不当勧誘行為(①不退去、②退去妨害、③勧誘をすることを告げず退去困難な場所へ同行、④威迫する言動を交え相談の連絡を妨害、⑤恋愛感情等に乘じ関係の破綻を告知、⑥靈感等による知見を用いた告知)で寄附者を困惑させることの禁止、借入れ等による資金調達の要求の禁止(借入れ、又は居住用の建物等若しくは生活の維持に欠くことのできない事業用の資産で事業の継続に欠くことのできないものの処分により、寄附のための資金を調達することを要求してはならない)、禁止行為の違反に対する行政措置(報告徴収、勧告、命令・公表)、罰則(虚偽報告等：50万円以下の罰金、命令違反：1年以下の拘禁刑・100万円以下の罰金。両罰規定あり)、不当な勧誘により困惑して寄附の意思表示をした場合の取消し(取消権の行使期間は、追認できる時から・寄附時から、上記①～⑤は1年・5年、⑥は3年・10年)、子や配偶者が婚姻費用・養育費等を保全するための債権者代位権の行使に関する特例(被保全債権が扶養義務等に係る定期金債権[婚姻費用、養育費等]である場合、本法・消費者契約法に基づく寄附[金銭の寄附のみ]の取消権、寄附した金銭の返還請求権について、履行期が到来していくなくても債権者代位権を行使可能にする[現行法上は、履行期が到来した分のみ])、不当な勧誘による寄附者等への支援(取消権や債権者代位権の適切な行使により被害回復等を図ることができるよう)するため、法テラスと関係機関・関係団体等の連携強化による利用しやすい相談体制の整備等、必要な支援に努める)等の措置を講ずる。なお、衆議院における修正により、法人等が寄付の勧誘を行うに当たっての寄附者への配慮義務に係る規定について「配慮しなければならない」とあるのを「十分に配慮しなければならない」に改めるとともに、法人等が配慮義務を遵守していないため、当該法人等

から寄附の勧誘を受ける個人の権利の保護に著しい支障が生じていると明らかに認められる場合において、更に同様の支障が生ずるおそれがあると認めるときは、当該法人等に対し、遵守すべき事項を示して、これに従うべき旨を勧告することができ、法人等がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができるとしている等の規定が追加されている。

⇒寄附 ⇒債権者代位権

(参議院法制局 小野寺理)

主要関連項目一覧

五十音順。右側は本冊子の頁番号と関連改正法番号を表す。

あ 行

- アスベスト(石綿)..... 34(令和2法39),
40(令和3法74),47(令和4法72)
- 育児介護休業法..... 6(平成28法17),
7(平成28法80),13(平成29法14),27(令和元法
24),33(令和2法14),40(令和3法58),43(令和4
法19・法22・法31・法35)
- 育児休業..... 7(平成28法80),13(平成29法14),
40(令和3法58),43(令和4法19・法22・法
31・法35)
- 育児休業給付..... 13(平成29法14),
33(令和2法14),40(令和3法58)
- 遺 言..... 17(平成30法72),18(平成30法73)
- 遺言執行者..... 17(平成30法72)
- 遺言証書..... 17(平成30法72),18(平成30法73)
- 遺産分割..... 17(平成30法72),39(令和3法24)
- 意匠権..... 27(令和元法3),40(令和3法42)
- 意匠法..... 27(令和元法3),40(令和3法42)
- 一部負担金..... 40(令和3法66)
- 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
..... 29(令和元法71)
- 遺留分..... 17(平成30法72),27(令和元法21)
- 医療計画..... 18(平成30法79)
- 宇宙..... 8(平成28法76・法77),
38(令和3法83)
- 宇宙条約..... 8(平成28法76・法77)
- 運送営業..... 17(平成30法29)
- 運送契約..... 17(平成30法29)
- 運送状..... 17(平成30法29)
- 運送取扱営業..... 17(平成30法29)
- 運送人..... 17(平成30法29)
- 運送品処分権..... 17(平成30法29)
- 営業秘密..... 4(平成28法16),19(平成30法33)
- 衛生法..... 52(令和4法96)
- 送り状..... 17(平成30法29)
- 卸売市場法..... 20(平成30法62)

か 行

- 外 局..... 43(令和4法75・法76)
- 外形標準課税..... 4(平成28法13)
- 介護休業..... 7(平成28法80),
43(令和4法19・法22・法31・法35)
- 介護休業給付..... 6(平成28法17)
- 外国為替及び外国貿易法..... 14(平成29法38),
29(令和元法60),44(令和4法28),51(令和4法
97)

- 外国人..... 8(平成28法88・法89)
- 外国人労働者..... 8(平成28法88・法89),
22(平成30法102)
- 外国法事務弁護士..... 32(令和2法33)
- 介護保険..... 13(平成29法52)
- 海上運送..... 14(平成29法21),17(平成30法29)
- 海上運送状..... 17(平成30法29)
- 海商法..... 17(平成30法29)
- 海上保険..... 17(平成30法29)
- 海 損..... 17(平成30法29)
- 海難救助..... 17(平成30法29)
- 介入権..... 17(平成30法29)
- 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に關
する法律..... 13(平成29法15)
- 覚せい剤取締法..... 29(令和元法63)
- 確定拠出年金..... 6(平成28法66),
32(令和2法40)
- 家事事件手続法..... 4(平成28法27),
17(平成30法20・法72),46(令和4法48)
- 河川法..... 41(令和3法31)
- 課徴金..... 28(令和元法45)
- 学校教育法..... 13(平成29法41),26(令和元法11)
- 割賦販売法..... 10(平成28法99),33(令和2法64)
- 株主総会..... 29(令和元法70)
- 株主提案権..... 29(令和元法70)
- 過労死・過労自殺..... 6(平成28法11)
- 環境税..... 24(平成31法3)
- 環境法..... 6(平成28法34・法50),
7(平成28法59),13(平成29法18・法51・法
61),19(平成30法50・法61・法69),21,22(平
成30法89),41(令和3法54・法60),48(令和4
法46),49(令和4法62・法69),50(令和4法
42・法60)
- 監護教育権..... 52(令和4法102)
- 閏 稅..... 44(令和4法5・法27)
- 閏税率定率法..... 4(平成28法16),11(平成29法13),
44(令和4法5)
- 鑑 定..... 46(令和4法48)
- 管 理..... 39(令和3法24)
- 管理人..... 39(令和3法24)
- 期間延長(特許の)..... 10
- 危険物..... 17(平成30法29)
- 企行(企て)..... 41(令和3法75)
- 気候変動に関する国際連合枠組条約
..... 6(平成28法50),10(平成28法16)
- 基礎年金..... 9(平成28法84),32(令和2法40)
- 寄 附..... 53(令和4法105)
- 寄附金税制..... 24(平成31法2)
- 基本手当..... 13(平成29法14)
- 基本法..... 43(令和4法77)

義務教育	9(平成 28 法 105)	金融商品の販売等に関する法律	
義務付け・権付け	4(平成 28 法 47), 12(平成 29 法 25),17(平成 30 法 66),25(令和元法 26),31(令和 2 法 41),38(令和 3 法 44),44(令和 4 法 44)	虞犯(ぐはん)少年	25(令和元法 28),32(令和 2 法 50)
逆送	39(令和 3 法 47)	区分所有建物の復旧・建替え	39(令和 3 法 47)
休日	18(平成 30 法 71),22(平成 30 法 99)	組合	34(令和 2 法 62)
休日労働	18(平成 30 法 71)	倉荷証券	35(令和 2 法 78)
教育訓練給付	13(平成 29 法 14)	クレジットカード	17(平成 30 法 29)
教育公務員特例法	9(平成 28 法 87), 46(令和 4 法 40)	警察庁	10(平成 28 法 99), 33(令和 2 法 64)
教育の機会均等	9(平成 28 法 105), 12(平成 29 法 9),24(令和元法 7),26(令和元法 8)	刑事施設	45(令和 4 法 6)
教育の政治的中立	41(令和 3 法 75)	刑事収容施設法	45(令和 4 法 67・法 68)
協議・合意(刑事手続における)	5(平成 28 法 54)	刑事責任年齢	45(令和 3 法 47)
共済	14(平成 29 法 74),40(令和 3 法 80)	刑事訴訟法	39(令和 4 法 67・法 68)
行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律	3(平成 28 法 51)	刑事免責	5(平成 28 法 54)
行政組織	37(令和 3 法 36), 43(令和 4 法 75・法 76)	継続雇用制度	33(令和 2 法 14)
行政組織法	37(令和 3 法 36), 43(令和 4 法 75・法 76)	刑法	45(令和 4 法 67・法 68)
行政手続法	24(令和元法 16)	欠格条項(巻末・基本法令用語)	24(令和元法 37)
行政罰	11(平成 29 法 4)	結約書	17(平成 30 法 29)
行政犯	41(令和 3 法 75)	検疫	49(令和 4 法 36)
強制労働	41(令和 3 法 75),50(令和 4 法 9)	嫌煙権	18(平成 30 法 78)
供託	31(令和 2 法 45)	健康保険	27(令和元法 9),40(令和 3 法 66)
共同海損	17(平成 30 法 29)	健康保険法	27(令和元法 9),40(令和 3 法 66)
協同組合	35(令和 2 法 78),47(令和 4 法 71)	検察官送致	39(令和 3 法 47)
共同相続	17(平成 30 法 72)	検証	46(令和 4 法 48)
共同著作物	10	原子力損害賠償責任	14(平成 29 法 30), 23(平成 30 法 90)
共同謀議	41(令和 3 法 75)	建築基準法	20(平成 30 法 67),48(令和 4 法 46)
共犯者の自白	5(平成 28 法 54)	憲法改正	36(令和 3 法 76)
共謀・そそのかし・あおり・企て	41(令和 3 法 75)	公害健康被害の補償等に関する法律	19(平成 30 法 11)
共謀罪	12(平成 29 法 67)	強姦罪	12(平成 29 法 72)
共有	39(令和 3 法 24)	後期高齢者医療制度	40(令和 3 法 66)
共有物分割の訴え	39(令和 3 法 24)	公共職業安定所	4(平成 28 法 47)
供与	3(平成 28 法 25)	航空運送	17(平成 30 法 29)
居住権	17(平成 30 法 72)	公示送達	46(令和 4 法 48)
寄与分	17(平成 30 法 72)	皇室典範	10(平成 29 法 63)
記録命令付差押え	11(平成 29 法 13)	公衆送信権	39(令和 3 法 52)
禁錮	45(令和 4 法 67・法 68)	公職選挙法	
銀行法	7(平成 28 法 62),14(平成 29 法 49), 41(令和 3 法 46)	...3(平成 28 法 8・法 24・法 25・法 49),7(平成 28 法 93・法 94),11(平成 29 法 58・法 66),16 (平成 30 法 65・法 75),37(令和 3 法 82),51(令和 4 法 89)	
均等待遇(労働者の)	18(平成 30 法 71)	公正証書	17(平成 30 法 72)
金融商品取引法	14(平成 29 法 37), 25(令和元法 28)	公正取引委員会	10,28(令和元法 45)

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律		債権者代位権	53(令和4法105)
..... 6(平成28法17),33(令和2法14)		債権法改正	12(平成29法44)
公務員の政治的行為	41(令和3法75)	再婚禁止期間	4(平成28法71), 52(令和4法102)
高齢者の医療の確保に関する法律	40(令和3法66)	サイバー犯罪	22(平成30法91), 45(令和4法6)
.....		再犯	9(平成28法104)
国際海上物品運送法	17(平成30法29)	歳費	31(令和2法24),37(令和3法28), 42(令和3法86)
国際裁判管轄	17(平成30法20)	在留資格	22(平成30法102)
国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約	25(令和元法2)	差押禁止	42(令和3法64)
.....		三六協定	18(平成30法71)
国際労働機関	50(令和4法9)	差別	36(令和3法56)
国際労働条約	50(令和4法9)	産業競争力強化法	19(平成30法26), 41(令和3法70)
国税・地方税	4(平成28法13・法15), 8(平成28法85・法86),11(平成29法2),16(平 成30法3),24(平成31法2),31(令和2法5),38 (令和3法7),44(令和4法1)	時間外労働	18(平成30法71)
国税犯則取締法	11(平成29法4)	事業税	4(平成28法13・法15), 8(平成28法86),24(平成31法2・法4)
国籍	17(平成30法59)	自殺	6(平成28法11),27(令和元法32)
国選弁護人	5(平成28法54)	失業等給付	6(平成28法17),13(平成29法14)
国民健康保険法	40(令和3法66)	執行猶予	45(令和4法67・法68)
国民審査	7(平成28法94),52(令和4法86)	実用新案権	40(令和3法42)
国民投票法	36(令和3法76)	実用新案法	40(令和3法42)
国民年金	9(平成28法84・法114), 32(令和2法40)	児童虐待	13(平成29法69),27(令和元法46)
国立大学法人	5(平成28法38), 26(令和元法11),39(令和3法41)	自動車運転致死傷行為処罰法	32(令和2法47)
個人情報の保護	3(平成28法51), 11(平成29法28),30(令和2法44),37(令和3法 37)	自動車税制	4(平成28法13),8(平成28法86), 24(平成31法2・法5),25(平成31法6)
戸籍	26(令和元法17)	自動車損害賠償保障法	49(令和4法65)
国会議員	3(平成28法49),11(平成29法58), 16(平成30法75)	児童手当	36(令和3法50)
国家公安委員会	45(令和4法6)	児童の権利に関する条約	24(令和元法41)
国家公務員法	38(令和3法61)	児童福祉法	5(平成28法63),13(平成29法69), 27(令和元法46),47(令和4法66),51(令和4法 104)
国庫	39(令和3法25)	児童扶養手当	5(平成28法37)
固定資産税	31(令和2法5)	司法試験	26(令和元法44)
子ども・子育て支援法	18(平成30法12), 24(令和元法7),36(令和3法50)	司法修習生	12(平成29法23)
個品運送契約	17(平成30法29)	司法書士	26(令和元法29)
雇用対策法	18(平成30法71)	社外取締役	29(令和元法70)
雇用保険	6(平成28法17),13(平成29法14), 33(令和2法14),47(令和4法12)	社会福祉	33(令和2法52)
雇用保険法	6(平成28法17),13(平成29法14), 47(令和4法12)	社会福祉法人	5(平成28法21)
婚姻	17(平成30法59)	社会保険診療報酬支払基金	27(令和元法9)
婚姻の自由	4(平成28法71)	積み立て	46(令和4法48)
コンスピラシー	41(令和3法75)	社債、株式等の振替に関する法律	29(令和元法71)
コンピュータ犯罪	22(平成30法91)	衆議院議員	51(令和4法89)
さ 行		住宅の品質確保の促進等に関する法律	41(令和3法48)
在外投票	7(平成28法94),52(令和4法86)	自由貿易協定	10,21(平成30条16), 23(平成30条15),30(令和元条10・条11),42
最惠国待遇	44(令和4法27)		

(令和3条7)		
住民基本台帳法	24(令和元法 16)	
住民税	4(平成 28 法 13),24(平成 31 法 2)	
住民訴訟	12(平成 29 法 54)	
受刑者の権利	45(令和 4 法 67・法 68)	
出願公開	45(令和 4 法 43)	
出入国管理及び難民認定法		
	8(平成 28 法 88・法 89), 22(平成 30 法 102)	
種苗法	35(令和 2 法 74)	
準問屋	17(平成 30 法 29)	
準備書面	46(令和 4 法 48)	
場屋の取引	17(平成 30 法 29)	
障害児通所支援	5(平成 28 法 65)	
障害者基本法	36(令和 3 法 56), 43(令和 4 法 50)	
障害者の雇用の促進等に関する法律		
	27(令和元法 36),51(令和 4 法 104)	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	5(平成 28 法 65), 6(平成 28 法 64),51(令和 4 法 104)	
障害福祉サービス	51(令和 4 法 104)	
商業登記法	29(令和元法 71)	
証拠隠滅罪	5(平成 28 法 54)	
証拠開示	5(平成 28 法 54)	
証拠調べ	46(令和 4 法 48)	
証拠保全	46(令和 4 法 48)	
商事寄託	17(平成 30 法 29)	
小選挙区比例代表並立制	3(平成 28 法 49), 11(平成 29 法 58),16(平成 30 法 75),51(令和 4 法 89)	
証人威迫罪	5(平成 28 法 54)	
証人尋問	46(令和 4 法 48)	
少 年	39(令和 3 法 47)	
少年院	45(令和 4 法 67・法 68)	
少年鑑別所	45(令和 4 法 67・法 68)	
少年法	39(令和 3 法 47)	
消費者契約法	7(平成 28 法 61), 17(平成 30 法 54),50(令和 4 法 59),52(令和 4 法 99)	
消費者裁判手続特例法	11(平成 29 法 43), 42(令和 3 法 72),50(令和 4 法 59)	
消費者団体訴訟	50(令和 4 法 59), 52(令和 4 法 99)	
消費税	4(平成 28 法 15),8(平成 28 法 85)	
商標権	40(令和 3 法 42)	
傷病手当金	40(令和 3 法 66)	
商標法	10,40(令和 3 法 42)	
商 法	17(平成 30 法 29)	
消滅時効	12(平成 29 法 44)	
職業安定法	47(令和 4 法 12)	
職業紹介	13(平成 29 法 14)	
職業生活	18(平成 30 法 71)	
職業能力開発促進法	47(令和 4 法 12)	
植物の新品種の保護に関する国際条約		
	35(令和 2 法 74)	
書 証	46(令和 4 法 48)	
所得控除	31(令和 2 法 5・法 8)	
所得税	4(平成 28 法 15),8(平成 28 法 85), 11(平成 29 法 4),16(平成 30 法 7),25(平成 31 法 6),31(令和 2 法 8),38(令和 3 法 11),44(令和 4 法 4)	
所得税法	4(平成 28 法 15),11(平成 29 法 4), 16(平成 30 法 7),25(平成 31 法 6),31(令和 2 法 8),38(令和 3 法 11),44(令和 4 法 4)	
所得割	4(平成 28 法 13)	
所有権	39(令和 3 法 24・法 25)	
自立支援給付	5(平成 28 法 65)	
シルバー人材センター	6(平成 28 法 17)	
新規性(特許法上の)	10	
親告罪	12(平成 29 法 72)	
人事訴訟	17(平成 30 法 20),46(令和 4 法 48)	
人種差別撤廃条約	3(平成 28 法 68)	
信用購入あっせん	33(令和 2 法 64)	
人類の共同の財産	38(令和 3 法 83)	
推定する・みなす(看做す)(巻末・基本法令用語)	17(平成 30 法 59)	
水 法	41(令和 3 法 31)	
ストーカー規制法	8(平成 28 法 102), 39(令和 3 法 45)	
税額控除	25(平成 31 法 6)	
生活困窮者自立支援法	18(平成 30 法 44)	
生活保護法	18(平成 30 法 44)	
税源浸食と利益移転(BEPS)		
	21(平成 30 法 8),25(平成 31 法 6)	
生殖補助医療	35(令和 2 法 76)	
精神障害	51(令和 4 法 104)	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律		
	51(令和 4 法 104)	
生存権	32(令和 2 法 40)	
性同一性障害	17(平成 30 法 59)	
成年後見	4(平成 28 法 27・法 29)	
成年被後見人	4(平成 28 法 27), 24(令和 4 法 37)	
生物の多様性に関する条約	15(平成 29 法 10)	
セクシュアル・ハラスメント		
	27(令和元法 24),37(令和 3 法 67)	
設立登記(法人の)	29(令和元法 71)	
船員法	14(平成 29 法 21)	
選挙運動	3(平成 28 法 25),11(平成 29 法 66),	

16(平成 30 法 65),24(令和元法 1)	
選挙人名簿	3(平成 28 法 8),7(平成 28 法 94)
船 長	17(平成 30 法 29)
煽 動	41(令和 3 法 75)
全農林警職法事件	41(令和 3 法 75)
船舶共有者	17(平成 30 法 29)
船舶先取特権	17(平成 30 法 29)
船舶衝突	17(平成 30 法 29)
船舶所有者	17(平成 30 法 29)
船舶賃貸借	17(平成 30 法 29)
船舶抵当権	17(平成 30 法 29)
船舶登記	17(平成 30 法 29)
船舶に対する民事執行	17(平成 30 法 29)
船舶油濁損害賠償保障法	28(令和元法 18),29(令和 2 法 8)
総合法律支援法	5(平成 28 法 53)
倉庫営業	17(平成 30 法 29)
相次運送取扱い	17(平成 30 法 29)
相 統	39(令和 3 法 24・法 25)
相続財産	39(令和 3 法 24)
相続税	25(平成 31 法 6)
相続人	39(令和 3 法 24)
相続人の不存在	39(令和 3 法 24)
送 達	46(令和 4 法 48)
贈与税	8(平成 28 法 85),25(平成 31 法 6)
相隣関係	39(令和 3 法 24)
即 位	10(平成 29 法 63)
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律	12(平成 29 法 67),51(令和 4 法 97)
租税回避	25(平成 31 法 6)
租税条約	21(平成 30 条 8)
租税法	11(平成 29 法 4)
た 行	
大気汚染防止法	34(令和 2 法 39)
代理母	35(令和 2 法 76)
大量破壊兵器	51(令和 4 法 97)
短期消滅時効	33(令和 2 法 13)
堪航能力	17(平成 30 法 29)
短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律	18(平成 30 法 71)
男女雇用機会均等法	27(令和元法 24)
単独海損	17(平成 30 法 29)
地域相談支援	51(令和 4 法 104)
父を定める訴え	4(平成 28 法 71)
地方議会	51(令和 4 法 101)
地方交付税	24(平成 31 法 5)
地方公務員法	12(平成 29 法 29),38(令和 3 法 63)
地方自治法	12(平成 29 法 54),51(令和 4 法 101)
地方消費税	8(平成 28 法 86)
地方税法	11(平成 29 法 2),16(平成 30 法 3),24(平成 31 法 2),31(令和 2 法 5),38(令和 3 法 7),44(令和 4 法 1)
地方分権	4(平成 28 法 47),12(平成 29 法 25),17(平成 30 法 66),25(令和元法 26),31(令和 2 法 41),38(令和 3 法 44),44(令和 4 法 44)
嫡出子	52(令和 4 法 102)
嫡出否認の訴え	52(令和 4 法 102)
中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律	6(平成 28 法 58),19(平成 30 法 26)
懲 役	45(令和 4 法 67・法 68)
懲戒権	52(令和 4 法 102)
著作権	10,18(平成 30 法 30),32(令和 2 法 48),39(令和 3 法 52)
著作権法	18(平成 30 法 30),32(令和 2 法 48),39(令和 3 法 52)
著作隣接権	10
地理的表示	23(平成 30 法 88)
通信の秘密	36(令和 3 法 27)
通信傍受	5(平成 28 法 54)
定期傭船契約	17(平成 30 法 29)
定期約款	12(平成 29 法 44)
定数不均衡(訴訟)	3(平成 28 法 49),11(平成 29 法 58),16(平成 30 法 75),51(令和 4 法 89)
定年(停年)	38(令和 3 法 61・法 63)
定年制	33(令和 2 法 14)
テロリズム	51(令和 4 法 97)
電子マネー	25(令和元法 28)
天 皇	10(平成 29 法 63)
問 屋	17(平成 30 法 29)
問屋営業	17(平成 30 法 29)
同 意	17(平成 30 法 59)
登記権利者・登記義務者	39(令和 3 法 24)
登記簿	26(令和元法 15)
投資保護協定	10,21(平成 30 条 16)
登録免許税	25(平成 31 法 6)
道路交通法	25(令和元法 20),31(令和 2 法 42),45(令和 4 法 32)
道路法	19(平成 30 法 6),34(令和 2 法 31)
都教組事件	41(令和 3 法 75)
独占禁止法	28(令和元法 45)
督促手続	46(令和 4 法 48)
特定商取引に関する法律	7(平成 28 法 60),42(令和 3 法 72)
特定商品等の預託等取引契約に関する法律	42(令和 3 法 72)
特定非営利活動促進法	3(平成 28 法 70),35(令和 2 法 72)

特定非営利活動法人 3(平成 28 法 70)
 特別養子 9(平成 28 法 110), 26(令和 3 法 34)
 都市計画法 41(令和 3 法 31)
 土地改良区 20(平成 30 法 43), 49(令和 4 法 9)
 土地改良事業 14(平成 29 法 39),
 49(令和 4 法 9)
 土地基本法 34(令和 2 法 12), 39(令和 3 法 24)
 特許権 10, 27(令和 3 法 3), 40(令和 3 法 42)
 特許法 10, 27(令和 3 法 3), 40(令和 3 法 42),
 45(令和 4 法 43)
 賭 博 10(平成 28 法 115), 20(平成 30 法 80)
 取調べの可視化 5(平成 28 法 54)

な 行

内閣府 43(令和 4 法 75・法 76)
 内国税 11(平成 29 法 4)
 仲立営業 17(平成 30 法 29)
 仲立人 17(平成 30 法 29)
 難 病 51(令和 4 法 104)
 荷送人 17(平成 30 法 29)
 入漁権 23(平成 30 法 95)
 認 知 52(令和 4 法 102)
 年金積立金管理運用独立行政法人
 9(平成 28 法 114)
 年次有給休暇 18(平成 30 法 71)
 年 齢 17(平成 30 法 59)
 農地法 50(令和 4 法 56)

は 行

配偶者控除 11(平成 29 法 2・法 4)
 配偶者特別控除 11(平成 29 法 2)
 売春防止法 47(令和 4 法 52)
 パワー・ハラスメント 27(令和 3 法 24)
 判決・決定・命令 46(令和 4 法 48)
 判決の言渡し 46(令和 4 法 48)
 判決の変更 46(令和 4 法 48)
 番号法 24(令和 3 法 16), 26(令和 3 法 17),
 37(令和 3 法 37)
 犯人蔵匿罪 5(平成 28 法 54)
 ピー・エフ・アイ(PFI) 16(平成 30 法 60),
 51(令和 4 法 100)

被害者(犯罪の) 5(平成 28 法 73),
 45(令和 4 法 67・法 68), 46(令和 4 法 48)
 被害者補償 5(平成 28 法 73)
 非常勤職員 12(平成 29 法 29)
 筆界特定 34(令和 2 法 12)
 被保佐人 24(令和 3 法 37)
 表示に関する登記 26(令和 3 法 15)
 比例代表 16(平成 30 法 75)
 風俗警察 17(平成 30 法 59)
 副 業 33(令和 2 法 14)
 複合運送契約 17(平成 30 法 29)

不在者 39(令和 3 法 24)
 不在者投票 37(令和 3 法 82)
 侮辱罪 45(令和 4 法 67・法 68)
 婦人補導院 47(令和 4 法 52)
 不正競争 19(平成 30 法 33), 34(令和 2 法 22)
 不正競争防止法 19(平成 30 法 33)
 普選運動 3(平成 28 法 49), 11(平成 29 法 58)
 物品運送契約 17(平成 30 法 29)
 不動産特定共同事業法 14(平成 29 法 46)
 不当表示 22(平成 30 法 97)
 船荷証券 17(平成 30 法 29)
 フレックスタイム 18(平成 30 法 71)
 ヘイト・スピーチ 3(平成 28 法 68)
 変形労働時間制 30(令和 3 法 72)
 ベンチャー企業 6(平成 28 法 58)
 弁論準備手続 46(令和 4 法 48)
 保育所 5(平成 28 法 22)
 法科大学院 26(令和 3 法 44)
 法人税 4(平成 28 法 15), 31(令和 2 法 8)
 法定期率 12(平成 29 法 44)
 保護観察 45(令和 4 法 67・法 68)
 母子保健法 29(令和 3 法 69)
 保証債務 12(平成 29 法 44)
 補導処分 47(令和 4 法 52)
 ホワイトカラー・エグゼンプション
 18(平成 30 法 71)

ま 行

マネー・ローンダリング 51(令和 4 法 97)
 麻薬特例法 51(令和 4 法 97)
 未成年者 17(平成 30 法 59), 39(令和 3 法 47)
 民事執行 25(令和 3 法 2)
 民事訴訟法 46(令和 4 法 48)
 民 法 39(令和 3 法 24)
 民法改正 39(令和 3 法 24)
 無名・変名著作物 10
 持 分 39(令和 3 法 24)
 持分権 39(令和 3 法 24)

や 行

役員賞与 29(令和 3 法 70)
 有害な税の競争 21(平成 30 法 8)
 有価証券の譲渡益 31(令和 2 法 8)
 有期労働 18(平成 30 法 71)
 有事法制 15(平成 29 法 7)
 養 子 9(平成 28 法 110), 17(平成 30 法 59),
 26(令和 3 法 34)

傭船契約 17(平成 30 法 29)
 呼出状 46(令和 4 法 48)
 予防接種禍 35(令和 2 法 75)

ら 行

旅客運送契約 17(平成 30 法 29)

連結納税制度..... 31(令和2法8)
労役場留置..... 45(令和4法67・法68)
労働安全衛生法..... 18(平成30法71)
労働契約法..... 18(平成30法71)
労働者派遣法..... 18(平成30法71)
老齢年金..... 9(平成28法84)

わ 行

和解..... 46(令和4法48)
割増賃金..... 18(平成30法71)

(有斐閣法律辞典編集室)